

参議院公害対策特別委員会會議録第五号

昭和四十五年十二月十六日(水曜日)

午前十時八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 占部 秀男君
理事 鬼丸 勝之君
久次米健太郎君
杉原 一雄君
内田 善利君

委員 長田 裕二君
川上 為治君
木島 義夫君
矢野 登君
山本敬三郎君
渡辺 太郎君
小野 明君
田中寿美子君
竹田 四郎君
小平 芳平君
田淵 哲也君
須藤 五郎君

國務大臣 厚生 大臣 内田 常雄君
運輸 大臣 橋本登美三郎君
國務 大臣 山中 貞則君

政府委員 内閣審議官 城戸 謙次君
公正取引委員会 吉田 文剛君
事務局局長 山口シヅエ君
官 經濟企画政務次官 橋本龍太郎君
厚生政務次官 浦田 純一君
厚生省環境衛生 局長

厚生省環境衛生局長	曾根田郁夫君
農林大臣官房技	加賀山國雄君
術審議官	莊 清君
通商産業省公害	柴崎 芳三君
保安局長	長橋 尚君
通商産業省公益	栗栖 義明君
保安局公害部長	野村 一彦君
通商産業省公益	岡部 實夫君
事業局長	中 原 武夫君
運輸省港湾局長	薄田 浩君
運輸省自動車局	秋富 公正君
長 労働省労働基準	立田 清士君
局長	
事務局側	
常任委員会専門	
員	
説明員	
防衛施設庁施設	
部長	
運輸省鉄道監督	
局固有鉄道部長	
自治大臣官房審	
議官	

本日の會議に付した案件

○公害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆議院送付)

○騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(占部秀男君) ただいまから公害対策特別委員会を開会いたします。

公害対策基本法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案、騒音規制法の一部を改正する法律案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○杉原一雄君 防衛庁に御質問いたしますが、去る衆議院の産業公害対策特別委員会において附帯決議を案はあげております。その附帯決議の中心はすでに防衛庁も十分御検討いただいていると思はれますが、重ねて御指摘いたしますならば、騒音規制法の一部改正案の討議の中で、「航空機騒音対策については、防衛施設周辺の整備等に関する法律」及び「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく施策を積極的に進めるほか、「こういう指摘が実はあるわけでございまして。この観点から私は、いわゆる基地公害という概念規定をしながら防衛庁の努力の状況等について、あるいは今後のこうした問題に対する対策等について実は質問をしたいと思っております。

いまわれわれの手に提案されております公害対策基本法、あるいは第一条の目的、あるいは第二条の公害という定義の中で、「土壌の汚染」なり、「騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」という定義のそれぞれに該当すること等について、防衛庁所管の周辺地域においてこの種の問題がすでにいろいろ起こっているのではないだろうか。その実情と、できればそれに対する対策など、より具体的にお示しいただきたいと思はるうのであります。第三条では「事業者の責務」ということで起こしてあるわけですが、この

事業者の責務というところを防衛庁の責務というふうに置きかえれば、私はそのままは当てはまらぬと思うのであります。とりわけ防衛庁に対して、こうした私が質問をしようとする意図はどこにあるか、それは「日本の防衛」世間では防衛白書、非常に御苦勞なさったようにも評価されておるわけですが、この中で「国を守る心」という項が起こされております。しかもその国とは何だ、ここに言う国という意味の中でうたわれておることは、「わが国の防衛」とは、われわれの国土の安泰と、民族の文化、自由と民主主義および国民共同の生活体の安定と繁栄を守ることである。そこでそのあとがたいへん私は大事だと思はれますが、「この国土はわれわれの祖先の住んだところであり、またわれわれの子孫の住むところである。これは私、公害問題の中では環境権の確立という形で、連合審査会では訴えてまいりましたところでありまして。『われわれは、長い歴史、独得の文化と伝統を誇っているが、さらに育成されて栄えて行かなければならぬ未来の土地でもある。』非常に高い調子で訴えているわけですが、『喜びと悲しみ、希望と失望の交差してきた過去を持ち、しかも正義と人道がいよいよ興るなければならぬ土地でもある。しかもこの土地の民族は一つのものであり、この社会および国家は分割のない一つのものである。』云々というところで訴えながら、若干飛ばしますけれども、『わが民族は、われわれに對することなんです。』『わが国士は、もちろん、言語風俗、生活体系、歴史伝統、信仰、文芸、思想等を遠い昔から受け継いできた。これは過去からの長い歴史を通じて培われたわが民族の蓄積であり、その創造物であり、共同の世襲財産である。』その共同の世襲財産の中に、精神的分野とともに、あわせて自然の問題、いまわれわれが討論して

いる環境の問題が深く根ざしていると私は考えます。引き続いて「自然や物質的要因の上に人の心によってつくられた精神的文化財である。その価値は国民の努力によって積み上げられた成果であり、また将来もこの努力は続けられるであろう。」云々と指摘しているわけです。

このいま読み上げた点につきましては、自衛隊を認める認めないの立場を越えて私は正しいと思えます。そうした観点から防衛庁が防衛行政を進めていく中において、その防衛庁が高らかにうたっている自然環境が、国家の機関である防衛庁自身が防衛行政の中でこれをじゅうりんし、破壊し、地域周辺の住民に非常な迷惑をかけている事実等は私も承知しております。先般千歳の市長を訪れて、学校等見たりした中で最善の努力を私は認めておりますが、なおかつこうした問題等について率直に防衛庁の今日の実情と、これに対する対策と、これからの規制のいかん、とりわけ今度の公害国会という、この国民注目の中に開かれる国会の中で、明らかに国家の責任において明示されるべきことが、私たちは企業家、資本家を攻撃する前に加害者としての国家の立場を明らかにすること、この問題を前向きに進進させる大きな契機になるだろうと思えます。そういう意味で防衛庁の簡にして責任ある答弁をお願いしたいと思います。

○説明員(薄田浩君) お答えいたします。いまの杉原先生が御指摘のとおり、いわゆる防衛施設における駐留に伴いまして、ある特定の地域にたいへん御迷惑をかけておられることは事実でございます。その間をいかに処理していくかということで長年努力してまいりました。この防衛施設、かつ国会にも去る四十二年に周辺整備法を御制定いただきまして、それを鋭意拡充あるいは質的な向上をはかってやっておりますのが実情でございます。それでその公害の態様とこれに対する対策について概略申し上げたいと思えますが、まず要件といたしましては、防衛施設、いわ

ゆる自衛隊と駐留軍施設の運用、それから行為といたしましては、自衛隊及び米軍の行為による障害というものが要件でございます。この態様といたしましては、御案内のとおり、あるいは航空機あるいは砲撃の騒音あるいは機甲重車等による荒廃等の要件がございます。こういうものにつきまして軽減緩和する諸施策として、地元の方々にとって万全ではございませんが、法律、政令あるいは予算の許す範囲内で行うことを進めてきたわけでございます。

まず大きく分けて三つございしますので、恐縮でございますが御説明させていただきますと、まず第一に、音による障害でございますが、騒音防止対策というふうにならば呼んでおります。これは私のほうの法律で申しますと、第三条の二項でやっておりますわけでございますが、いわゆる教育や医療、保育等に音による障害を与えておりますので、これらを防止するために学校、病院、保育所、診療所、救護施設、特別養護老人ホーム等につきまして防音工事を行なう場合に、そのたとえば市町村等につきまして補助金でこの工事の御援助を申し上げております。それから騒音によりまして住民の生活上の障害が起きておるわけでございしますが、これを緩和するという意味で、養護老人ホーム、市町村の庁舎、あるいは図書館、公民館、学習、休養施設等、いわゆる生活環境施設の整備を行なう場合に、やはり同じように補助金の交付で軽減緩和をはかっております。それから三番目といたしましては、ある特定の飛行場、大体十八ヶ所ございしますが、この周辺におきましては音と、かつ、危険性の問題も含めまして住民のこうむる障害を軽減緩和するために、民家等の移転あるいは補償あるいは移転の跡地の買い上げ等をやっております。以上のほか各飛行場の実情に応じまして、いわゆるサイレンサーあるいは合同委員会等で合意をいたしまして飛行方法の規制、飛行時間あるいはジェットエンジンの試験の規制等、そういうものの実施をしております。これが大体音に対します措置でございます。

第二に、いわゆる水質等の汚濁等につきましては、基地があること等によりまして水質の汚濁等を生じておるものがございます。農林、漁業に被害を与えております。こういうものに対してはその経営上の補償をいたしております。それから同じく水質の汚濁に伴いまして住民の方々の生活上の障害を与えているものにつきましては、この緩和のため、あるいは水道あるいはプール等生活環境の整備を行なう場合に、市町村に対して補助をいたしております。

第三番目といたしましては、一般的に飛行や重車、射撃のひんばんな実施、これは演習場や対地射撃場等についていえるわけでございますが、障害が一般的にございす場合に、農林漁業用施設、道路、河川、防災、防風等の施設について工事を実施しております。それから自衛隊や米軍等の行ないます行為によりまして、農林漁業等を営んでおる方々が、その経営上損失をこうむった場合には、いわゆる農耕阻害あるいは漁業補償というように形で損失の補償をいたしております。

これがあらかたな防衛施設で行なっております事実の概要でございます。

○杉原一雄君 いま施設部長の答弁を聞いておりますと、まことにすらすらと聞いておるやうに聞こえますが、たとえば千歳の基地にある小中学校の二重窓の問題等あるいは施設庁自身が設計をしておつくりになった学校を見たわけです。結局二重窓で音をとめたけれども、あと空気あるいは温度は保証されていない場合もあるわけですから、おのずから冷暖房の設備等があるわけですね。これは施設庁はわれ関せずで、その市自体の財政的負担につなげてくる、こういう問題等がございますので、私ここで重ねていろいろお聞きしたいところでありますが、後はどまた資料等で御提示をいたされたかと思えますが、ただ、いまおっしゃったような幾つかの手だてを講じたけれどもいまだに激しい紛争がある、不満がどんどん皆さんの手元

へあがってきているというような係争中の問題等あれば、その係争中の問題の焦点とそれについての考え方、なければいけないでございす。私はこの問題だけは知らずにやっておりますから答弁してください。

○説明員(薄田浩君) いわゆる先生御指摘のような係争中というふうな表現を使つたらよろしいかどうかあれでございますが、まあこの辺で至らないという点のことはございす。御指摘のように、千歳を御例示になりましたが、いづれも同じでございますが、防音はしたけれどもいづれも同じでございますが、管理費についていへん経費を要して地方財政を圧迫しておるということがございす。これにつきましては、実は来年度の要求に入りますが、いわゆるいままでつくりました各種の学校等約五百ヶ所を対象といたしまして、御指摘のような維持費の補助と、それからおいおい寒冷地帯につきましては暖房、あるいは暑いところにつきましては除湿的な装置も進めてまいりたいと思えます。特に係争中というふうなものは承知いたしております。

○杉原一雄君 山中長官もお聞きのとおりでございます。連合審査会でこれを含めた対策本部の何か私質問をしたように覚えておりますが、せっかくの答弁の中になかったように思えます。伺いたいののは、あなたの対策本部の所管の中の一環として調整の対象になっているのかどうか。いまの御答弁に続いて長官もそれはよくやっております。ふうに御判断なさるか。簡単にお願いいたします。と、これは私の公害対策本部の所管外でございます。というのは独立のそれに対処すべき法律を持つておるからでございます。ただし、その法律の内容についても一部を補助することができるといふ表現があったり、それらの地域住民のほうに要望する施設がその法律の条文だけで完全に期待にこたえられておるかどうか、これは運用上問題があるかと思えます。また、公共施設の範囲においても、たとえば農協あたり等については

なかなか国として最終的に大蔵省まで農協の移転とか防音とかというものについては公共施設として認めない範囲の中に入るといふ議論がいまなおこの三年間詰まっています。これらの点はやはり私も関心を持っておりませんが、たまたま上は公害対策本部の関知せざる範囲であるということ、独立の法を持つた運営のほうで万全を期してほしいというつもりでありますが、政府全体としては、これはやはり同じ内閣でございますので、防衛施設庁のやり方等について公害対策の新しい観点から見ても既存の法律においてそれが間尺に合っていない、あるいはこれでは運用上問題があるという点はどしどし助言をしてみたいと考えてはおります。

○杉原一雄君 長官のいまの最後のことばを私は非常に大事にしたいと思います。われわれも戦前の生活をしてきた者でございますから、軍と政治という関係において、やがてまた緊張状態が起こりますと、軍ならば住民の建物も田畑もじゅうりんしてもかまやしないというような危険を常に内包していると思えます。それは軍の性格上そうならざるを得ない。そういう点があるから、いま公害国会を通じて国民にとっては長官が区分けをしたような受け取り方をおそらくしてないと思うのです。そういうことだから、長官があと言われたことを私は本部として十分の御配慮と御努力を果してお願ひしたい。こういうことで防衛庁関係の質問をこれで終わります。

〔委員長退席、理事鬼丸勝之君着席〕

次に、先般の連合審査の委員会の際にも時間がございませんで、ちょっとびり洩りました。が、四日、五日の衆議院の連合審査委員会の席上、傍聴席に私の県イタイイタイ病患者小松みよさんが実は出席していたことを後ほどテレビ、新聞等で私承知いたしました。非常に内心今期国会に対する取り組みについて強い激励を受けたようにも思っています。重い責任を果は感じていたわけですね。でありますから今度の公害国会を終わって故郷に帰りまして、私は小松さんを

含む九十八名の公害病、イタイイタイ病患者に御報告をしたい、それをするのは私の義務だと思っております。そのことは同時にいま後は厚生省からお伺いすれば明確になると思いますが、公害病認定患者が全国で幾らあるか、水俣、四日市、ぜんそくその他を含めて、そうした公害病患者に対する私は本国会からの回答になると思っております。しかし私は、いろいろ重要法案を審議いたしました。したが、この法案をどうひっくり返してみても、いま申し上げた四十年間の病気に耐えて、どうにか荻野医師という人の努力で病気の進行はとまっておりますけれども、三十センチも身長が縮まり、全く夫婦の間を断絶した長い苦しい生活をしてきた。私、一応小松みよさんという対象の言い方で話をしますが、その小松みよさんに、全国会でこのような法案を通すことによってあなたの過去についてはこうなんだ、これからの病気にについてはこうなんだ、同時にまたあなたの背景にある千内外の公害病患者あるいは疑似患者に対してはこういう手当てを政府は責任を持ってやっていると報告のできるものがあれば、一応本委員会を通じて山中長官なり厚生省から言明をしていただきたいと思います。私は、この前も公害対策特別委員会があらまして、その委員会の席上で、いや、前の通常国会ですか、医療救済の問題、紛争処理法の問題等、二法律が大学関係法案のために流れました。あわてふためいて臨時国会でこれを上げました。

二月からそれがいよいよ効力を発生しております。しかも発生いたしましたけれども、結果的には病床に伏している公害病患者に対してどのような財政的な手当てができていくかどうか、大体承知いたしました。しかし、それは小松みよさん等私は私は非常に不満だと思っております。その不満の気持ちをこの公害国会という国会に大きく期待をかけてきています。これにこたえろものが十四の法律の中にあるのかどうか、またこれにないとなれば、別な形で厚生省が四十六年度の予算の中でこういう点で、いまひとつ最後の予算編成の締めくくりに段階で大臣、政務次官等が奮闘して

いるのだということなどがあつてここで御披露いただければ、せめてもの私御報告できる一つのものとして二十六日国会召集日をあとにして家へ帰りたいと思っております。何か小松みよさんに対する一つの報告ができるようなものがあつたら、こゝで厚生省並びに対策本部のほうから長官が代表して御答弁をいただければ幸いであります。

○国務大臣(山中貞則君) あなたの立場から言へば、政府もやと臨時国会を開いてそして公害対策の諸般の法律の整備に本気で踏み切っておると、また、私たちは、それらの患者の方々に對して直接ではありませんが、あなたのような同じ思いをする患者の出ることを防ぐために、人の健康にかかると基準をきびしくするとともに、また全国一律にこれを設けていく、あるいはそれらの基準を直罰をもってこれを犯した者について報いるというような基本的な姿勢をとることになりました。したがって、あなたのような嘆きをする方はだんだん少なくなる見通しに何とかなりそうであります。ということ、私は言えると思っております。さらに政府は、今国会を通じて論議等と野党を通じていたした中で、民法の特別法としての無過失責任についてはまだ研究中であるということであるけれども、しかし、その前に立証責任の転換、それらを含めた現在の現行取り締まり法規の中における無過失責任、もしくは立証責任等を、原子力法や鉱山関係法等と同じような仕組みでできないかどうかを早急に検討すると言っておるといふこと等が、これからのそれらの不幸にして病気に罹られた、あるいは被害を受けた方々に對しては、政府の姿勢の一つであらうかと考えます。しかし、すでに自分たちはそういう公害病と認定されるような立場に立ってしまったお人たちが、これらについての具体的な、それがどういふふうに進んでいくのかと違ってくるかという点については、今回は公害にかかると健康被害の法律の手直しをいたしておりますので、具体的な手みやげと申しますか、報告がでかかるといふ点があるろうことをまことに申しわけないことと存じます

が、これらは厚生省のほうとも私自身も、いまの公害健康に関する救済法の中でもう少し質的に前進し、対象的にいろいろと条件の取り方や範囲の拡大や、あるいはまた、もう少し見方を、角度を改めて、新たな項目を起こすとか、いろんなことも相談をしておりますので、これらの点も具体的に前進をすれば、それらの現実に不幸にして患者という最も避けなければならない立場に立たれた人たちに對しても、誠意をもって検討を進めていくようであるという点等については、言明されて私は差つかえのない成果を得たものと確信しております。

○政府委員(橋本龍太郎君) いま基本的な点につきましては総務長官のほうからお答えがございまして、この公害にかかると健康被害救済制度というものを通じてお答えをさせていただきます。と思います。

現行の公害被害者救済制度というものは、先生よく御承知のとおり、公害にかかるとさまざまな被害の中で、特に緊急に救済を必要としている健康被害について、行政上の応急的な救済措置というもののみを行なうことを目的としております。制度の発足以来今日まで救済対象地域として指定してまいりましたのは、大気汚染関係で川崎市の一部、そのほかの二地域、水質汚濁関係では神通川の下流の地域外二地域、合計の六地域であります。その後、先般尼崎の一部地域の汚染の状況が川崎市などに準ずるほど著しくなり、かつその影響による疾病の発生というものが相当多発している疑いが出てまいりましたために、県と市の協力を得てその事実の確認を急いで、十二月一日からこれを救済対象地域としてまいりました。それから、その他の地域においても、実は現在相当程度の著しい大気汚染または水質汚濁が生じており、またその影響による疾病が多発している疑いがある地域がないとは申しません。所要の調査を実施しつつ、それが明らかになれば、私もとしては救済対象地域というものの指定の要否を決定してまいりたいと考えております。この中で、こ

これはお役所式な答弁を申し上げても先生に對するお答えにならないと思ひますので、率直に申し上げてまいりますと、この被害者救済制度をつくり出す際、よく先生も御承知でありましたように、従来の法体系で類似の例として参照するものが非常に少なかったために、原爆被害者の法律をそのままほとんど援用したような形でこの被害者救済制度の発足をさせました。これは本院の御審議の際にも実は何回か当時の厚生大臣等からお答えを申し上げてまいったとおりであります。その時期におきましても、はたして被害者救済ということばの内容が健康被害のみに限定されてよいものであるかどうか、これは本院においても御議論のあったところでありまして、衆議院においても相当な議論がございました。そうしてその結果としてとりあえずとにかく健康被害の救済を急ごうということでは本法は成立を見たわけでありまして、生活保障にかかる部分についてはなおその議論を今後に残しておるわけでありまして。

私どもは、現行の法体系の中から考えてまいります場合、この被害者救済制度そのものの中に、現在あります健康被害の救済にかかる制度の中にそのままに生活保障を取り入れていくことは、法体系上きわめて困難だといふ感じをいたしております。そうした場合には、ボーダーライン層に対しては世帯更生資金を活用してまいりたいというところを、先般本院における連合審査の際に、厚生大臣、たぶんお答えをいたしたと思ひます。現行世帯更生資金の中でいわゆる生活資金、生活費の場合は月額七千五百円以内ということになっております。今回これを、この公害関係の救済制度を補完する意味もありまして、一応の引き上げの概算要求を厚生省としては大蔵省に提出をいたしました。ただ、これは今後予算編成の際に決定をするものでありますから、金額の点は本日はお許しをいただきたいと思います。また、生活保護そのものもこれは現在改善をはかつておるさなかでありますし、来年度の予算編成において、これらの点にも私どもとしては配慮を加えてまいるつもりであります。

ります。その場合に一つの問題として出てまいりますのは、現在の生活保護法のたてまえから出てくる級地の格差、これが現在までの級地の格付けの方法そのものでよろしいか、あるいは公害多発地帯においては、従来の級地決定の要因のほか、公害というものを一つの級地決定の要因に取り入れるべきであるかどうか、実は、この点についての議論がまだ煮詰まっておきません。私どもは、やはり今日の状況から考えて、生活保障という面を世帯更生資金あるいは生活保護法のたてまえで配慮していくとするならば、当然この級地の決定要因の中に公害という要因を取り入れられていくべきものであると今日考えております。なお、この救済制度そのものにおきましても、内容的にこまかく今日まだ申し上げられる段階には至っておりません。厚生省としては、給付の改善及び当初から問題になっておりました所得制限の緩和等の概算要求の中に盛り込んで、現在大蔵省と折衝に入つた次第であります。今後、予算編成の途中においても、本院の各先生方をはじめ、世論の応援を得て、私どもとしてこれに対処し得るだけの実績をつくり上げたといふと考えておる次第であります。

○杉原一雄君　まあ繰り返すようではありますが、公害国会と言われるわけでございますから、本来ならば、いま橋本政務次官が言われたことばにないし意欲ある発言を、できれば法律そのものに、みずからお認めになつておるわけですから、本来ならば救済法そのものを同時に改正して、前向きな姿勢で今国会で討論されれば、私はいま申し上げたような千名を下らない公害患者にも大きな希望を与えるのじゃないかと思ひます。でありますから、いま答弁なさつた範囲において、健康から、健康のみならず生活の保障その他に領域を広める方法を明示されたわけですから、最善の努力を行政の中で大いに御奮闘いただきたいということをお願いいたします。

同時に、橋本政務次官も御多忙ですから、どうか知りませんが、けさの朝日が川崎の実態

を調査しております。二百五十三人の公害病患者をずっと歴訪してまいりまして、その実態のあまりにもひどいのに驚いてしまった。しかも認定患者は八割が生活難だといふようなトータルが出てまいりました。私驚きません。私の場合も、県のイタイイタイ病の場合も農業を営んでいる人がかなりありますから、ある程度飯米にも困る。あす食うにも困るというような実態は出てまいりませんけれども、やはり周辺の都市部の人たちの生活と比較して、かなり見劣りする苦しい生活実態であることは重々承知いたしておりますので、朝日のけさのデータには、私はそう大きなショックは受けておりませんけれども、ただ、この中で見のがしがたいことは、たとえば公害病認定患者でありますが「木村正男さん。四十歳。妻と、中学生をかしらに三人の子をかかえる。去年夏、肺炎から、瞬間的に息が詰る気管支ぜんそくに襲われた。「顔が紫色になつて、このまま死んでしまふのかと思つた」と、妻のヒロさん。

猛烈な発作が四日間続いた。一滴の水、一粒のコメもノドを通らない。十一月末に勤め先の運送会社から手紙が来た。「勤続二年未満の方は休職が二カ月続くと、社則により自動的に退社となります。」

アワをくつて無断退院した。医者が「あと二、三カ月は……」といつていたのに。ことし四月にまた発作、再入院。今度は一カ月たらずで退院したが、四月末に健保の休業補償を請求したところ、「二月まで六カ月間の支給で補償期間は切れました」と一片の通知。五万円ほどの月給の六割補償もダメになった。ヒロさんは「生れて初めて質屋のノレンをくぐつた」といふ。こう訴えたそ

うであります。この朝日の調査の結果について、私はやはりたいへんなことになりつつある。これにも増して水俣病等の問題はいろいろ伺ひしておりますが、私はやはり健康管理、健康回復の問題、治療の問題、かねて、そのうちの生活、収入の大黒柱が倒れる場合がきわめて多い。こういう点でやはりい

ま橋本政務次官がおつしやつた生活保障、生活を守るという観点に行政の今後の力点、なかななく今度の予算編成の中で最大の努力をしていただくことを先ほど御答弁をいただきましたが、そのことをいま一度私自身胸に確認をしながら進みたいと思ふのであります。

そこで、次に、同じ小松さんを代表とする私のところの九十八名の公害病患者、とりわけ五百六十六名の人が三井金属を向こうに回して七億百三十九万円の賠償を要求して、裁判闘争を始めております。二年八カ月も経過いたしました。先般も連合審査会で御報告したように、去る二十一日の地方裁判所におきまして、岡村裁判長が鑑定申請を却下し、事実上の結審を私たちは期待もし、結果もあらわれて、凱歌をあげたわけでありまして。ところが、その後、被告側は直ちに岡村裁判長外二名の裁判官忌避の挙に出たわけでありまして。私は弁護士としての経験はありませんからわかりませんが、高裁に上がつてくるとなれば、ほぼ数カ月は裁判がストップするおそれがきわめて大きい。そういう形の中でいま九十八名の公害病患者はもとより、たくさんの方が公害病にかかり、イタイイタイ病にかかつて死んでいきました。そうした遺族等に対するいわゆる回答と申しますか、補償といひますか、国家がめんどうを見るということにつきましては、いま政府側の答弁をそのまま利用すれば、現在の法律上、法体系のたてまえ上は、それはしかたございませんと、こういうことにおそれるようになると思ひます。で、ここで裁判の連続をやろうと思ひないし、皆さんから判決をいただこうとは思ひません。ただ、こうした事件の中から、やはり根本に、国会の各法案を審議するにあつて非常に学ばべきものがあると思ふんです。後ほど田子の浦のヘドロの問題についてもその点に焦点を合わせて申し上げますが、やはり資本というものは、企業家というものは一筋や二筋の縄じゃいかな、ということですね。こういうことをこの際痛感するわけでありまして。

この問題に限って一応終止符を打ちますが、ただ、ここで、先ほど橋本政務次官がおっしゃった健康から生活保障へ、この方面への行政の努力、そうして、これはさかのぼることはおそらく不可能だと思いますが、裁判で議論されている遺家族の問題等、これは法の適用外になるおそれがきわめて大きい。であります。こういった問題につきまして、実情を十分お調べいただいて、公害という近代的な高度成長の結果から生まれたそうした問題、そうした問題に対処する。いわゆる被害者の側に対処するところの力強い、あたたかい力添えをぜひともいただきたいということを、特に訴えておきたいと思えます。小松みよさんをめぐり問題ということで、私の質問をその問題に限って、一応終止符を打っておきたいと思えます。

次に、三番目の問題として、通産省を中心として公害行政についての質問を続けていきたいと思えます。これは、すでに公害対策特別委員会、私再三実情を訴えて、また通産省などの反応を見、今日まで進んできたのでありますから、新しい問題ではありませんが、一つの問題をずっと、私はわが県にあるできごとですから追跡をいたしておきます。そういう意味で、問題をもう一度追及をしていきたいと思います。

第一点は、五月の十八日、地方紙が暴露することによって、今回公害国会開催の一つの動機になったんじゃないかと思われる日本鉱業三日市製錬所の問題であります。八月二十七日、通産省が、それこそ奮勇をふるって鉱山保安法の適用をされたわけでありまして、そこで、八月二十七日の時点で、保安法適用前の状況と、それから八月二十七日以後の今日の状況と、つまり企業が公害防止、または地元の人たちに対する補償その他の問題について、どのような努力を続けているか、このことをここで発表していただくことで、今後の、この種の公害対策に対するわれわれの取り組みのめどが確立されるのではないかと。連合審査委員会では、私は通産省の努力に敬意を表したという表現を実はとりました。それは七月九日

の公害対策特別委員会において、宮澤通産大臣との間に取りきめた鉱山保安法適用の約束でありました。それは具体的に、八月二十七日に実行された、この意味においては、私は敬意を表したのであります。が、相前後する行政指導、工場の努力等については、まだまだ問題を持っているように思われますので、通産当局はこれをどのようにつかんでいるか。はしって申し上げますれば、八月二十七日、鉱山保安法適用、昭和二十九年から会社は建っておりますが、そんな古いことはお聞きしませんが、その前とあとの、この工場の、企業の努力、あるいは地域への働きかけ等について掌握しておいでになることがありましたら御披露をいただきたい、このように思っています。

○政府委員(荏清君) 日本鉱業三日市製錬所を八月二十七日、保安法の対象にしたわけでございますが、その前から通産省では、保安法の対象ではございませんが、改善工事及び現地農民の方に対する補償問題等について、行政指導の形で指導を強化してまいりました。現在、その工場の排水及び排煙はすべて鉱山保安法上の基準を十分に満足しておると考えております。企業は現在七億二千万円の総工事費をもちまして改善工事を鋭意着工中でございます。第一期工事は本年八月に終了いたしました。第二期工事は十月ごろ完成いたしました。すべて鉱山保安法に基づきまして、厳密な認可をし、完成検査をした上でございます。明年二月にはおそくとも七億二千万円の全工事が完了する予定になっております。

カドミウム汚染による現地農民に対する補償の問題でございますが、これは裁判とかあるいは法律上の和解とかいう形ではなくて、通産省及び県御当局の行政指導の形で、企業が誠意を持って処理するといふ基本原則に立ちまして今日まで進んでまいりました。四十四年の保有米で、一PPMをこえるもの約七十トンにつきましては、金額九百万円の支払いをすでに了しております。なお、一PPM以上の保有米が発見された地域につきましては、県の御指導もございまして作付をやめた

という事実がございまして、その関係の補償で約九千万円の支払いを了しております。合計で約一億円の支払いでございます。

なお四十五年産米につきましても、県のほうで現在精細な調査を実施されておまして、やはり一PPMを上回るものが当然に見えつつあるようでございます。この補償問題につきましても、従来の方針どおり、企業に誠意をもって対処させるといふことを基本に考えているわけでございます。たいへん問題を起こしました製錬所でございます。現在、ことしの五月末から企業は自主的な形で、設備能力の約四〇％をカットいたしまして、六割操業という操短をやっております。そのもとでわれわれは改善工事を進めさせ、農民に対する補償を行なわせ、とにかく問題をそれ以上大きくせず、とにかく起こった問題を解決し、すると同時に、今後再びカドミウムをやはりあたりにばらまくということが絶対にないようにということを基本に、指導を今後も強化してまいりたいと考えております。

○杉原一雄君 そうしますと、来年の二月、全部防止対策設備というものが完了する、それを通産省は点検して、四〇％操短をしておるわけですから、その時点で一〇〇％操業を始めるというふうな受けとめていいわけですが、その場合に、通産はおそらく現地調査をされると思うし、研究もされるであらうし、これは許可ですか認可ですか、どちらかはつきり忘れましてたけれど、そういう段階を経ると思えますが、それが二月時点と見ていいんですか。十二月末というふうな何ってございましたが、きょう初めて二月と何ったのですが、その辺はつきりもう一度おっしゃってください。

○政府委員(荏清君) 鉱山保安法では、公害防除施設はもちろんのこと、生産設備につきましてもすべて認可の体制をとっております。認可した設備について工事を着工させ、完成ができた場合には完成検査を行なって、合格しなければ運転することを法律上禁止しておるわけでございます。申

し上げましたのは公害防除設備の工事でございます。これがおそくとも来年二月には予定計画が全部終了するわけでございます。終了いたしました場合には、鉱山保安法ですべて完成検査が必要である、こういうことでございます。工事計画そのものは、あらかじめ法律で認可をしておいていま工事をさせておる、こういうことでござい

○杉原一雄君 防除施設ができると、そうしますと三日市製錬所が今日までつくってきた品物、たとえば三十六年からカドミウムをつくっているわけですが、そういった生産品の内容等については、指導の過程で今後とも大体同じ生産物であり、生産量等についてはダウンをしないというふうな掌握しておいでになるのですか。

○政府委員(荏清君) 仰せのとおりでございます。○杉原一雄君 まあ先ほど水田の汚染の問題について一PPM以上というものが九千万円の補償ということなのでありますが、これは面積にして幾らであって、しかも現在この問題について地元で非常に私は頭を痛めていると思うのです。会社も痛めておるが、地域住民も痛めておる。ちょうど私のところに地方新聞が来るのは一日おくれですけども、十三日付の地方のローカル紙の報道によりますと、黒部のカドミウム汚染地域の田畑のことなのですが、「よみがえるか荒廃田」と、非常に荒れ果てたたんぼ、そのたんぼにいま農民がこの寒空に向かいながらコンクリートをつた道路のようにはばばんばんになっている田地、つまりことしは植えたものをとってしまったところですから、あとは田圃を管理しておりません。田地田畑をだからそのまま自然のまま放置してあったたんぼです。かんかんになって地割れをしているようなたんぼですが、この寒空にいま耕うん機を入れて耕して来々からの作付に備えているのでありますから、局長の手元に入った報告では、いま一PPM以上という指定地域というものは幾らであって、それがいまもおかつずっと金縛りになって

いるのかどうか、どういふ報告を受け取っているのか。この新聞では特別指定地域のがんじがらめに線を引きかたところ若干はずされていくような報告のように、新聞の報道では伝えられておりますが、そういう点についてはどういふふうに掌握しておられるのですか。これは汚染米等の問題もありませんか、やはり一致してこうした対策をとっていただかないと、せっかくの地域の人たちの努力も水のあわになりますから、その辺のところを、もしそちらのほうに情報が上がっておりましたら、聞かしていただきたい。

○政府委員(莊清君) 恐縮でございますが、ただいま御指摘の点、私まだ実は存じておりませんので、さっそく地元と連絡をとりまして、そういう問題については善処したいと思っております。なお、三日市の場合には要観察地域が約三千ヘクタール程度と承知しておりますが、その中で、四十四年の保有米につきまして、補償を行なった面積は約七十二ヘクタール程度でございます。

○杉原一雄君 この報道によりますと、こう書いてあるのです。あとで点検してください。「日鉄三日市製錬所のカドミウム公害で、ことし稲作中止となった要精密調査区域とその周辺農家は「来春、いったい稲作ができるのかどうか」と大きな不安をいだいていたが、十日、県は「稲作は農家の自由意思にまかせると発表。また第二次精密調査区域になった堀高、北堀切地区」これは堀高とか北堀切という地域なのですが、「地区の四十五年産米は1PPM以下で政府に買い上げられることになったため、地元では汚染田の田おこし、凍結米の出荷準備などがはじまった」。これだと局長のほうにとっては前進した明るい報道のように実はなっているわけですが、しかし、それではやはり富山の米が全部カドミウムになっていくような印象を全国の消費者に、国民に与えておるのであるから、その辺は非常に危惧しますから、精密に検討をしていただいて、やはり農林省が補償すべきものでありましようけれども、問題は飯山保安

法適用地域であり、それに影響する汚染土壌の問題等もございまして、法律のたまえは別として、やはり何らかの形で実証してもらうことが非常に農民にも安定感を与え、また、富山米に対する一そうの理解を深めるのにも成果を加えるということにもなりますからあいまの形でそのままばやとした形で流されることなく、特段の御配慮をいただきたい。十二月四日の日に実は三日市製錬所をたずねて、所長にいろいろ聞いたのですが、汚染田の問題についてどうするのだと、こう言いましたら、できれば来年度米をつくってもらいたい。農民につくってもらって、1PPM以上の汚染米が検体から出てくるようなことになれば私のところで全部買い上げます。以下であれば政府が買い上げてくれるわけだから、政府に買い上げてもらいましよう。農民がどうしても米をつくりたい、たんぼをつくりたいという農民の、何と言いますか、非常に崇高な土地を愛し農業を愛する気持ちにこたえた会社の処置だと思えますが、ただ、問題が問題だけにそうした温情とかそういう問題だけで問題を処理できる問題でございせんので、こうした問題等につきましては農林当局とも十分連絡をとって、やはり的確な判断と決定といえますが、全国民、消費者にうなずけるような方向づけをしていただかないと困るのではないかと。なかなかいままでの精密地域であったところ以外のところは逆に今度はPPMの度合いが高くなってくるという結果等も四十五年産米に出たりしますものですか、より一そう問題をややつくります。これはもう農林水産委員会で討論している土壌汚染の問題とも関連してくる問題ですから、非常にこういう点はきめ手といえますが決定版というものがそれぞれに下していくことは私はいまこの問題を追及している中で非常にむずかしいことだと実は思っているところでございますから、これ以上通産当局のこの問題に対する御答弁を要求する気持ちはありませんけれども、そういうことをひとつお含みいただきたいというふうに思います。別に異存はないでしうね。

○政府委員(莊清君) 事情をさつそくよく調べまして、御趣旨を体しまして企業をよく指導いたしたいと思えます。

○杉原一雄君 その次は、富山に日本ゼオンという工場があることを御承知でしょう。これは私初めて国会に出た昭和四十三年の八月に大爆発を起した工場です。直ちに化学工業局から現地派遣をして実態を見、その後の復旧修理改善について適切な指導が行なわれて操業再開となった。まあレコード、音盤の原料をつくっている工場でありまして、シエラは大体日本の音盤の原料の八〇何％、九〇％近くでありましたから、その工場がストップすることによって音盤の世界は大脅威を来したという問題の会社です。幸いにして爆発のあとの処理が終わりまして、私もその後行く機会がございせんでしたが、ことしの国会終了後、五月国会の終わつたあとで労働組合の大会に行つて、ついでに現地視察をしたのであります。が、当時の説明によりますと、以前に増して工場内の整備が非常によく整つておるし、機能の面では私はなかなかわかりつこありませんが、ただ、いままでは若干のくさいにおいがただよつておつたのであります。ほとんどにおいも感じないといつたような改善の努力のあとを私は認めてまいりました。そのときはからずも、その工場は小矢部川という川をはさんで新工場と旧工場に分かれるわけですが、爆発したのは新工場のほうです。数億円の損害だつたと思ひますが、そのときに案内者に、旧工場のほうから流れている直径一メートルぐらゐの汚水の口があるわけですが、そこからは、そばまでは行かなかつたけれども、濁つたあわ立ちの水が流れておつたので、一体あれはだいたいどうぶでしうかと、こう聞いたなら、いやだいたいどうぶです、全然有害ではございせん、こういう説明は実は受けた。東京へ帰りましてから、本社とも連絡をとりまして、だいたいどうぶかと実はいただいておりましたが、いかんせん、四、五日前にその汚水がたいへんな汚水であるといふこ

とが実は暴露されたわけでありまして。十二月の十日の地方新聞が一斉に書き立てたのであります。が、「こんどは強アルカリ性、基準越すPH9.3」、高岡市が抜打ち検査」と、市の公害課がやつた。「魚も生息できぬ」と、こういう見出しで報道されておるわけですが、そうしますと、これに若干の実は矛盾を感じるわけです。四十三年のときに科学工業局保安課長の佐賀さんあたりが中心になつて非常に努力されたと思うんです。そのときこの点だけ目をむつておられたか、鼻をつまんでおられたかわかりませんが、それは所管外だ、おれの所管は高圧の炉とか、そういうところはおれの所管で、あとのところは知つちやおらないといふことであつたのかどうか。つまり、通産行政の部内の縦割りの矛盾がこうした形に出てきたのか。いやそれはそうじゃないと、おれはあつたとき見たときは強アルカリ性の問題は心配なかつた、そういうことは問題でなかつたというように通産省のいわゆる当時の保安課長佐賀さんの報告のあたりに出ておるのかどうか。出ておつたとしたら、私はちょっとおかしい。このことがいふ非常に大きな問題になつておるんですが、問題になるという理由は、この小矢部川という川が後ほどお伺いする田子の浦のヘドロと同様に非常に汚染している川であります。アユ、アユはいます、ウグイとかフナとか、たくさん川魚がおるところでございますが、後ほど、ウグイを食べてはいけなかつたといふいろいろな禁止を県当局がやつた問題の川であります。でありますから、問題の川に面する化学工場でありますから、一応みな疑つておつたところなんです。それで知事はこはだいたいどうぶですと、みなこいいうように思つておつたんですが、はからずも十二月九日に市当局の手でこのことが摘発されたわけですから、その辺のところを、どういふふうな報告としてあがつていて、過去の通産行政の指導の中で、その点は内部の一つのセクションナリズムの関係でこいいうことになつたのかどうか、その辺のところを明確にしたいだいて、今後は公害保安局で

万全を期するというにおそらく答えがなると
思いますが、そういう答えを予測しながら
答弁を求めます。

〔理事鬼丸勝之君退席、委員長着席〕

○政府委員(莊清君) 日本ゼオンの高岡工場の排
水問題、たいへん世間をお騒がせいたしました
しわけない事故であつたと深く反省いたして
おります。十二月の初めに小矢部川をきれい
にする会という会の方が、PHの測定をされ
ましたときに、非常に強い酸性が出たとい
うことで、市の公害課が抜き打ち検査を
されましたら、今度は逆にむしろアルカ
リ性が強いということで問題になりまし
て、調べたところが、工場が排水処理を
している装置がございまして、そこに排水
のPHを自動測定し、それに連動して薬品を
自動的に投入する近代な装置があるわけ
でございますが、そのPHの自動測定装置が
狂つておつたというまことに申しわけな
い事態が発覚し、直ちに会社側ではその
日に装置を修正いたしました問題が解決
したという、企業側の内部の管理体制が
十分でなかつたということございませ
ん。今後こういうことがないように十分
指導しなければならぬと通産省とし
ても深く反省をしております。

それで爆発事故の場合と、今回のこの
公害の場合と、人間がばらばらに出たり
部分部分の検査指導しか出来ないとい
うことは問題であるという御指摘がござ
います。私も確かにそのとおりである
と考へております。現在は公害保安局
という一つの局をつくりましたし、地
方通産局にも公害保安課という課を地
方通産局の中で関係者をまとめたま
して、専門の課をつくり、県の公害部
のほうと一体となつて、公害保安すべ
てを統轄してやる体制がようやく整
つてございまして、決して言いわけを
するわけではございませんが、四十三
年九月の大爆発事故がございましたに
は、何人にも死者三名、重傷七名、近
所五百メートル半徑ぐらゐの住宅のガ
ラスは全部吹飛ばしたというやうな、
珍らしいほどの大事故でございませ
ん。県が総合的に調査をさつて、関係

庁——消防庁でありますとか、警察
であるとか、通産省であるとかの爆
発事故の専門家の調査をつつて、直
ちに事故の原因の解明及び企業に対
する指導方針をつくられたわけでは
ございません。何ぶん事故があまりに
大きかつたために、そういう性格の
調査団をとりあえずつくりたいとい
う一つの問題があつたかと存じませ
んが、その通産省では公害の仕事は
また別の局で見つておつたといふや
うなこともあるいはあるかもしれませ
ん。また、その爆発事故があつた当
時は、この小矢部川というのは、あ
いにくまだ指定水域になつていなかつ
たといふやうな、いゆる法律の規制が
直接なれば、指導のほうもまた欠け
ておつたといふやうな面が出ておつ
たことも事実かと存じます。今後は
こういうことがございませぬといふ
やうに、全国規制ということも、も
うはつきりしているわけではござい
ませんから、そういう姿勢で指導を
するということをお約束いたしたい
と思ひます。

○杉原一雄君 そうしますと、局長
の答弁は、一時的な工場側の管理点
検の不十分という決定を下していただ
けませんか。それでいいわけですか。

○政府委員(莊清君) 県当局及び
市当局でも嚴重な立ち入り調査をされ
た結果、そういう認定を現在のあると
ころ下しておられるようでございます
ので、それに基づきまして、われわれ
のほうでは本社に対して嚴重な注意を
いたしたところでございします。

○杉原一雄君 次は、富山県のこと
ばかり申し出てますが、身近の問題
の中に真実をより多く引き出す条件
に私はございまして、そういう意味で
申し上げておるわけですが、日産化学
富山工場の問題について、ここにお
出になつて現地の公明党の小平先生
がわざわざ調査団を編成して現地を
調査され、たゞさんの砒素が、民家の
雨どいなり、かわらの間に、あるは
木が枯れる。こういう事実等につ
いて、かなりの費用をかけて検体等
を十分検討の上で、結論を出されて
、現地報告をなさつたことを実は承
知いたしております。で、結果とし

ては工場側はそのことを認め、しか
もそれは野積みになつてゐる焼酎が
飛散して、そういう結果を生んだとい
うことが報道されたのが十二月十日
であります。ところが、十一月に今
度はまた県議会がこの問題が提起さ
れて、塩谷公害部長が経過報告を
なされておられます。野積みにはシ
ートでもかぶせておけばいいやない
かという話があつたのだが、実はそ
れだけではなしに、問題は付近の田
地畑にまで汚染の状況があるといふ
ことも提起され、小平報告をあわせ
ていろいろ議論をされたわけですが、
十一日の見出しによりますと、農
薬汚染の疑いが濃い、こゝに出てい
るわけですが、これが大見出しの冒
頭であります。そうしますと、何か
こうわからなくなつてきて、私はそ
うしたことの眞偽を確かめる能力は
ありませんけれども、問題は日産化
学をめぐる公害の問題一つにとり
まして、三日市製錬所のように、単
純におれのこの会社からカドミを
煙突から、あるいは水の中に流した
んだと、このことを単純に認めてくれ
る工場等の処理は責任の所在もき
めて明瞭である。ところが、日産の
ような場合は、ひとりあたかも、少
し日産よりも南側のほうに、同じ
三井鉱山においていまイタイタイ
病患者が集中的に発生してゐる。そ
れはちよつとカドミの犯人の三井
鉱山だと、神岡だとか、こゝうい
ふふうになつておるやきでござい
ますので、かなり問題を複雑にさせ
るきらいがあるんじゃないか。それは
冷静に天に神さまといふものがお
つたらわかるんですけれども、な
かなか人間の世界でございします
から、たまに判断なり、推測が行な
われる。そこで行政の面で私的に
日産の問題をめぐつて検討いただき
たいと思つてゐる、だんだんこの
複合公害といふものが工場周辺、
神岡鉱山と日産化学とはいへん
な距離です。複合などといふやうな
問題を言うこともおかしいぐらゐ
なだけども、しかし、また同時に、
その近くにまた合金鉄の工場が
ございしますから、それともから
み合つてこの複合公害といふ問題
が非常に大きく浮かび上がつてく
るわけでありまして、これは後ほど

負担費の問題、負担割合の決定の
問題とからめていろいろ議論の出
てくるところでありますが、えて
してこゝういふ複合公害、こゝうい
ふモデルケースの場合にこれをモ
デルとして、こゝういふ場合に
対処する基本的な当局の見解で
すね、それは何か審査会へ持ち込
めばよろしいといふことになし
て、やはり何かそうした問題に対
する一つの基準とか、測定の方法
とかといふことがいまの現段階で
御披露できるものがあれば披露
していただければ、日産化学の問
題も問題の処理はきめて明瞭に
できると実は思つておるわけ
です。でありますから、いま特に
日産化学といふ名をさしたの
は、現にこゝういふ問題が起つて
おられますから、いわゆる複合公
害に対する局としての、省として
の原則的な見解を明らかにいた
さうと思ひます。

○政府委員(莊清君) 複合公害
の問題は大気汚染の場合にせよ、
因果関係の解明といふやうな点
が紛争処理の場合にも、それから
排出規制の取り締まり行政の面
でも非常にむづかしい問題にな
るといふ点は御指摘のとおりだ
と思ひます。それで従来ともか
く複合公害の中で、複合、複合
といひまして、大気関係でも二
つしかなく、水のほうでも危
険物質に關して規制が始まつた
のはやはりことしの夏であつた
といふやうなところから、過去
のものにつきましては非常に
じみなむづかしい問題があ
るやうかと存じますが、今後
の問題といたしましては、法律
の規制の網も極力広げること
にしておりますが、それぞれの汚
染物質についてやはり前向きに
厳密な環境基準をきめ、排出
規制を行なつて監督を強化す
ることが複合公害そのものを防
いでいく上のじみちではござい
ますけれども、基本的なや
はり政策であらうかと存じま
す。それでたまたまお話が一
例として出ました日産化学の
場合の砒素でございしますが、
この問題に關しましては硫化
鉄のシンダーの中にある程度
の量が当然入つておると、こゝ

うのが粉じんになって出たのではあるまいかという御指摘でございますが、従来、こういうものは野放しに実はなっておったと、現在、法律改正でもこういう粉じんに対して規制を行なうという線が出ておりますので、この工場につきましても野積みにしておる鉱石に対してスプリングラーの設備を取りつけて水をかけるとか、シートをかけるとか、そういうことを指導いたしまして、すでに着実な実施をしておるといふ状況でございます。すでに汚染をしておる農地等につきましても、重複汚染の原因は一体どこかというふうな解明は、土壌そのものの分析調査を基礎に、結局、周辺の排出源について時間をかけて精密な調査をして順次やっていくという科学的なアプローチしか現実にはないと思います。農地汚染防止法等もできるわけでございますから、農林省等とも十分御連絡して、問題のすでに不幸にして生じてしまっておる地域につきましても、そういう方法で問題の解決にできるだけ鋭意努力をしていくと、これがやはり基本的な姿勢でなければならぬ、かように考えております。

○杉原一雄君 次に、問題を別にします。それは大気汚染防止法の一部を改正する法律案の附帯決議、それから騒音規制法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、騒音については騒音規制法ですけれども、第三項の中で「電気工作物及びガス工作物の騒音については、電気事業法及びガス事業法に基づく監督を厳しく実施するとともに、地方公共団体との連絡を密にし、その騒音規制に遺憾なきを期すること。」、こういうようなことが一つあがっております。大気汚染のほうでは「火力発電所、製鉄会社など大口消費企業に排煙脱硫装置をつけさせるよう努力すること。」「低硫黄原油の輸入に努力すること。」「こういう附帯決議が実はついておるわけです。きのうは進藤参考人を呼んでいろいろ発電の問題についてお伺いした中で、火力発電は硫黄があり、SO₂があると、だから原産地でこれの脱硫装置をして荷を軽くして日本に持ってきたらどうか、また、そうじゃなくても

もっと別な道を開拓しよう、それは水力発電はまだまだ開拓の余地があるのじゃないか、この点はまあ公益事業局長あたりのほうから開発の余地があるのかないのか、その辺のところをもしあれば数字等もお伺いしたいと思っております。ところが、あわせ、いま電気事業法なりガス事業法によりてこのほうの規制は別ワクでやっておりますわけですから、大気汚染あるいは騒音規制の中でこのことに対する附帯決議を衆議院の段階で行なわれたものだといふふうに思います。そこでまあこうした状況の中で、いま何たつて大気汚染の大半はやはり火力発電でございますから、われわれのえげつない表現をとれば犯人は火力発電だと、でありますから、きのう渡辺さんでしたかどなたか、千葉のほうでは総じて東電の火力発電はバーになったと、住民の反対、なかなか、漁民が中心になって激しい反対をしている。これはバーになったんだと、私はそれは銚子だけの問題じゃない。私の隣の県の石川あたりでも内灘火力発電反対闘争がいま起こっております。でありますから、こうした火力発電による電力開発のいままでの計画に何らかの変更といえますか、改革を通過当局としてはやっていたいかなきゃならない。とすれば、進藤さんが言われるように、水の世界をもっと探っていくべきじゃないか、あるいは地熱を利用する方向でもう一べん努力しようじゃないか、あるいは海洋を利用しようじゃないか、進藤さんの意見で私はちょっとその場で反論を感ずるのは、原子力でいこうじゃないかということであつたわけですが、これは通産当局の意見、考え方もしれません。しからば原子力の問題については問題がある。それは立教大学の長崎助教が十一月十七日のエコノミストで原子力発電の安全性の問題について重大な警告を発しておる。これは抽象論ではない。具体的には敦賀原子力発電所の問題なんです。多くを引用する時間はございません。たださきほどのところを申しますと、「敦賀発電所での出来事」、「九月下旬に、日本原子力発電会社の敦賀発電所で、一つの出来事が起こった。

同社は、敦賀発電所のまわり一・五〜二キロのところに、三カ所のモニタリング・ポストを置いて、大気中の放射能を測定している。ところが、福井県庁の係員が同社と独立に測定したところ、会社側の測定値が県側の測定値よりも低く、約三分の一であつた。」「一体この違いはどこから出てきたのか。機械が悪いのかということになるわけですが、敦賀発電所の責任者にそれを追及したところが、こういうことが暴露されたわけです。モニタリング・ポストにおける放射能測定は、実は、会社が直接やっていたということなんです。つまり民間業者に委託されていたということなんです。こういう重大な問題を民間に委託させていたということなんです。で、「この測定値の違いについては、原因を徹底的に調べなければならぬが、それに劣らず重要な問題は」いま申し上げたように「モニタリング・ポストにおける放射能測定というふうな、保安に必要な仕事で、下請業者の手にまかされている」というところの問題がある。これは私は資本の論理のきわめて巧妙な、ずるいやり方で、一体測定値がもし間違つておれば会社はもとに責任をとらないで、それの下請業者の責任にかぶせていく。つまりその責任を下請業者に背負わせるといふような、資本の最も卑劣な手段のように思えます。資本はもうかるでしよう。あるいは責任をのがれることはできません。のがれられないのはこのことによつて起こる事故であります。これはだれが背負うのですか。逃げも隠れもできない地域住民の人なんです。こういうふうないろいろ考えてくると、原子力法とか電気事業法とか、そういう別ワクで治外法権のようなところでふんぞり返っているような今日の電力事業といふものに対して私たちは安心してまかせざるわけにはいかない、こういうふうに思いますが、その辺の事情はどうなっているか。幾つか問題提起しましたからたいへん混乱をされているかもしれませんが、ひとつはしよつて御答弁をいただきたい。

最後に、いろいろわきまされるところでは、今日の状況で進むならば、ともすれば電気が不足して、われわれの冷暖房もとまるのじゃないかエレベーターも動かなくなるのじゃないかということがちらほら耳に入ります。ほんとうにそうなるのか。いまここでやたらたいへんなことになりそうです。イギリスの労働者のストライキによつて停電があつたのでありますが、それとは違つた意味における新しい問題の提起になるわけですが、私はそんなことをここで扇動的にお伺いしようとは思わない。ただ問題は、ほんとうに電力が――いま政府が、電気業界が一生懸命開発しようとする努力、需用量の問題、これは先般私委員会でも聞いたと思いますが、そんなに必要なのか。どうしても必要なのか。SO₂をまき散らしても必要なのかどうかということなんです。ここでいま直ちに即答を求めても困難でしょう。一体日本の産業構造の中で軍需産業が何%あるんだ。直ちにそれをストップしても会社はつぶされても国民の生活に影響のしない――もちろん労働者の首切りの問題はありますよ、機械的には。多くは申しませんが、日本の経済の発展のためにやむを得ないというものでないものがやはり私は戦争経験者として軍需産業を指摘せざるを得ない。マッカーサーもそう言ったんです。そういう意味では、そういう産業が何%あるかということもある程度ある時期において吟味する必要がある。きょうここでそうしたことについての区分ができるなら区分けしてはしい。

幾つか質問しましたが、回答を要求します。

○政府委員(荏清君) 一番初めに御指摘のありました電力事業と公害防止のための専門の各種法律との関係はどう考えておるかという意味の御質問だったと存じます。

従来は、電気事業につきましても、もっぱら電気事業法の体系で処理するという考え方が非常に出ておりましたので、今回の改正法におきましては、たとえばSO₂一つとりましても規制基準の設定、これも大気汚染防止法で行なう。それに基づいて従来は認められておりませんでした都道府

県知事による立ち入り検査も火力発電所についてやっていた。その結果、もしも違反があればこれは直ちに当然火力発電所についても大気汚染防止法で直罰がかかる。それから緊急時、事故時というふうな規定が単なる勧告から最終的には都道府県知事の命令ができるというふうな強化されましたが、この規定も火力発電所に対して当然に適用される、こういうふうになったわけでございます。そのほか、これは私ども、大臣もたびたび国会で御答弁申し上げておった点でございますが、結局電力というものは、まあ社会の血液のようなものであつて、これの供給を確保するということは国に課せられた大きな公益の確保といふべき責務であるという立場から、公害も防止もこれは当然きわめて重要な公益の確保の、国の最終的な責任のある仕事でございますが、公益相互間でどう考へていくかという立場からやはり火力発電所の新増設の許可、こういうことは最終的にはやはり国が責任を持つてやるといふ考へであるといふことを大臣がしばしば申し上げておたわけでございますが、その場合にも従来と変へまして通産大臣限りでやるのではなくて、すべて新増設についてはあらかじめ関係の都道府県知事に十分御連絡をして法律に基づいて御意見があれば要請をしていただいてお打ち合わせした上で処置する、こういうふうな考へてきたわけでございます。

ちよつと御指摘がありました騒音規制の問題についても同様でございます。火力発電所におきましても相当音を出す重要な施設でございます。たとえば煙突に排気ガスを圧力をかけて吹き込む大きな送風機等がございますが、こういうものが対象になつておるわけでございますが、こういう設備につきましてもいままで申し上げなかつた考へ方に基づいて通産省限りでやるのではなくて、あくまで公益の確保という見地から国と地方自治体とがお互いに十分に緊密な連絡を保ち協力し合つて解決していこう、こういうことがわれわれの姿勢でございます。また、衆議院のほうでさらにそういう姿勢で指導にとめるといふ御趣旨が

た附帯決議にわざわざ騒音の問題がつけ加えられたと承知いたしております。
なお、いろいろ問題の御指摘がございました中で、大きくとらえますと、今後の日本のエネルギーの中で電力、特に火力発電というものを一体どういうふうな位置づけていくのかとか、あるいは原子力発電がだんだんふえてまいります、それに伴う特殊な保安の問題等御指摘がございましたので、やや専門的かと存じますので、公益事業局長が参つておりますのでお許しを得まして、それから追加をさせていただきますと思ひます。

○政府委員(長橋尚君) お答え申し上げます。

衆議院の審議を通じて出ました附帯決議の騒音規制法の関係及び大気汚染防止法の関係につきましては、私どももいたしましてその線に沿ひまして万全の努力をいたしたいという考へでいるわけでございます。

大気汚染の関係で申し上げますならば、まず排煙脱硫をできるだけ早期に設置普及させるように努力せよという点につきましては、通産省といたしまして、四十一年から工業技術院の大型プロジェクトとして試験研究費が出され、それを受けてまして電気事業者におきまして、さらに諸般のデータの確保並びに運送運搬による信頼性の確認というふうな観点からの検討を進めまして、すでに現在、東京電力、関西電力並びに中部電力におきまして、まだ実用規模までは至らないわけでございますが、十萬キロワット前後といったような中間規模の実用プラントを鋭意建設中でございます。そして、そういった積み重ねの上で本格的に実用に適する規模のものを早急に実用化するように指導いたしてるところでございます。

けを持ちまして強力に指導し、その万全を期してるところでございます。都道府県知事との関係につきましても、ただいま公害保安局長から御説明申しましたような形で、今回法律面におきまして、都道府県知事の要請権を中心に通産大臣との関係が、一そう緊密化されました趣旨に沿ひまして、鋭意やつてまいる考へ方でございます。

ところで、今後の問題についていろいろと御指摘があつたわけでございます。現在、電力エネルギーの供給態様といたしまして、水力発電、火力発電並びに原子力発電というのが三つの大きな大をなしているわけでございます。御指摘のように、水力発電につきましては、最近の技術の進歩によりまして、大規模揚水式発電方式というふうなものがあるわけですが、さらに開発の余地があるというところは、まさに事実だと存じております。そういう方向に沿ひまして、電源開発会社のみならず、主要な電力会社におきましても大規模な水力電源の開発というものに鋭意努力いたしているわけでございますが、何ぶんにも包蔵資源に限度があるわけでございますし、やはり火力発電というものをここで軽視するわけにいかないといふふうな供給体制についての見通しでございます。今後、昨日の参考人の供述にもございましたような原子力発電につきましても、核燃料の供給体制の裏づけを持ちながら、また原子力平和利用の根本でございまして安全の確保という強い前提のもとでこれを開発してまいるというところは、今後におきまして電源開発の大きな一つの中心になるものと、かように考へておるわけでございます。長い十年ないし十五年先の態様といたしましては、やはり漸次火力発電の総体的なウェイトが低下いたすといひました。また、水力、原子力を合わせまして約五〇%、火力発電が五〇%というふうな発電方式別の供給構成になるのではなからうか、かような試算も行なわれているような状況でございます。そして、漸次ウェイトが低下いたして、なお火力発電を今後相当増設していかなければ国民生活の向上に伴ひます電力需要の増大というものに

対処し得ない、かような判断を持つておるわけでございます。御指摘の地熱発電、潮流発電というふうなものにつきましても国際的にいろいろな研究が行なわれております。そういう研究を続けるべきことは当然であらう、かように考へます。

原子力発電の安全性につきまして、先ほど、九月におきまして教養発電所の問題が提起されたわけでございます。そもそも原子力の平和利用に伴ひます原子力公害は絶対起こさせない、かような強い姿勢でわが国の原子力行政が行なわれておりますことは御承知のとおりでございます。原子力発電所におきまして放射能の測定につきましても、法律に基づきまして電気事業者自身が義務づけられておりますと同時に、地元地方公共団体の側の要請もございまして、当該原子力発電所と地元との県というものが緊密に連絡をとり、必要に応じてそのデータの公表もする、かような体制がすでにきつたわけでございます。教養の問題につきましても、非常に放射能の濃度が低いような状況におきまして、測定値に一つ誤差が出たといふことかと思ひますけれども、こういうことが非常に大きな不安につながらないように、現在原子力発電会社におきましても、県当局と十分そのデータのすり合わせというふうなことにつとめておるわけでございます。

最後に御指摘になりました、当面非常に電力供給が逼迫している、かような状況下についてどう考へるか、かような点につきましては、当面今年度自体夏場において相当な需給の逼迫が予想されたわけでございます。これは何とか関係方面の協力によりまして乗り切ることができたわけでございます。また来年度、ないし再来年度におきまして、特に夏場のピーク時におきまして需給の不如意といふことが予想されているわけでございます。その面につきましても、いまから新規電源の開発に着工するといふことは対処し得ないわけでございますので、現在の新設中の火力発電所ないし関係発電所の建設の促進、運転開始時期の繰り上げ、あるいはまた試運転電力というものを供給

に組み入れる。あるいは定期修理をピーク時をずらして行なう。諸般のくふうを重ねますと同時に、需用面におきましても、大口産業需用面におきまして、今年度自体自主的な節電の協力というものを得たわけでございます。来年あたりにつきましても、そういった大口需用家の節電協力というようなものも異なつながら当面の危機を突破いたしますと同時に、その先行きにつきましても、安定供給の確保という面につきましても、電源開発を地元と十分話し合いを進めながら、地元の理解と協力のもとにこれを格段に進めてまいる必要がある。かような状況でございます。地元との話し合いを円滑に進めますために、まず電気事業者並びに国の電気行政の面におきましての公害対策というものを、そういった地元の信頼を得られるものに高めていく必要がある、かように考えている次第でございます。

○杉原一雄君 東京都は、昭和四十三年九月十日、火力発電所の公害防止に関する覚書き、それから四十四年の一月六日、都市ガス製造工場の公害防止についての協定等を結んでいるわけであります。これはむずかしいことではないので、あくまで燃料に使う重油を低硫黄にすべきだ、公害を出さないようにしなさいということと協定しているわけですから、結局、これに伴ういわゆる原油の輸入の体制とか通産行政、貿易行政との関連は非常にあります。東京都がこういう約束をしても、それは具体的にやってみるとなると、通産省の行政の範囲の中で処理されるべきものが非常に多いわけですが、こういう協定はほとんどつくられるべきであるし、効果不十分である限りは、こうあるべきなのが地方自治のたてまえであると思うのであります。そういうものを覚え書きにおいて補強するような、あるいは補完するような意味の通産行政というものはきわめて必要であるというふうに私は申し添えて、この問題はこれで終わります。

それで、時間の許す範囲内で田子の浦の問題についてお伺いするわけですが、いまさら経過措置

とか今後の方針というものを聞いても始まらないわけですね。繰返し山中長官からも報告を受けたし、私の意見も私は述べてまいりました。ただここで若干この問題をめぐって十四の法律がいまいろいろな形で出ておりますが、この法律を、どのような形で、この問題の始末をたてて適用するか。たとえばこの問題の始末をたてて責任の主体はだれか。いわゆる防止事業を進めていく主体はだれなのか。そしてその費用は、先般山中長官は全額企業者負担だと、こういうふうに言っておられますから、その点ははっきりしているようでありますが、重ねて、事業者負担法等による費用の負担決定にあたって、なかなか、富士市周辺の製紙パルプ工場等は非常に数が多いし、その中で、やはり中小、零細業もございいますから、そうした問題等についての負担割り当ての大体の基準、めどみたいなものを、将来、政令、省令で決定されるようなことなどを含めて、一応私はこれを用意問題と申しますが、応用問題を出しますから、出したんですから、この問題に対して、こうこうなんだと、いわゆる防止事業の責任の主体と、費用分担の程度具体的な、大昭和製紙はこれだけ出せということとはなかなか言いかねると思ひますが、そうした中で、類型別というふうな、中小、零細、そういった問題に対しては法的にはこういう配慮があるのだといったようなことなど、やっぱり結局抽象的になるかもしれないが、そうしたような回答を最終的に求めたいと思うのであります。

それの前に、私ここで言いたいことがあるわけですね。それは二、三日前に出た週刊言論、十二月十八日号であります。——こういう本はぼくは初めて買ったのです。いつも買っていると思ひ方をするわけですね。この中に「公害法案の骨はこう抜かれた」という大見出しみたいなものがあります。そのところの、政府に対する文句はこの中に書いてある、言いませんからひまがあったら長官、読んでおいてください、たいへん悪口書い

てありますから。それよりも、いまこれに関連する業者の発言ですが、「田子の浦のヘドロ問題で有名な」と書いてあります。「大昭和製紙の斎藤英社長は、九月七日、ヨーロッパの公害対策視察の旅から帰ってくるなり、こう開き直った。「政府が操短を要求しているというが、設備投資をしている以上、そう簡単に操短できるものではない。今のところ絶対に操短を要しない」とこの答へですが、これに対して、操短を要求したのか。社長が言っているとおそれられないと言つて断つてきて、現在どうなっているか、そのことをひとつあつてつけ加えて答弁をいただきたいと思ひます。そして彼は、「外国の公害対策を視察してきたが、公害対策は日本がいちばん進んでいて」「山中長官、安心して下さい」「外国は問題にならない」と、これはどこを見てきたのですかね、アラビアのほうへ行ってきたのじゃないかと思ひます。この斎藤発言があつた二か月前の七月、軽井沢で生産性本部主催のトップセミナーが開かれた。そこでも、公害に対する財界首脳人の声が聞かれた。「三菱商事社長藤野忠次郎、「公害の犯人は、ある場合には都市であり、ほんとうに聞き捨てならないことばですが、「都市であり、政府であり、企業でもある」「われわれ政治家は入つておらぬからいい、案外でしたが、「そして、ときには、個人は加害者と被害者の二面をもっている」「考えさせますね。その次、興銀頭取の正宗猪早夫、「個別企業の責任だけを追究しても解決しない。新しい問題として、みんな解決することだ」あるいはこう言っております。住友化学の長谷川周重は、「公害問題は、ややもすれば感情的に、政治的に扱われる傾向がある」といふようになりますが、「それはかつて問題をとのうでありましたが、「それはかつて問題を複雑にするもので、国民も正面から医学、生物学をも含めてイデオロギーを離れて公害と取り組まねばならぬ」こころあたりはやや評論家でありまして。こういったようなことを彼らは言っているわけですね。特に斎藤社長に反論の資料を私は出して

いきたいと思ひます。それは、これもめつたに買わないものですが、週刊現代がきのう出ました、十二月二十四日号。これによりまして、「本誌独占ルボ公害退治に米國から来た猛烈男」名前はデニス・ヘイズであります。これは、八日の日に、公害のデパート田子の浦に直行、彼の言っていること、直感的に言っていることをちょっと紹介します。「私の国では、こんなひどい公害を出した企業主は裁判に訴えて刑務所に叩き込んでしまひます。安全基準を破つた社長は少なくとも罰金でこらしめることができます。日本はどうなっているのですか？まだ日本ほど環境汚染がひどくないアメリカでも、みんなが公害追放運動に立ち上がったのです。日本もいま運動をスタートさせなければ、取り返しのつかないことになってしまひます」弱冠二十四歳のデニス・ヘイズ、公害追放闘争の闘士であり、二十四万人のアメリカ人を組織して堂々と戦つてきた実戦の勇士であります。彼は、公害のデパート田子の浦を見て感じたことをこのように語っているわけでありまして。そうしますと、斎藤さんの言われることは違つてくるようでありまして。加えて、政府の文章を引用します。外務省情報文化局「各国における公害問題」十月十五日、これによりまして、これは政府の責任と書いてあるのじゃありませんけれども、イギリスのエコノミスト誌の九月五日号に載せられたのを特に日本のところをピックアップしてあります。日本、「降りそそぐ汚染物質」ということで日本の東京周辺の公害の状態等を光化学スモッグを含めながらいろいろ政府の方針とともにここに紹介してあるわけですね。そうしますと、斎藤社長、日本は各国に比較して非常に公害対策が進んでいるという判断なり考え方は、こうした二つの証明で否定されるように思ひます。なかなか問題は、ヘイズが直ちに刑務所へほうり込めと言ひますけれども、イタイイタイ病裁判が今後五、六年——十年かかると思われるくらい資本家というものは一筋なわ、二筋なわでいかにない、こういう現実を踏まえながら私、これからの重要法案を

皆さん政府の責任において省令、政令等となって具体化するわけですが、この法案の実効をあげるには結局何が大事かということをおと私に言わなくても御推察をいただけると思いますが、やはり私は総理のように、福祉なくして成長なしということばが国民には非常にうづる響きしか与えません。山中総務長官の情熱あふれるような御努力も砂漠に夕立のような結果になってしまおうそれがきわめて大きい、こういう状況の中で一段と勇猛心をふるってやっていただきたいし、行政当局の皆さんも政令、省令等の制定にあたりまして、こうした困難な状況の中で大いにかんがっていただきたい。このことをつけ加えながら冒頭にお願した田子の浦のヘドロをなくして、港の機能を回復し、そして大昭和製紙はじめ多くの会社、工場が今後とも繁栄する道は何か、こういうことの探究、あるいは打開策をここで明示していただければ幸いでありませう。

ただ、私の手元にもう一つ、非常に山中長官にすみませんけれども、やっかいな文書が手に入りました。きのう調査室を通じて、日本商工会議所から政府なり自民党に出されている公害対策についての要望書はないかと、確かに一通手に入りました。やっかいではございません。問題は金融の問題とか、中小企業に対する手当ての問題とか、そういうことなんです。ところが、私が求めて手に入らなかったのは公害関係諸施策の慎重な審議を望むという経団連、日経連、経済同友会等の政府・自民党に対する要望書が手に入りませんでした。入らなかったけれども、十二月二十二日の「エコノミスト」に暴露されました。それを読んで見ました。なるほどなと実は思っております。そういうことをもわれわれは知りながら、踏まえながら、これは現実ですから、公害の問題に取り組むべき決意を私はいよいよ固めたいと思うのであります。先ほど申し上げた田子の浦の処方せん、カルテをどなたでもいいから簡単に示していただきたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) まず、ヘドロの問題についての基本的な、普通のな形として申し上げますと、やはり公共事業で行ないますから、第一義的には知事がおやりになる公共事業ということになると思います。施行者は知事である。ただ、特殊な場合等においては、港灣法あるいは河川法等において悪化等の除去、もしくは埋め立て等が行なわれるケースもあり得る、こういうことではあります。そこで、田子の浦の場合には、お手元の法律の公害防止事業費事業者負担法の第七条の第二号の「イ」の「四分の三以上十分の十以下の割合」に該当するものと考えております。現に質問に対して答弁を一本いたしましたが、先般講じた緊急措置としての七億円の起債も、これは全額事業者の負担である、こういうことで明らかでございます。ただ、今後は、来年大体七月ごろをめどとして作業を進めておるようでありまして、SSカットが相当進捗したはずでございます。六三〇ぐらい現状に比べて減るような施設をつけつつあるようでございます。これらが将来どのようになりますか、一〇〇%カットが望ましいんでございますけれども、これらの今後新しく堆積する問題等については、その他の要因等もございましょうから、どういふことになるかは、今後具体的な問題として検討していかねばならぬと思っております。原則はそれとおりであります。

も、要するに、そういう姿勢を続けていった場合においては、やがては自分たちの企業内の労働者の諸君からも批判の火の手があがってくるのではないかと、会社というものはやっていると聞かぬかという疑問等を私は素朴に抱かざるを得ないということだけ申し上げておきたいと思っております。なお、大手のいわゆる製紙工業のSSでございしますが、堆積ヘドロに占める割合は二四・五%というところに大体推定いたしておるわけでございます。したがって、残りの中小企業というものは今日までは岳南排水路というものに流しさえすればいいんだということで、結果はたれ流していたことになるわけでございませうけれども、これも終末処理場というものを急いでおりますので、これらが終末処理場について応分の負担をしなければならぬと思っております。これらについては、中小企業に対して、この負担法で述べております特別例、配慮の中で、負担金そのものについても延納、分割等の措置を講ずる。もちろん税制、金融は当然のことではあります。こういう措置がとってございまして、この田子の浦に例をとるならば、田子の浦をきれいにすることによって中小企業が次々と倒産していくであろうということを避けたという配慮はしてあるつもりでございます。

先ほど、大手二四・五%と言いましたけれども、私もちょっと言いながら気になったんですが、これは違った数字でございまして、大手が出しておりますSSは大体六〇%をこえる程度と思われまふ。大体三分の二近くというものを大手が出しておるんだということでございまして、かつしんで訂正をさせていただきます。○委員長(占部秀男君) 午前の会議はこの程度にとどめ、午後は一時十分に再開をいたします。午後七時七分休憩 午後一時十八分開会

○委員長(占部秀男君) ただいまから公害対策特別委員会を開いたします。休憩前に引き続き質疑を行ないます。○竹田四郎君 労働省の方、いらっしやいますか。公害の防止ということをやっていくにしても、結局、水質汚濁、大気汚染、まあその他の粉じん等々にいたしましても、その内容を一番よく知っているのは、私は工場の中に働いている労働者だろーと思ひます。どんな物質がこの廃液の中に入っているか、あるいは一体どのくらい出ているか、それをどうコントロールするかということ、これは何と云っても労働者が一番、そういうことでは地域の人に比べて、よく知っている。この間もいろいろ話がありましたように、夜陰にまぎれて河川に廃液をどつと流すとか、あるいは夜陰にまぎれて、ばい煙を多く出すとか、実際こういうのは、日曜なんか見えていますと、非常によくわかる。そういう点では、労働者がそういうことを自覚し、労働者がごんごん、そういうことをしちやいけないうことをやっていかないと、これは周辺の住民だけではなしに、労働者の健康自体もこれは問題になってくると思うのです。そういう意味では、公害防止においては労働者がやはり非常に重要な役割りを果たすことも、これははっきりしていることなんです。ところが、たとえば、こういうのを、うちが出しているらしいと外へ言うことによつて会社の名譽を著しく傷つけたとか、あるいは会社に損害をかけたとかいう形で、場合によつては、これが職場において、どうもあいつは会社に協力しないということで差別していく、あるいは場合によつては、それがほかの問題とあわせて懲戒解雇の理由になるというふうな例もないわけではないわけです。この前行なわれ例のゼネラル石油の川崎における四アルキル鉛の加工の問題のときにも、そういう問題がありました。そういう点で、公害防止に協力をしてる労働者が差別をされたり、不当な待遇を受けたら、処分を受けるということは、幾らほかで法律

を整備しても、この点が明確に守られていかないと、真の公害防止というものはできないのじゃないか。現在の実態では、労働基準監督官も、全国でいけば決して数多いほうではない。非常に少ない。この間も監視官に労働基準監督官を使うというふうな話もあったけれども、それどころじゃない。いまの監督官等は、事後処理、あと処理といいますが、これでおそらく私は手一ぱいだらうと思う。事前に入っている、そういう公害防止の点まで監督指導するとういうようなことは、なかなか実際問題として困難だと思ふのです。そういう点を考えますと、私はやはり労働者が公害防止に第一義的に協力をしてもらおうという体制を労働者でもやってもらわないと、有害物質を出しておいて、それを言ったらそれは会社の名譽だとか何とかいうことになる、これはほんとうに公害防止どうにもならぬと思ふのです。住民の寝ている間に、住民の気のつかない間にやっちゃう。そしてあと口をぬぐっちゃうというのでは、しようがないと思ふのです。そういう面では、労働省としては、どのような問題をやろうか、そういう面では、私は、労働省として企業に対する監督というものを相当嚴重にしてもらわなければいけません。どういふふうなお考えで今後労働行政を、その点ではお進めになるお考えですか。

○政府委員(岡部實夫君) 労働行政、特に基準行政の立場から公害問題にどう取り組むかという基本的な姿勢につきましては、実は、基準法のたてまえといたしましては、工場、事業場に働く労働者の安全衛生を確保する、これが基本のたてまえになっております。ただ、安全衛生規則その他の特別規則の中におきまして、有害物質を取り扱う事業場に対しては、実は完全に整備されておるとは申しがたいのでありますけれども、排水、あるいは粉じんの処理等につきましているような規定を設けております。そこで、基準行政としては、そういう労働基準法並びにそれに基づく法令がどう順守されているかということを監督

行政として取り上げてまいり、そういうことから、排出されますものが公害にならないように予防をするということに寄与してまいらうという角度から公害の問題に取り組んでいきたい。

そこで、お尋ねの、そういう事業場内におきまして、いわばうちから外へ出ていく、その接点のところに働いている人たちがどういふ状況であるかをいろいろよく知っておく、これは御指摘のとおりでございます。したがって、私どもかねてから監督行政の実施にあたりましては、事業場内に安全管理者、衛生管理者というような制度を設けたり、あるいは事実上安全の処理の委員会等も事業場において設置を要請する、要するに勧奨する等のことで、できるだけそういう問題がみんなの協力によって順守されるような方向で努力をしてみたいと思つております。そういう方向をさらに進めてまいりたい、こう思つております。

○竹田四郎君 それは、労働者自身の労働衛生の安全というふうなことは、いまの御説明でよくわかったのですけれども、実際外へ出す、いまおっしゃられた接点にある労働者というのは、そういうことで、かなりいじめられているわけですね。ほんとうのことを言えないわけですね。言葉は差別待遇をされ、どっかに飛ばされる。それを何とか、そういう公害防止に協力している労働者にそういうことをやめさせない限りは——それは、厚生省としても今後いろいろ測定機械を置くでしようけれども、これだつて、そう網の目のほど置くものではない。その辺が、どうもいまの御答弁ですと、非常にぼやけていますね。だから、これだけの公害騒ぎのときに、職場の中でそういう労働者に対して圧迫を加えるような一切のあり方というものは排除しなければ、幾ら厚生省がさか立したつて、山中総務長官がさか立したつて、これは直るものじゃないですよ。その辺ももう少し明確にしてほしいのです。

○政府委員(岡部實夫君) 労働省といたしましては、公害そのものに、要するに事業場外の公害そのものに取組むという立場にはございません。そ

で、接点の問題、労働基準法並びにその関係規則に基づきますいろいろな規定の実施を確保ならしめるために、働く労働者からの監督機関への申告という制度がございます。これで申告を受けまして、たとえば法令違反があるのだという申告を受けた場合には、私どもは、一般の定期監督のほか、その申告に基づき監督をやるということにいたしておるわけですね。その場合に、基準法のたてまえといたしましては、労働者が労働基準関係法令の違反があるのだという申告を監督機関にしたというのを理由に解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないということが基準法の百四条の二項に規定がございますので、少なくとも基準法関係の法令、私どもの監督行政の対象になりますものにつきまして現実に法令違反があるという申告がなされた場合には、私どももその申告を受けて監督をいたすとともに、また、その申告をしたことによって労働者が不利益な取り扱いを受けないうことが最低限のいま保障となつております。そういうことで、できるだけ協力が求められるというふうに考えております。

○竹田四郎君 確かに、たてまえはそうなっております。その中で、現実にはそういう問題が内部にはあるから、幾ら組合が公害をなくしようというところで実際にスローガンを下げたつて、その工場から有害物質を出した、しかもかなりの濃度の腐液がどんどん出る、こういうことじゃないかと思ふのです。だから、ただ単に、いままでの法律のあり方そのものだけではこの問題が私は解決されぬのじゃないかと思ふのですが、何か、そういう方面で、法律はそうなつておりますが、さらに強い通達を出すとか何とかという形で企業に対してある程度強制していかないと、私は法のたてまえはそういう危害を出しているのは申告しないといつても、申告は出てこないと思ふ。その辺、もう少し明確にしてほしいのですが、それでなければ幾ら公害の議論をやつたところで実際はあまり意味がないということになる。その出るところで押えるというのが、公害防止の一番私はポイント

だと思ふのです。そこにいる労働者がそういうことを外へ言つたということでは処罰されていたんでは、幾らもとで押えると言つても、押えるところがしり抜けになつておるのでは何にもならぬと私は思ふ。もう少しその辺、明確にしてほしい。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘のように、やはり公害の発生源で何とか押えるということが非常に大事なことです。私どもも、そういう観点から、九月に実は有害物質を取り扱つてい事業場者に対して総点検をいたしまして、どういふ状態になつていのかという実態を把握して、その上で今後私どもの立場に立つたいろいろな規則の整備をやつていく。いま御指摘の、労働者が一番事情をよく知つていて、その労働者が職場の中でそういう実態を明るみに出すことがちゅうちょされるというふうなお話でございます。で、全体のこの公害がこれほど関心を呼んでおりますし、私どもの行政からも、これにできるだけ寄与するということからすれば、私どもの関係の法令の違反がなくなつていくように——法令を整備するということに、なくなつていくということでございます。で、そういう一つの安全衛生行政が公害に寄与するという観点から、ひとつ強力にしていって、そういう中から、この職場、各事業所にも、そういう意識を、監督行政は今後こういうことでやるんだというこの姿勢を示してまいりたい。ただ、法令上の立場から、いま具体的に解雇の制限規定を設けるというふうなことは、いまの体系といたしましては、ちょっとなじまないんじゃないかと思ふのです。で、行政的な方法で、監督行政も公害の問題についてこういう角度から進めていくんだという姿勢を示すとともに、その具体的な実施にあつて労働者の協力を求めていくということの姿勢を示すことを何らかの形で進めていく、こういうことに相なろうかと思ふ。

○竹田四郎君 どうもあまり歯切れのよい御答弁でなくて、私はいへん不満ですけれども、何と云つても、私は役所だけでは公害の事前防止というのにはちょっとできないと思ふ。その点では、労

働者の役割というところもやはりきちっと位置づけて、そういうものに対する内部からの規制というものをやっていくべきだ。それについては、ひとつ私は、これだけ言いましたから、どうも適切のいい御答弁もいただければいいです。これは局内でも十分考えてやってもいい。ぜひその点でチェックできるように、チェックをしても労働者が不利益な取り扱いを受けないように、そういう措置ができるように考えていただきたい。お願いをしたいと思います。労働省の方、私の質問はこれで終わります。

それから、これは運輸省、厚生省の方にお聞きをしたいと思うんですが、自動車の排気について、有害ガス、COについてはたいへんやかましく言われております。COをなくするということがなると、おそらく窒素酸化物というものがたいへん出てくることになるだろうと思います。自動車の排気ガスの中で、そういうものの規制というものがいままでやられてきていないわけです。これは自動車だけではないんです。工場でもやはり同じだと思うんです。完全燃焼を求めれば求めるほど窒素酸化物は出てくる。きのう参考人の方のお話でも、もう来年はオキシダントの夏になるんではないだろうかという、たいへん気味の悪い警告をなさってお帰りにしたわけでありまして、この間の連合審査では、厚生大臣からは、窒素酸化物については技術的にまだこれを把握する手段がないからと、こういうふうな御答弁を承っているわけですが、窒素酸化物は、おそらくCOよりもっと有害であるわけです。労働衛生等の面から見てのPPMにいたしても、COよりもさらにきびしいPPMを規定しているわけです。そういうことから考えてみますと、ますます多くなる窒素酸化物を減らしていくことが行なわれなければ、ますます公害は広がるばかりだと思ふ。どうもその辺が、しり抜けのように思ふ。けれども、どういふふうな対策をお考えになっているのか、伺わせていただきたいと思ふ。これはひとつ運輸省と厚生省と、両方からお答え願

いたい。

○政府委員(野村一彦君) 運輸省といたしましては、かねてから自動車の有害な排出物の規制につきましては、いろいろな研究を進めてきたわけですが、本年の七月に、大臣の諮問機関でございまして運輸技術審議会におきまして、排出ガス規制の長期計画についての基本的な方針の御答申をいただきました。したがって、私もそれを受けて、規制をさらに強化するとともに、今後の規制の方向を研究するというところで進めております。

で、その答申に基づきましていま実施しておりますのは、従来の一酸化炭素の規制をさらに適用範囲を広げて強化すること、それから一部炭化水素について規制を強化すること、が、さしあたり現在やっております措置でございますが、概括して申し上げますと、いま先生のおっしゃいました窒素酸化物、これにつきましても規制の対象に取り入れることとございまして、おおむね昭和四十八年、それから昭和五十年、この二段階に分かちまして、そうして私もいたしましては、規制を、いまの濃度規制から、いわゆる重量規制、つまり一キロ走行するのにどれだけのグラム——重量で言いますと、グラムの有害ガスが発生するように押えていくという重量規制に移行を近い将来にするという方向で規制をしていくということ、大体昭和五十年に昭和三十八年度の、東京都で言いますと、総量にひとしい総量まで押えよう、それから昭和五十年には昭和三十六年当時の有害ガスの総量で押えようということ、この間、もちろん自動車は非常にふえるわけでございますが、その量がふえても、昭和三十八年ないし六十年、この当時は、何と申しますか、自動車が増えております車道から離れた人道においては、格別人の健康に有害では特になかったと言われているんですが、そういう環境をつくり出すことを目標にした規制の強化をやりたい、そういうことで、いませつかく研究をいたしておるところでございます。

○竹田四郎君 四十八年というところ、あと三年後ぐらいですか、三年後というところのほうも相当またふえるだろうし、一方、来年はオキシダントの年だとも警告されているわけです。もう少し早くどうにかならないんですか。だいたいどのくらいテンポのやり方じゃないかと私は感ずるし、国民もきつとそれのように私は感ずるだろうと思うんですが、もつと公害病が広がって、気管支ぜんそくなり肺気腫の人が私はこのままではふえると思うんですね。もう少し早いテンポでできないんですか。

○政府委員(野村一彦君) いろいろの環境を悪くする、破壊いたしますところの有害な気体でございますが、そういうものの中で一酸化炭素は約九・七%が自動車から出るものであると言われております。これに比しまして、窒素酸化物、いま先生のおっしゃいました窒素酸化物は、約三六%ぐらいが自動車から出る。おまに、六三・五%程度は工場、発電所から出るというふうなことで、一番おきな発生源は工場、発電所であるというふうな調査になっておりますが、したがって、私も自体におきましても、もちろん、窒素酸化物のまず測定技術の研究開発ということをやらないければならぬんですが、同時に、他の発生源でありますところの工場、事業場等から一番多く排出されるものでございまして、その関係方面でやりになる、まず測定技術の研究開発ということと、それからそれを押える規制ということを、こ

二、三年の間でできるだけ馬力をかけてやって、そして四十八年から重量規制の対象として、自動車でございますと一キロ走るたびに何グラムまでに押えるかという測定技術と、それから重量規制の方法というものを研究をして、四十八年からこれを重量規制でもって、たとえば、私も具体的に申し上げますと、一キロメートル車が走るたびに三グラムしか出ないようにする、四十八年度にしておいて、そういう規制値をもうすでに予定をいたしておいて、そういう規制をやるように準備をしておるわけでございます。

○竹田四郎君 どうも、おっしゃっていることが非常にマンマンデで、国民のこれだけの要請に対して、三年後というところは、むしろ窒素酸化物だと私は思ふますし、各方面のいろいろな報道を見ましても、窒素酸化物の危険性あるいはオゾンの危険性というふうなものが最近盛んに叫ばれてきておりますし、いろいろの実証的な研究もあるようでありまして、どうも、あなたの御説明では、そういうつぽに合っていないような気が私はするわけなんです。

してこたえられるようなあり方ではないと私は思ふのです。いろいろな測定技術の開発というものをおっしゃいますけれども、かなり開発もされておると思うのです。どしどしそういうことはやってもらわなければ、人間の命は三つも四つもあるわけじゃない。一度こせればたいへんなんですから、その辺、そうマンマデにやられては困ると思うのです。まだ、あと、あなたに対する質問、ちよつと残しておきます。

長官がお見えになっておりますから、長官、あとの時間もおありのようでありまして、長官にお願いをしたいと思います。いま各県や市で、公害を発生するおそれのある工場と公害防止協定というのを結んで、具体的には、立ち入り権も防止契約によつて認められ、あるいは燃料の転換だとか、あるいは一部操業等についても契約を結んで、個々にそれをやっておるわけでございます。これは、全国で二月あたりの調査ですと、県で三十三県、市町村で十七くらいですか、事業所で六十三、協定を結んでおる。この間も、和歌山県と和歌山市が中心になりまして、住友金属ですか、と協定を結んで、着地濃度を〇・〇一二にするとか、既設の工場で、そういうふうにするという協定を結んだわけでありまして。こういう個別的協定ということが、かなりいま全国的に広がっておりますし、そのことによつて、いままで権限を与えられていなかった市町村が実質的には公害防止の仕事をやられておるわけでありまして、今度の法律改正があるにかかわらず、私は、国としてもこういう個別的な、具体的な、しかも技術的な協定というものは今後どんどん推し進めたい、しかも、この問題については一番被害を受けるところの住民も、何らかの形でこの協定には参加をしていくべきだ、こういうふうなふうに思ふですけれども、政府の考え方として、いまずと広がつてきておる防止協定について、今後進めるべきだというふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(山中貞則君) 政府が、いわゆる国法というものの権力をもつて定める場合、なかなかそのようにきめこまかく地域の住民の納得するものが打ち出せない、一律的な基準が出せないきらいもございまして。その際に、それぞれの地区において、もちろん被害者たるべき地域住民の人たちも参加をして、そうしてその結果、加害者になるおそれ、もしくはなつておる企業との間に、そういう協定を、しかも地方自治体の責任者が中に入つてなされるということとは、これは好ましいことであると思ひますし、そのようなことは、かりに法的な権限を背景にしなくても、それは紳士協定として相手方もそれを認めた上で企業立地し、あるいは営業を存続し、あるいは拡張し、新設し、増設しというふうなことの結果が、企業にとつても、もたらされておるわけでありまして、それから、企業自体も、その協約というものを最大限に私は尊重していくものであらうと見ておるわけでありまして。これらのことは、地域に最もふさわしい求めらるべき姿として私たちは進めたいという言ひ方はおかしいんですが、たいへん好ましいことであらうというふうな考えで見ておるわけでございます。

○竹田四郎君 公害防止ということが、いま長官が述べられましたように、きめのこまかい、しかも地域的な問題として解決をしていかなければならないということでありまして、指定都市から私どものほうにも、政府にも、市長の権限というところが要望書に出されております。大気汚染・水質汚濁・騒音規制・廃棄物処理及び清掃に関する法律案によつて都道府県知事の権限とされている発生源に対する規制権限、交通規制の要請、廃棄物取扱業者の許可等については、市民の生活環境保持に関する直接の責任とその行政能力にかんがみ、指定都市の市長の権限とするよう措置されたい、こういう要望書が出ておる。これは御存じだろうと思ひます。私は、指定都市だけではなしに、大きな市はもちろんのこと、町村等においても、能力のある限りは、私は権限を下に与えるべきだ、そのことによつて初めて公害防止ができると思ひますけれども、公害対策基本法の中で、きのうも

参考人の方が、「相当範囲にわたることについて非常な不満を示しておられましたけれども、そういう点で、いま述べましたような権限というものは、とりあえず、指定都市の市長にはそれだけの行政能力があるし、地域としてもかなり広いし、公害の発生件数というものは非常に多いわけでありまして、知事と同じような権限を少なくとも指定都市の市長には私は与えたいと思ひますけれども、与えることによつて初めて公害防止の実があげられると思ひます。実は、この間私の地域で、あるメッキ工場がシアンをたいへんたくさん鶴見川へ流しました。河川の周辺の井戸等も汚染されたわけでありまして、このとき、新聞の伝えるところによりますと、その区の保健所が一番先に飛んでいった、そのあと県のほうから来て、一体おまえたちは何でこんなところに来ておるのだ、どけどけど、こういうふうなやつた新聞は報道しております。これでは一体、シアンが大量に流れていてそういうあり方では、これは市民にとっては非常な不信です、不信だけではなかつたと思ひます。あとの措置に対して十分な敏感な措置がとれないと思ひます。そういう意味では、やはり第一線の市長にそうした権限というのを私は与えるべきだと、こう思ひますが、どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) いま指定都市と言つておられるのは、自治法上の指定都市だと思ひますが、私たちは、より弾力的に考えております。それは、指定都市はもちろんのことでありますけれども、公害から見て、それぞれ大気、水等においては若干違ふところがございますけれども、なるべくそういうような公害の発生しておる環境のある市においては、市長さんの権限におおる分野はなるべくおろして、したがつて、指定都市はもちろんです、それ以外にも必要なものはおろしていきなさいという気持ちでこれから作業をしていくつもりでございます。いまでもそういう議論を進めてまいっております。

○竹田四郎君 実は、横浜市で京浜工業地帯の三十五の工場に対する調査報告書というのがありますけれども、十名ぐらいの調査の方によつて、各工場に立ち入つていろいろ調査をしておりまして、この調査報告の中で非常に企業から言われていることは、どうも政府の公害防止政策というのがそのつどそのつどである、次から次へいろいろな施設の改善についても方針が違つてくる、したがつて、二重三重に投資をしなくちゃならぬ、こういう投資をしたかと思つと、また次にこれをつけ加えなくちゃならないという批判がだいたい出ておりますし、それから国と県と市、いろいろな段階があります。この段階で二重三重の行政で、その間に不一致、食い違い、そういうものは当然出てまいります。そういう点でたいへん迷惑をして、強く要望していると思ひます。その問題と、先ほどの市長に権限を与えろという問題とは、私は同一の問題だと思ひます。そうした点では、二重三重の行政にならないように、特に第一線に一元的におろしていただかないと、実際企業というものは、常に不安と不信を持ってそれに当たるというところがございます。この点は、今度のこの法案は私はそういう点では非常に不十分だと思ひます。これは、次あたりに、そういう形で改正をされていくおつもりがおりますか、次の通常国会あたりに。

○国務大臣(山中貞則君) 今度の国会に出しました法律は、基本法以下、ほとんどの法律を貫いております姿勢というものが、地方におまかせしていくべきであるということと貫いておると思ひます。ただ、それゆえに、反面、政府の見解統一を要求されました、地方に権限、事務のみを委譲して、財政措置はどうするんだという質問等も出てくる余地がそこにあつたかと思ひますが、それらの点は、統一見解と政府の果たすべき措置を十分果たすことによつて、地域の問題として知事を中心とした広域行政の中で責任者が処理していくということとを、まず基本的な姿勢で貫いてお

るつもりであります。

なお、企業の公害防止の施設あるいは規制基準の問題等について、そういうことが次々ときびしくなるとか、あるいはこういう設備でいいと言っていたのに、その次はこういう設備のほうにせよと言ってきたという、こまかな行政指導等の問題があるいは通産局あたりを通じて、個々の企業にはそういう感触がないとは言えないと思うんです。しかし、これは、ある意味では日進月歩しておる科学技術の今日でございまして、こういう公害防止機器専門の会社がでるかもしれないし、だから、よりよい方法を求めていくわけでありまして、要は、出口で排出排水、そういうものの基準をきっちり定めていけば、それに対応する機械は、あるいは施設は、どのようなものがあるか、これはやはりある意味において、国がそうきびしく指示していくとか押えていくとかいう問題ではなくて、そういう基準に合致するものであれば、企業が自由に最も効率の高くて、しかもそれが目的に合致するようなものを選択していけばよろしいだろうと思ひますが、過去の行政の、そのような国、県、市町村の関係における、あるいは国の中央官庁の相互連携の不十分さにおける問題点が企業にだいたひ迷惑を及ぼしている点があるいはあるかと思ひますので、今後はそれを戒心してまいりたいと思ひます。

○竹田四郎君 その点は、国、県、市の態度というものを、ひとつはつきりしていただくとともに、基準等も逐次変えていくということになりまして、そういう不信というのを招く原因が出てくると思うのです。ですから、いまは、かなりどうした基準になるかというところは政令にゆだねられてある部分が非常に多いわけでありまして、何とも言えませんが、しかし、これはいまの段階では、かなりきびしく、むしろ基準というものはきめていくべきだ、そうすれば、次から次へと基準を追ってきびしくするということではなくてもいいわけでありまして、この前も申し上げましたように、きれいな空気はきれいに返す、きれいな水はきれいに返すという考え方から言え、かなりきびしくしていくわけですね。そういう点で、ひとつさらに、政令においては、私はかなりの期間それが適用できるような、きびしい基準というものをきめてもらいたい、こういうふうに思ひます。

それから、国と地方の財政負担でありますけれども、きのうも、指定都市の直接の公害対策防止の費用がかかっているのが七億八千六百万円だ、それに対して国から来た費用はわずかに千五百万円、こういうことを参考人の方が言われておりますけれども、これは、私、地方はほとんど仕事ができな思ひますね。こうしたものを四十六年度の予算から私は直していかなくちゃいかぬと思ひます。負担法の精神にもその点は正確に書いてあるわけでありまして、こういうような状態がいつまでも続けられるということでは、これはやはり今度の国会の趣旨にも反すると思ひます。来年はこういうこと、あります。

○国務大臣(山中貞則君) きのうは、参考人の意見を私も拝聴する時間があるかと思つたんですが、やっぱり委員会の取り合ひで、ついにその機会を失しまして、ただいまのような数字はどのような数字であつたのか、私、前後の関係をよく知りませんが、その金額から見ても、それは防止機器その他の国が補助を出した金額の総計であらうと考えます。しかしながら、その地下水道等を中心にした国の負担しておりますものと、あるいは関係器材等を入れば、そういう数字にはならないだろうと思ひますが、私どものほうで、今回の予算要求というものは八月三十一日で一応締め切つておるわけでありまして、その後作業をして十四の法律を国会を通させていただくという段階に参っておりますので、いま対策本部のほうで各省と連絡をとりながら、今回法律が全部制定されたものと仮定をして、それによつて地方における必要な金額等については、いま予算要求すべく作業中でございます。地方に必要な金を出したためにはそれをちゅうちょしてはならないとい

うことは、統一見解の方針どおりに行なっていくつもりであります。

○竹田四郎君 先ほどちょっと条文を間違えましてたけれども、基本法の第二条の「相当範囲にわたる大気の汚染」云々ということ、このことがこういう結果になつてゐるのではないだろうか、こういう御意見でありまして、したがひまして、広域にわたらない、相当範囲にわたらない公害防止については国はめんどうを見ないんだ、そういうものはすべて地方自治体の負担にまかしてあるんだ、こういう趣旨でその数字をあげられたわけでありまして、この「相当範囲にわたる大気汚染」とか「水質の汚濁」云々という、相当範囲にわたるというものは、どういふふうにかへたらよろしゅうございませうか。

○国務大臣(山中貞則君) これは、国が持つべきもの、国が援助すべきもの、あるいは措置すべきもの、それらにいろいろありますけれども、やはり国は、それらについて責任を持つて行なうというのを第一義的に責任を持つておりますから、日本列島全体の公害に対して、まず国が責任を負うのだ。そしてそれを、機関委任その他ありまして、地方自治体が行つていただく、国の方針を履行していただくわけでありまして、それらの遂行に必要な経費というもののについては十分な配慮をしていただきたいと思います。

○竹田四郎君 さっきの空素酸化物のことについて、厚生省のお考え方をちよつと承つておきたいと思ひます。

○政府委員(橋本龍太郎君) 先ほど運輸省当局のほうから、自動車の排出ガス中の空素酸化物についての御説明がございました。確かに自動車の排出ガス中の空素酸化物について運輸省は御努力はいただいておりますけれども、四十八年度ぐらひまでかかるといふお話を私どももいただいております。しかし、空素酸化物、これは必ずしも自動車の排出ガスだけが問題なわけではなく、固定したばい煙発生施設から出されるものも、また多いわけでありまして、現在、生活環境審議会の専門委員会、実は炭化水素等と並んで御検討をいただいておりますもの一つであります。いま私どももここに御連絡をいただいております返事では、少なくとも来年の夏までには、できれば来年の春には、

○竹田四郎君 いずれにしても、公害防止の費用を自治体が非常にたくさん負担しなくちゃならぬということ、これはやはりおかしいと思ひます。やはり基本的には国のほうがその財政を負担するといふあり方でなければなりません、まあきのうのお話でも、今後の河川、大気について全国にわたる監視網を広げていくということになりまして、人間だけではおそろく監視できないだろう、おそろくかなりの測定機器といふものを備えつけて、それを通信によつて一カ所で監視をするといふあり方が中心になるでございまして、実際にはある程度監視員といふ者をふやさな

くちやならない、その人件費といふものもふくれ上がつてくる。こうなりますと、相当地方の財政負担といふものは多くなる。そのほかに防止事業もやらずにいかぬ。こういうことになりまして、四十六年度からこういう形の、七億八千万円かかつて、七億六千万円くらいは地方が負担をしないくちやならないという財政構造といふものを早く清算してもらわなくちゃいかぬと思ひますが、その点、ひとつ長官の決意のほどをもう一度御聞かせいただいて、長官に対する質問を終わりたいと思ひます。

窒素酸化物についての環境基準を出したい。しかし、一方において、自動車の排出ガスからの窒素酸化物等の問題もありますし、同時に、技術的な問題もありますし、また、工場からの窒素酸化物の排出については立地規制等から場合もあつた。場合によっては、環境基準で設定できない場合にも、暫定基準だけでも少なくとも出すというお話を私どももいたしております。現在、先ほど先生が御質問の最初に述べられましたように、今年から光化学スモッグというものが生まれ、そしてこれから先も心配をされております。その主要な原因の一つである炭化水素、これは自動車のほうでプロパイガス装置によって押えていこうとしておられる。そして、大気汚染防止法の中で窒素酸化物を特定有害物質に定め、この網をかぶせました。これは、暫定基準が出てまいります。あるいは環境基準になりますか、いずれの場合におきましても、私どもはそれを活用していくことによって光化学スモッグの発生を押えてまいりたい。緊急時の警報装置その他の所要の使える手法はすべて使って押えていきたいという考え方をとっております。

○竹田四郎君 運輸省のほうはどうですか。やっぱりそのくらいにならないとだめな感じがする。工場のほうは、かなりそういう形で基準をつくって、すぐにもやっていきたいという厚生省の御答弁ですが、やはり先ほどおっしゃられたように、四割というものは自動車によって排出されるわけでありまして、炭化水素とともに、やはりかなり早くこれを排出させないようなことをしなくちゃいけないと思うんですが、四十八年というのは何と言つても、がまんならないと思うんですが、早くならないですか。

○政府委員(野村一彦君) 先ほど四十八年から実施を目標としてお申し込みしました。もちろんこれは目標でございますし、また、私どもも鋭意研究をしております。たとえば自動車にそれを装着いたします場合に、その清浄器といつた

まして、たとえば窒素酸化物は完全燃焼をしたときに発生する有害なガスでございますが、これに對して不完全燃焼時に発生する一酸化炭素、それから炭化水素というものがございまして、たとえばこの三つについて言いますと、窒素酸化物を押えたら、ほかのものにかえて押えが悪くなるというような技術的な理由もあるようでございまして、なかなかそういう点で研究のむずかしさがあると聞いております。これは四十八年の目標でございまして、もちろん、それ以前にそういう点の研究開発が行なわれまして、そして自信を持って、これならば義務づけることが可能である、という判断が下された場合には、四十八年度より以前に規制を実施するということは、これは私は十分できることであらうと思つております。

それから、ちよつと私の説明が不足でございまして、四十八年から実施するといふのは、もちろん四十七年度中にはそういう技術が開発されて、そしてそういう装置する機械等につきましても普及され、それが自動車のユーザー等に対しても十分普及が行なわれて、そういう過程を経て、四十八年からは規制を法律上義務づけるというところでございまして、いま申し上げましたような研究を進めて、四十八年をさらに繰り上げることであれば、それを繰り上げる方向で私どももさらに努力をいたしたいと思つております。

○竹田四郎君 この問題はこの辺でやめますけれども、しかし、もう少し急いでいたいただきたいと思つて、それをお願いしておきます。

それから港湾局の方、いらつしやいますか。港湾の汚濁、海洋の汚濁、非常にたくさんあるわけでありまして、横浜、川崎等には廃油の処理施設というふうなもの、もうすでにできています。しかし、その利用状況というものはきわめて低いわけですね。せつかくつくつても、これを利用しないのですが、全国的に廃油の処理施設といふものの利用状況というのは、おわかりになりますか。

○政府委員(栗栖義明君) ただいま先生御指摘のとおり、利用状況は低いわけでございます。ただ、御承知のように、現在、船舶による油の排出規制がございまして、それを受けて廃油の処理施設を鋭意つくつてまいりまして、実は川崎が昨年から稼働を始めた。それから横浜は、ことしになりまして告示したというふうな実績がございまして、実際に時間がかかったという点はございすけれども、その後の実績が低かったという点も確かにございす。それからなお、全般的に見ても、最近になりまして続々稼働を始めていっているというところもございまして、一つは、そういう宣伝がまだ十分されていないという点もあるかと存じますが、稼働状況はいい感じだと思つております。

○竹田四郎君 横浜市の資料によりますと、昭和四十四年十一月の営業開始から四十五年七月に至る九カ月間の利用状況は、バラスト水が八十四隻で一万八千四百七立方メートル、ビルジが二隻で九立方メートルということで、非常に利用がないわけですね。全国的にその資料をおつかみになつていたらお示しいただきたい。

○政府委員(栗栖義明君) はなはだ申しわけございませんが、全国的にというお話でございますが、御承知かと思つて、現在、廃油処理施設が整備されたという告示をいたしましたのは、ごく最近のものを入れて九港でございます。現行法でまいると、施設整備港という告示をしない未整備港については流してもいいというふうな状況がございまして、それから油につきましては従来は百五十トン未満は除外されておつたということもございまして、そういう点で、いま手元で資料をさがしておりますけれども、いま横浜であげられましたような程度だというふうに御理解いただけます。ただ、川崎はかなり進んでおりますので、かなり実績はあつておりますけれども、まだ十分ではないというところでございまして、

○竹田四郎君 その理由というのは、どういふうにお考えになっておりますか。利用者が非常に少

ないという……。○政府委員(栗栖義明君) 先ほど申し上げましたように、PR不足という点もございまして、それから除外されておりますものがありますから、そのけじめがはっきりつかないという点が一つ。

それからもう一つ、最初に申し上げましたように、告示いたしますと、その港では油を流せないわけでございますけれども、ほかに、たとえば最近千葉もやりましたけれども、東京はまだ告示してございせんので、東京に逃げられたら、もうそれっきりというのが現状でございまして。

○竹田四郎君 せつかくつくつていられる施設です。海洋汚濁にも非常にこの問題は関係がありまして、海運国日本が世界の海を汚濁するというふうなことも非常に問題だと思つております。その点はいろいろな点があると思つて、非常に時間がかかるか、あるいは料金金の問題があるとか、いろいろあると思つて、やはり汚濁しては私にはならないと思つて、その点、ひとつ指導というものを強化して利用をさせると。そうして、油による港湾内の油濁はもちろん、海洋における汚濁もさせないという方針をやはり強く打ち出して

もらわないといけないと思つて、それからもう一つ、港湾で一番困る問題というのは、はしけの廃棄ですね。川のどまん中に、夜中に来て、どこの船かわからないのが、底へ穴をあけて沈めて行つてしまふ。船の名前とか、あるいは登録ナンバーとかは一切削つて、埋めて行つてしまふ。港湾を持つ町においては、たいへんな河川の汚濁がこれによって起こる。せきとめられたと同じ結果になりますから、流れさせない、非常に外観も悪いし、河川の汚濁を増進しておるといふことでありますが、現在、横浜の港湾地域にあるものなんかで捨てられていたものが百隻以上あります。その中には、これはなかなか所有権もわからないというので、すぐこれをどこかへ持つて行つて焼くというわけにもいきません。ある程度の告示もしなくちゃならぬ。また、これを

焼くとなると、たいへんなこれは手間ですね。まず、どろの中から揚げて、それを引っぱって、そうして陸上に揚げて、ある程度乾燥をさせて焼くということですから、これはたいへんな金がかかるわけなんです。そういう点で、これは、私もいつも沈船の処理というのを市に對してもやかましく言っているわけですが、これも、これがちっとも動行されないのです。金も確にかかります。そういうような点で、もう少し考えていただきたい。何か、七万円くらい金をもらって、あるいは七万かどうかしれませんが、金をもらって、ほかの県——そういうのを受けて持つ業者がいるのだそうですね。それが持ってきて、夜陰にそれこそまぎれて、船の底を抜いて黙って帰ってしまう。これは、はつきりもう少し取り締まってもらわないと、港灣機能そのものも阻害されるし、河川の汚濁にも、あるいは港灣の汚濁にも、これはつながっていると思うのです。けれども、どういうふうになされていらつしやいますか。

○政府委員(栗栖義明君) たいだいま御指摘でございますように、港の沈船船につきましても、非常に各港灣管理者御当局が苦心なすつていらつしやいます。横浜は、御承知のように、横浜市が港灣管理者でございます。全国的に見れば六港はそういう現象が多いわけでございますが、横浜を例にとりますと、現在港灣の中で捨てられております沈船船が約七十五隻ございまして、そのうち、はしけが二十七隻、あと機帆船とか雑船がございまして、毎年、管理者であります横浜市が非常に努力いたしまして、特に四十二年から積極的に除去しておるわけでございます。いまの計画でまいりますと、四十六年、来年じゅうには、そういう所屬不明の沈船船は片づけるというふうに、市のほうは計画して進めてございます。

それからなお、これは私のほう、港灣局だけではできませんので、先生が御指摘ございましたように、海上保安庁方面の港長その他の取り締まりをお願いしてございまして、それから、はしけにつきましても私のほうでございますが、その他の

機帆船等につきましても海運局でございますけれども、たとえば、船、はしけを一ぱいづくる場合、それをつぶして鋼船にかえる、そういう場合に、船舶整備公団の融資をいたしますが、そういうときは完全に所有者がわかつてございまして、これはもう所有者の責任で処理するという指導をまいっておりますし、横浜市の例を申し上げますと、そういう廃船の焼却場ができてございまして、所有者がそこに持って行って燃してしまふという処理をいたされております。実は、昨年、四十四年の八月からそういう廃船の焼却場の稼働を始めて、ことしの十月、約一年二ヶ月、一四カ月の間に、二百二十ばかりの船を焼却してございまして。そういうふうに、現在持ち主のはつきりしているものは、ほとんど自発的に燃やしているというのが実態でございます。先ほど御指摘がございましたように、どうにも所有者がわからぬというものは、市のほうでやっていた。今後はもうそういうものがないように、港灣管理者はもうろんでございまして、海上保安庁その他取り締まり当局等にもお願いいたしまして、そういうことが起こらないようにしたいというふうに考えているわけでございます。

○竹田四郎君 時間がなくなつてきましたから、沈船の問題はその辺で終わりたいと思つて、もう一つ、これは運輸省の方にお聞きしたい。特に鉄道関係の方、いらつしやればお聞きしたいと思うのですが、鉄道の公害ですね。騒音、振動、こうしたものは、もう全然いま規制がないわけですね。ただ、国鉄のほうでロングレールを使うとか何とかというところなんです。これは、この前の文部省に対する質問でも私の近くの学校というものが、新幹線の近くにありますが、絶対これは学校に騒音として迷惑かけない、こういうふうな言つておりましたけれども、新幹線が走りだして一年たつたかたにぬかぬかのうちに、もうこれはとても勉強なんかしてはいるような環境じゃないということ、ほかへ移転をいたしました。

沿線のそうした鉄道の騒音、振動あるいは風の問題、こういうものは、もう少しその基準をつくつて、一定の基準を国鉄でも守らせるような姿を出さないとはいけないと思つております。私の百メートルちょっとのところ、今度東海道の線増計画に基づいての新貨物線が通るわけでありまして、これについて、国鉄のほうは一体どれほどの振動を与えるのか、どれほどの騒音を与えるのか、こうしたことについては何ら提示をしていないわけですね。横浜市が、既存の鉄道の騒音、振動をはかる程度であります。新貨物線についての速度あるいは貨車の重量、こうした面から見ますと、いままで以上の鉄道の騒音、振動というものが私はあると思う。ロングレールを使い、あるいはゴムパットを使い、あるいは防音壁をつくつても、私は、あると思うのです。いままでの新幹線の例から見ましてね。こういうものについて、運輸省はもう少し基準をつくつて、沿線の住民に迷惑をかけるようなことをしなければいかぬと思つております。運輸省にちよつとお聞きしたいと思つたのですが、新幹線ができてから一体その沿線の住民からどのくらいの公害防止のための陳情が出ておりますか。振動を含めて。

○説明員(秋富公正君) 東海道新幹線ができて以来、ことしの八月までの数字でございますが、全体で九十八件でございます。そのうち、学校教育の授業に支障があると思つたものが十九件、病院におきまして医療に支障があるという苦情の申し立てが四件、沿線の住民の生活環境に障害があるという苦情が七十五件、合計九十八件でございます。

○竹田四郎君 私は、これはほんのごく一部だと思つて、出ているのは、テレビに問題があり、電話に問題があり、あるいは家の壁にひびが入り、石垣にひびが入る。これは私は、もう少しこの基準というのを明確にしないかやいかぬし、今度の基本法にも、鉄道の騒音、振動の公害というものは入るべきだと思つておりますが、運輸省は、そんなものはもう入れなくてもいい、鉄道についての騒音、振動についてもこれは考える必要がない、われわれが君たちに利益を与えてやるのだからいいのだ、こういう立場ですか。それとも、もう少しその辺は規制をするという考え方ですか。どちらですか。

○説明員(秋富公正君) 私たちのほうとしましては、利便を与えるからそんなことはかまわぬという気持ちには毛頭持っておりません。私たちとしては、鉄道のいわゆる公共性というために、それをやはり確保するということは十分やっています。なくてはならないわけではございますが、騒音の防止という点につきましても、十分私のほうとしても指導していきたく思っております。現にそういう方針で進んでおります。いわゆる新幹線のできましたとき、先生の御指摘ございましたように、まず軌条関係で申しますと、ロングレールの使用、あるいは弾性のゴムパットを使用いたしまして、いわゆるスプリングを使つて締結するといふ装置、あるいは空気バネを使ひました新しい装置というものをいたしました。同時に、開設当初いわゆる防音壁を約四キロにわたつてつくりましたわけでございます。しかし、ただいま先生からも御指摘ございましたように、その後はいわゆるいろいろな問題がございましたので、その後におきまして、学校関係に十五カ所、それから病院に七カ所、それからいわゆる架道橋に三カ所の防音装置を施してきたわけでございます。しかし、これで決して十分というわけじゃございませんで、四十年の五月に国鉄の技術研究所の中に防音の新しい研究会を設置いたしまして、いわゆる軌道関係あるいは車両関係、またトロッコ、いわゆる架道橋関係、こういった各面につきまして騒音の実態を研究するとともに、それに対する防音の処置を講ずるよういたしました。運輸省といったしましては、絶えず防音の問題についてさらに積極的に技術開発し、さらに対策を十分指導していきたく思っております。

が、最後の一点は、確かに先生の御指摘のとおり、いま即刻返事を申し上げるのは困難でございます。実は公衆衛生院等で研究をしてもらつておる最中の問題でございます。これについて、いまだうこうするということを申し上げる段階にございません。ただし、これが好ましいものではないことは事実でありますし、現在、公衆衛生院等で研究をしてもらつておる最中であります。

なお、清掃手数料のお話が先ほどございましたが、最後の一点は、確かに先生の御指摘のとおり、いま即刻返事を申し上げるのは困難でございます。実は公衆衛生院等で研究をしてもらつておる最中の問題でございます。これについて、いまだうこうするということを申し上げる段階にございません。ただし、これが好ましいものではないことは事実でありますし、現在、公衆衛生院等で研究をしてもらつておる最中であります。

負担法の中の精神にのっとり、各自治体において当然これは手数料を徴収していくべき性格のものであります。ですから、私どもは、何も各市町村や一般廃棄物処理の体系の中で、現在費用徴収をしておるところが減りつつある傾向を妨害をしようとも考えておりませんし、そういう意思は別にありません。やはり、国あるいは地方自治体が負担すべきではない種類の廃棄物というものが相当量出ていることを考えますと、費用徴収というものは当然私どもは法文の中において考えておいてしかるべきであらうと今日考えております。

それと同時に、そういう一連の廃棄物の形態の変化の状況等から、単純な作業の繰り返しとはいえない状況に清掃事業そのものがあります。特に、一部の産業廃棄物でありますとか、粗大ごみ等とかの取り扱いになりますと、むしろ、これは近代の衛生工学の知識を持っていないと、取り扱いそのものについても問題の起こるようなケースもございます。むしろ、今日行なわれており、また今後も行なわれるであろう清掃業務というものは、近代の衛生工学というものをその基礎に置いて住民に対するサービスであります。そうした場合には、当然、公害事業に従事する方々には、その時期その時期の科学技術の水準に応じ、できるだけやはり即応した専門知識を持っていただかなければなりません。そういう点を考えますと、資質向上というのをやはりどうしてもどこかにうたうべきであると考えなければならぬ。これが基本的な私どもの考え方でありまして、現在、そういう意味での職員の資質の向上のために、国も、また都道府県においても、それぞれの立場での研修活動等を行なっております。四十五年度においては、技術管理者についての研修会費として百六万円余りの予算を計上をしてまいった次第であります。

○内田善利君 私、事業者負担法を中心にして質問したいと思ひます。

その前に、長崎県の対馬の佐須川流域はカドミ

ウム汚染の要観察地域として、いままでいろいろな検査も行なわれてきておるわけですが、前に、昨年は長崎大学には三名精密検査のために入院したということもありますし、また、ことしになってから、第一次、第二次検査が行なわれているわけですが、その結果について厚生省に簡単に報告をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(曾根田都夫君) 本年度分の検査の結果は、まだ私どものほうに入っておりません。

○内田善利君 あまりそつけない返事だと思ひます。私が答弁するような答弁だと思ひます。いままで、あの佐須川流域というのはいへんなどころなんです。二人もなくなった患者がイタイイタイ病患者であった、そのように学者の間では認定されておりますし、また現状は、私の見たところでは非常にあぶない地域なんです。ところが、私たちはなかなかあそこに行けない。そういう状況であるし、また、有名な萩野博士も小林教授も拒否している状況です。一番これを掌握しなければならぬのは厚生省だと思ひます。私が行ったときも、厚生省が来られるならば何でも応じます、このように言っております。一党が行ったのは、その当時は拒否されている。そういうところなんです。厚生省はもともと私たちに親切に、また国民の前に親切に答弁していただきたい。いまの答弁は私には入りません。

○政府委員(曾根田都夫君) たいへん失礼いたしました。

対馬のカドミウムの要観察地域の検査状況については、本年度分の結果はまだ承知いたしておりませんが、四十三年度と四十四年度の検査で、一応五名に鑑別診断の必要があるということ、九大の鑑別診断研究班のほうに所要のデータを得て、その鑑別診断の結果を待たなければなりません。先生御承知のように、本年の七月七日に、一応、現在までのデータではカドミウムの中毒を支持する所見には乏しい、しかしながら引き続き経過を観察すべきものと考えられると、そういう結論がございましたので、本年度引き続いてこの五名について再度精密検査を行なうほか、先生御指摘のように、いろいろと問題のある地域でございますので、地域住民千二百六十四名でございますが、これを対象として健康調査を行なう、そういうことになっておるわけでございます。なお、この経費等につきましても、特に公害の調査研究委託費によつてまかなうことにいたしております。

○内田善利君 それでは私が御報告いたします。千二百六十四名は、樫根、下原、小茂田、椎根地区の千二百六十四名を検査して、そのうち五百四十七名が検査を受けたわけですね。そのうちプラスは二十七名です。それから日掛、上山地区が、四百五十名のうち二百二十名、これがプラスが一名、そういう結果です。十一月には第二次検査が行なわれて、上のいまの二十七名と四十四年の十七名計四十四名が第二次検査を受けております。

そういう状況なところに、土壌が、ことしの七月でしたか、三・五PPMのカドミウムを含んだ米が発見されております。これは農家から発見されたわけですが、そのあと、七月採取分が三・四PPM、八月採取分が三・三PPM、こういうのが出ておりますが、今回さらにまた米の中から、最高は二・九五PPM、これはテレビ放送で私は聞いたのですが、それからそのほか、一・〇以上のいわゆる農林大臣の言われた汚染米ですね、これが一・〇以上が四件、そのように汚染されていることが報告されたわけです。このとき私が聞いた放送では、私たち当然汚染源であると見られる東邦亜鉛の社長が、関係ないのだ、千三百年前の古い鉱山による汚染であるからわれわれには関係ないのだ、こういうニュアンスの放送を私は聞いたのですが、これとこの間の連合審査の答弁とは全然違ふわけですね。当然会社はその責任を持つべきだと、このように私は思ったわけですが、これも、この汚染米の出た農地の客土あるいはその他の事業は、当然私は企業が負担すべきであると、このように思っているわけなんですけれども、これはどうなんでしょう。

○政府委員(曾根田都夫君) いま先生おっしゃいました東邦亜鉛社長のテレビ放送というのは、私ちょっと存じませんが、経緯から申しますと、私は耳を疑わざるを得ないような感じが、実は正直のところ、いたしております。と申しますのは、ことしの夏でございますが、現在の社長の前の社長がおいでの際でございますけれども、その当時の副社長つまり現在の社長とお二人で私を訪ねられました。問題のこの対馬鉱山の問題についていろいろお打ち合わせをした際に、前社長、それから当時の副社長つまり現在の社長、このお二人とも、なるほど樫根部落や床ノ谷部落というのは徳川時代から非常に掘ってあった所で、非常に悪い技術のものとで相当カドミウム含有量のひどい鉱石を谷間に捨てて、その上に土盛りをして部落をつくった、あるいは畑をつくったということも確かにあるけれども、東邦亜鉛としても昭和十六年以来ここで相当大規模に事業を行ない、排水をしていった。そのころは、現在と違って、カドミウムの法的な規制もなく、あるいは有害だということもだれも知らずにカドミウムを東邦亜鉛も谷川に捨てておった。それがかんがい用水の一部入りまして、こういう部落の田畑に引かれたということが昭和十六年以降事実としてあったことはお認めいただまして、そして、今後地元長崎県はいろいろ調査の結果、賠償問題について、法律上の賠償ではございませんけれども、地元対策という意味で、米の問題等いろいろ実質的な補償の問題について、公式に企業に対してしかるべき措置を講じてもらいたいという御要請がある場合には、会社としては誠意をもって対処いたしますというのを、はつきり私は伺ったわけでございます。そして、私から長崎県のほうにも、その旨をささく伝えましたし、会社の方からその旨を同様県の方に連絡するように、私はお願いしたわけでございます。したがって、いろいろな複雑な関係は確かにあるかと思ひますけれども、私どもは、ここの農地汚染につきま

して、現在の鉱業権者である東邦亜鉛株式会社は責任がないというふうなことは全然考えておられない。これが通産省の基本的な考え方であり、東邦亜鉛の幹部も全然考へ方に違いはないと確信をいたしております。

○内田善利君 これは九月二十四日の話ですが、長崎県の副知事の話によりますと、新任のあいさつで長崎県庁をたずねたときに、農地や農作物の汚染などで地元迷惑をかけるので、県の公害防止事業費を負担したいという申し出があった。これは非常にけつこうなことですが、そのあと、汚染源と断定してもらっては困るが、という断わりがあるわけですね。こういうことがやはり私は裏書きしているように思うのです。やはりもう少しこの辺について指導をしていただきたいとは思いますが、やはり企業姿勢というものがもう少し変わらなければ、この長崎のカドミウム汚染の問題は片づかないんじゃないか、このように思うわけです。と申しますのは、私はもうずっと、四十三年、四十四年と、このカドミウムの汚染状況はデータをとっているわけですが、最近だんだん大きくなってきたですね。最初は〇・四PPMが暫定基準であったころは、〇・四PPMを上回るの少しあつて、結論としては上回っているの少しはあるという結論が出ておりましたけれども、最近はこのように一〇以上のものもあつて、汚染米も多くなった。土壌も多くなつた。こうなりますと、汚染源は一体千三百年前の鉱山なのか、または現在の鉱山なのか、その辺、非常に疑わしくなってくるわけですね。そういったことを幾ら申し上げても、きりがありませぬが、この問題で土壌が汚染されたことはわかつたわけですが、これは、この法案が通過して成立すれば、当然私は企業が負担すべきであると思ひますが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(莊清君) 今国会に提案されております農地汚染防止法案が施行された場合には、私も直接その法律の施行責任者ではございませんけれども、農林省及び地元と県当局におかれて、現在すでに要観察地域になっておることでもあり、一PPM以上の米が現実に出ておるわけですから、間違ひなく、農地汚染防止法の規定に基づきまして、地域の指定が行なわれたり、あるいは改善計画が組まれるということになるものと考へております。その場合に、公害防止事業費事業者負担法、これに基づきまして、鉱業権者である東邦亜鉛株式会社に対して費用負担の決定が、県の審議会においていろいろ審議がなされるかと思ひますが、当然になされるものと、こういうふうに予想をしておるわけでございます。

○内田善利君 そのことは、総務長官がお見えになつてからお聞きしたいと思つておりますが、この対州鉱山に昔から製錬所が置かれておつた、銀を精錬しておつた、その残りの鉱滓は山のほうに積んである、その下流である、あるいは下のほうにある農用地、あるいは井戸水等が汚染されているわけですが、それと別に、今度は現鉱山という関係で、非常に複雑なわけですが、その前の鉱滓の汚染による負担ですね、それと、鉱業法あるいは鉱山保安法が成立され、その適用になつてからの負担、また、これと無過失責任との関係についてお教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(莊清君) この問題は非常にむずかしい問題かと思ひまして、私も十分研究が行なわれておるとは実は申せない状況でございます。今後とも引き続き勉強させていただきたいと思ひておりますけれども、千年も前からここで掘つておつた、銀だけを精錬して、現在で考えれば亜鉛、したがってカドミウムをそのまゝ含んだ鉱滓を全部谷間に昔の人が捨てておつた、何百年の長きにわたつて、そういうことを徳川時代にもやつてきた、そこへ土盛りがされて、部落ができ、畑ができたというところも承知いたしておりますが、そういう時期は、日本の国に

わゆる鉱業法というものもございせんし、たしか明治三十六年から八年に最初の鉱業法ができたと思ひます。それ以前のもの、現在の東邦亜鉛とは、ちよつと関係があるとは申しにくいのではないかと思います。明治三十八年ごろ最初の鉱業法ができたわけですが、現在の鉱業法に逐次改正されてきたわけですが、無過失賠償責任の規定というものは、実は昭和に入りまして昭和十四年の改正で設けられた規定だと記憶しております。

それ以前の状況はどうであつたかと申しますと、明治三十八年から昭和十四年までの間に、この地区では鉱業権が四回ないし五回、たしか移転をされておることが鉱業原簿によつて確認をされておりますが、その当時の鉱業権者というのは個人もしくは非常に小さな会社等でございます。現在その所在を尋ねるすべもないというふうな状態でございます。少なくとも法人のものは明らかに解散しておつて、不存になつて中断されておるだらうと思ひます。昭和十六年以降は、東邦亜鉛が鉱区を全部継いだしまして開発してきたわけでございますから、そのあとのものについては法律上明確に東邦亜鉛に責任がある。明治三十八年ごろから昭和十四年の無過失責任の規定ができるまでの間は、これはなかなか法律解釈のむずかしい点かと思ひますが、私も考へております。

は、鉱業権者が過去のものは、明確にあれば連帯するといふふうなことになるかと思ひますが、申し上げましたとおり、連帯すべき相手方が非常に不明確である、こういう事情があるかと存じます。こういう点、法律的にも実態的にも問題はあろうかと存じますけれども、したがつて、通産省としても検討を続けさせていただきたいと存じますけれども、最初にも申し上げましたとおり、この地区のカドミウム米について、東邦亜鉛株式会社は汚染源でない、全くほかの人が汚染源であるといふふうな言い方というのは、会社として、もおそらくしてないと思ひますし、実態からいっても、そういうことはとても言えないことではないか、かように考へております。

○内田善利君 その昭和十六年以前の銀を製錬していた当時の鉱滓によつて、スラグによつて汚染されている根拠部所その他、こは、一体客土事業をしようとする場合、どういふような方法でできるのか、この辺、おわかりでしたら教えていただきたい。無過失責任も適用にならない、また、今度の法案でも適用にならない、汚染源がわからないわけですから、法人ももうないし、そういうところの農地の改良事業その他の諸設備をするいわゆる防止事業に対しては、どういふ方法があるのか、公共事業においてやるのかどうか、その辺、お教え願ひたいと思ひます。

○政府委員(城戸謙次君) ただいまの点でございますが、まず、最初に申し上げたいのは、今回の費用負担の関係法案は、これは、地方公共団体あるいは国が防止事業をやります場合、それに基づいて費用を企業に負担させるということでございます。むしろ、たとえば土壌の汚染、あるいはヘドロの問題、これが次に公害を発生させるというところに注目いたしまして、積極的に公共的の事業をやるといふこととございまして、公害の結果損害が生じたということによりまして私法上の賠償の問題とは一応切り離して考へております。この点を最初に申し上げたいと思ひます。

それから、ただいまの点でございますが、これも、主として今後農用地土壌汚染防止法がどういふうぐあいに運営されるかということとございまして、この新しい法律が通過いたしますれば、当然、都道府県知事が農用地土壌汚染対策計画を、指定された地域につきまして、立てていくわけでございます。その際、計画の中身としまして、あるいは客土事業をやるとか、あるいは地目の変換をやるとか、その他いろいろの費用が出てくるわけでございますが、これに要する費用は、たゞまゝといたしましては、私どものほうの事業者負担法でカバーするわけでございます。ただ、発生原因者がすでにないという場合につきましては、この費用負担法は働かないわけでございます。その辺につきましては、公共事業として行なわれる土壌

汚染対策事業に対して国がいかにも助成していくかという今後の方針の問題になってこようかと思うわけでございます。

○内田嘉利君 それと、今度、昭和十六年以降の
鉦鋸法が適用された後は、莊局長のお話では、承
継者がずつと続いておれば現在の東邦亜鉛が負担
するべきだと、責任があるんだと、こういう答弁
だったと思いますが、これは間違いないですね。
○政府委員(莊清君) 鉦鋸法の無過失責任のこと

がとうなつておるからといふことで御答へして、
たわけでございますから、昭和十六年以降の東邦
亜鉛の鉱区にかかわる分は論外、もちろん東邦亜
鉛の責任でございます。それからそれ以前の、鉱
業権者が鉱滓を捨てておつた、それによつて畑が
汚されたといふことがあつたとして、そして、
その鉱業権者が存在いたしますれば、これは連帶
責任になるというふうに、鉱業法の規定は読むべ
きであらうと私も考えております。ただ、連
帯すべき相手方が、この場合には不幸にして不在
になつておると思われるといふことを申し上げ
たわけでございます。

○内田嘉利君　それでは、一般論としてお聞きしますけれども、負担法の第七条の三ですが、これだけこの間農林大臣並びに総務長官にお聞きしたわけは、必ずしも、第七條の三ですね、農用地の客土ですけれども、事業その他の政令で定めるものは二分の一以上四分の三以下の割合で企業に負担させるという、客土ですけれども、私はやはり、ここは企業が全額負担するようにすべきではないかと、このようにお聞きわけですが、これをどういうわけで二分の一以上四分の三以下の割合にされたのか。この点を、まずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) これは、第七條の第三号に特異な表現がしてゐます。すなわち、カッコ書きの中に「公害の原因となる物質が長期にわたつて蓄積された」という表現がございます。この点が実はそれに影響があるわけでございまして、土壌というものは一朝一夕でそう汚染されるものではない。そういうものであれば農業産

縛法のはうでいけるような性格のものになじむと
思いますが、そういう性格を持っておりますの
で、たとえば、先ほどちょっと私おりませんでし
たが、対馬の何百年か前の話が出たのじゃないか
と、着席したとき思ったのですけれども、そうい
うものは別にして、やはり一番新しいものでも、

どのくらいいたっているかといえますと、日本鉱業の黒部製錬所というのが二十年ぐらいたっていると思うでございます。そういたしますと、たとえばカドミウム論争というものが始まって問題になったのは、ほぼ四、五年前くらいからかと思えますが、企業に加害者意識はもろくない。あるいは被害者のはうも、全然被害者であること自体がわからなかったという時代が相当長いわけでございます。そこで、それらのものを一律に十分の十ということだけでいけるかどうかについては、非常に大きな問題があると考えます。これはまた四、五年以内というものでは、そのような土壌汚染あるいは農作物のそれによる汚染されたものが出るという現象に、なかなかってこないわけでございます。そのような土壌の特徴からいきまして、このような表現のもとに、二分の一以上四分の三以下ということを一応の法律で定める決定の基準ということにいたしましたわけでございます。

○内田善利君 この「公害の原因となる物質が最期にわたつて蓄積された農用地」ということですけれども、対馬の場合は、先ほどからお話がありましように、一三〇〇年あたりから汚染されておるようであります。先ほど汚染のデータを申し上げましたように、一・〇以上は先ほど申し上げたとおりですが、〇・四以上も、これは六十何カ所とりまして、まだ三十カ所だけの報告ですけれども、県衛生部の報告ですが、これでも、三十士の米のうち〇・四以下は五つだけなんです。あと、三十件のうち二十五件の米は全部〇・四以下、このように非常に汚染が激しいわけですね。上、このように非常に汚染が激しいわけですね。でも、こういったところは、ここからここまででは、〇・四以上だから客土事業をする、ここは〇・二だから客土事業をしないというようにならね

ば、客土事業そのものも、公害防止事業そのものも非常にたいへんだろうと思うわけです。その辺を一括して、○・三ぐらいあっても客土事業をしようという場合には、この○・三の農用地は一体どうなるのか、農家に負担させるのか、その辺はどうなんですか。

○國務大臣(山中貞則君) これは、前提が、一 PPM 以上の米の産出された地域というものを、その周辺も若干配慮しながら、指定地域としていくことになるわけでございます。ただ、政府のはうとして、厚生省の食品衛生法にいう基準で、許容量として、米食民族である日本人が朝昼晩通常食量べる量を繰り返して食事していても、一 PPM 以下であればだいじょうぶであるということが一応出ているわけでありますが、ただ、農林省がとりました措置が、買い上げはするけれども○四 PPM 以上のものは配給に回しませんという措置をとりましたことが、非常な誤解と混乱とを招いているものと私は思うわけでございます。しかしながら、これは一応厚生省の要観察地帯にするための調査を開始するための基準でございまして、人体に有害という○四 PPM という基準は存在しないわけでございます。でございますから、それらの意味において、今回の土壌汚染防止法によつて行なわれる事業、そしてその負担が公害防止事業費事業者負担法によつて分担される、その対象は、一応原則として一 PPM 以上の汚染された米のとれた地域に対して行なうということでございます。その手段等がいろいろと書いてあるわけでございます。

○内田嘉利君 私は、この間の通合審査のときには、一・〇 PPM 以上と、このように受け取ったわけですが、非常に混乱と誤解をしておったといふことになるわけですが、そうしますと、土壌汚染法のあの「おそれ」なんです。この「おそれ」は、一・〇 以上なのか、〇・四から〇・九は「おそれ」ではないのかという、今度は論法になってくるわけですが、このときも私は念を押して確認までしてお聞きしたわけですが、〇・〇

四から○・九までの米を「人の健康をそこなうおそれがある農産物が生産され」と、そういうふうに、いいですねと確認をしたわけですけれども、この確認が間違っていたのか。

○國務大臣(山中貞則君) 不安と混乱と言つたのは、国民の間に、配給を受ける人たちの間にそういう不安が起こつた、また生産者の間にも、自分たちは保有米を食べてだいじょうぶなのだらうかかという不安が起こつたということを表明しただけでありまして、内田委員の言われる、質問が混乱しておつたと私は申し上げておるわけではないのであります。この「おそれ」というのは、厚生省が PPM 以上を常食して主食とする場合において、は心配であるということで、いわゆる食糧庁からい言えば食糧法という国民の食糧あたり得ないといふ判断をしたわけでございますから、この線が「おそれ」のある線でございます。

しかしながら、これを飛び飛びに、一 PPM 以上出たたんばだけを区切って、あぜ道ごとに土地改良というものができるわけではございませんから、したがって、この運用にあたっては、その「おそれ」のある周辺というのは、おのずからまた一 PPM 以下の若干の地域も含まれながら、それが行なわれていく。もちろん、基本的には、排水・排出口等におけるきびしいそのような有毒物質の規制というものは今後行なわれていくわけでございますから、それらに対しての元せんを締めるほうも一応の規制がきびしくかかっていくというところでありますので、これらの点については、混乱をしておるといふのは、いわゆる国民に混乱を与えるおそれがあるという意味で申し上げたわけでございますから、内田委員との質疑応答の間には何の混乱もなかったと思っております。

○内田善利君　それでは対馬の例をとりますけれども、対馬で一・〇以上のお米が出たわけですが、その農用地は、結局、この法律が適用されずと、〇・四から〇・九の付近にたくさんあるわけですから、そういった農用地の客土事業についてはどういうふうに考えますか。一・〇以上は

あちこちでたくさん出たわけですが、〇・四以上が三十件のうち二十五もそういう米が出ておった。客土事業をする場合には、やはりこういうたおそれのある——また年々対馬の土壌は、私のデータではふえてきている。いままでは一〇以上というのほとんどなかった。〇・四以上が少しあった。最近は一〇以上がたくさん出てきた。そういう状況で、土壌の中に入ったカドミウムは逃げ場所がないわけですから、どこか持っていく以外にカドミウムは累積されていく、こう見ますと、どうしてもやっぱり、〇・四以上とは言わなくても、一〇に近いような、そういう土壌も客土をしていく必要が生じたということが当然予想されるわけですが、そういう農用地との関連性ですね、これはどのように考えておられるか。

○政府委員(加賀山國雄君) ただいま山中長官のほうからお答えがございましたが、私たちもそういうように考えておりますが、ただいま内田委員から御質問のございました問題、非常にむずかしい問題でございますが、今回土壌汚染防止等に関する法律が通過いたしました場合には、先ほど長官からお話ございましたように、一PPM以上というところで考えております。しかし、先ほど長官からお話ございましたように、一PPM以上というのとは方々に散らばって出てくる可能性もございいます。また、いま内田委員から御指摘のように、〇・四以上というのの方々に出るかもしれない。しかし、そういうことで、われわれは、一PPM以上のところにつきましては、この法律に基づきまして事業者負担法等も関連が出てまいりますが、それと残余の部分につきましては一括土地改良をしたほうが有利である、そのほうが土地改良しやすいという場合には、その残余の部分は、現行の直接県で行ないます土地改良事業、そういうものでカバーしてまいらなければならない、要するに、二つの事業が重なって入っていくというふうなことになるのではなからうかと、現在は考えておるわけでございます。

○内田善利君 時間がありませんで、これでこの問題は打ち切りますが、結局、樫根部落の上流のいわゆる鉱滓による被害については何らかの公共事業等で処理する方法があるということ、それから現在の汚染状況については、東邦重鉛にはやはり責任があるのだ、責任がないということにはならない、当然今度の法案で汚染地区に対しては措置される、こういうことだったと思いますが、確認をしまして、もう一問お聞きしたいと思います。

それは、公害問題で私たちは国民の非常な期待と注視のもとに、こうして審議しているわけですが、先日の連合審査では、野党議員の質問に対して、経企庁長官は、公害の費用は経営上のコストである、これが直ちに価格の変化にはならない、直ちに値上げにはならない、こういうニュアンスの答弁があつておりましたが、こういった企業が出ておるといふ現実に対して、総務長官、どのようにお考えになるか……政務次官、お願いしたいと思います。

○政府委員(山崎ツエ君) お答えいたします。公害防止のためには、公害防止技術の開発を推進するとともに、基本的には、公害発生責任者が自己の負担でその発生を未然に防止することが必要でございます。このような公害防止関係の費用は、それ自身、生産力増強になるわけではございませんが、企業にとりましてはコスト増の要因になると私は考えます。しかし、公害はいまや国民の生命にもかかわる問題でございますから、物価動向のいかにかわからず公害防止対策は推進していかなければならないと存じます。しかしながら、公害防止の経費は本来企業経営に組み込まれるべきものでございまして、技術開発による公害防止コストの低減と一般的な生産性向上などの企

業努力によつて、そのコストを吸収すべきものであらうと考えますので、容易に価格に転嫁すべきものではないと私は考えております。

なお、政府といたしましては、負担力の乏しい中小企業などに対しましては、公害防止施設に対する適切な助成措置を講じてまいりたいと考えております次第でございます。

○内田善利君 この八月ごろでしたか、米国の第二の鉄鋼会社のベツレヘム・スチールのエンドモンド・マーチン社長が、公害防止費を使わない日本の企業は米国の企業との競争で優位に立っていると、そのように述べているそうです。それからさらに七月には、英国の海運会議所のジョン・カービー副頭取が、日本は年間六十万トンほどの原油を海に投げ捨てている、世界で最も海をよごしている、このように言っているわけですから、これは日本の公害企業に対する考え方を諷刺した外交攻勢ではないかと、このように思うわけですが、山崎長官は、このように思うわけですが、山崎長官は、このように九月十九日の日本生産性本部の会合で、公害費用の負担が製品価格にはね返るのはやむを得ないと、このように発言されておるといふことですけれども、外国のこういった発言等を通して、また、いまの政務次官のお話等を通して、山中長官のお話はちょっと承服できないのですが、この点どうなんですか。

○国務大臣(山中貞則君) 私の連記録がありますかどうか、ごらんになればわかると思うんですが、私は、国会で終始一貫そういうものを考えていない、企業努力によつて吸収すべきである。吸収できないものは消費市場において選択から落伍するであらう。これは国際市場についても同じことである。ただいまのベツレヘムスチールの社長の話もたびたび引用いたしております。また、海水汚染防止法をさらに海洋汚染防止法まで前進させた理由も、やはりこのようなヨーロッパにおける日本が最も海を油でよごしている張本人であるということ念頭に置いてこそつくったわけでございます。生産性本部の会合は、中山伊知郎先生

が来てくれということでございまして、参ったたつた一つの外部との会合でございまして、それには労働界あるいは経営者、いろいろの代表が入つておられる御承知の機構でございます。したがつて、私がそこで、製品に転嫁すべきであるとか、やむを得ないとか言つた記憶は私自身にはないわけでありまして、そのようなものもあるいはあるかもしれませんが、しかし、それは消費市場において消去されていく、消されていくということを確かに言っていることもあるわけでございます。

○内田善利君 この六月から酸化チタンの販売価格が二十五円、九月から三十円というふうに値上げされたわけですが、その理由が最近における公害対策費を主とする諸経費の増加を理由として、石原産業以下七社がこういう値上げをしまして、これが談合が行なわれたということで公正取引委員会から破棄の勧告があつたようですけれども、この事情を詳しく説明願いたいと思ひます。

○政府委員(吉田文剛君) お答え申し上げます。わが国におきまして酸化チタンの需要のほとんどすべてを供給しております石原産業株式会社外六社、全部で七社でございますが、昭和四十五年四月二十三日に会合を行ないました。公害対策費を主とする諸経費の増加を理由といたしまして、酸化チタンの需要家渡し価格を六月二十一日から現行価格より一キログラム当たり三十円値上げすることを申し合わせ、これを実施いたしましたわけでございます。これに対しまして、公正取引委員会は、十二月の四日に協定の破棄を内容とする勧告をいたしました。この勧告の応諾期限が十二月十七日でございますが、去る十二月十四日に勧告を応諾しないという返事がまいりまして、ただいま、至急審判会議の準備をいたしております。

以上が概略でございます。

○内田善利君 そういった企業の姿勢、また、田子の浦の製紙業関係などもまだヘドロはなくなりませんが、また、設備等もなされたかどうか知りませんが、私の聞くところでは、そういった公害防止施設もしない前から紙の値上げをしていると

いうような状況もありますし、こういった公書に名をかりて、公害防除をすることは赤字になるののだということから値上げをしているという向きがあるようですけれども、こういったことに對して、私たちは國民をあげて公害防止に真剣になっているときに、そういう姿勢があるということでは、私たちはどうしても納得できないわけですけれども、こういったことに對して通産大臣あるいは経企庁長官はどのような対策を講じていかれるのかお聞きしたいと思います。

○國務大臣(山中貞則君) これは市場独占のものは、ただいまのように、公正取引委員会が応諾を迫り、応諾をしなければ審判に持ち込むという、司法権に似たものによつてさばいていくことになりまふと——田子の浦のちり紙メーカーは実は上げておりません。これは二〇%上げることゝを發表いたしましたときに、いみじくも、どこかで言ったと思いますが、ある新聞の漫画に、公害のしりぬぐいをちり紙でという漫画が出て、全く噴飯ものでありまして、まだそのメーカーに何も負担をしないで、具体的な支出をしない段階でございます。当然世論の批判に耐えかねて、それらの値上げは撤回したと私は承知をいたしておるわけでございます。しかしながら、今後の普遍的な問題として、これはやはり企業側において、私たちは、社会に受け入れられる企業でなければ、その地域での存立というものは反社会的な態勢で、は続けていけないんだということもたびたび申し上げておりますけれども、市場からそっぽを向かれる企業というものもやはり結果的に敗北につながるわけでございます。やはりそれらのコストをどうしても合理化の中で吸収できなかったとするならば、配当を減らすとか、あらゆる手段において消費者に転嫁しない努力を、いわゆるモラルを打ち立てていくべき時代に來ておる。これが経済理由ならば、量から質への転換であり、企業にとつては新しいモラルを求められている、ということになつておるのだらうと思ひますから、これは所管の通産省、物価監視に当たる経企庁ともども、公害

對策本部としても、それらの姿勢が日本經濟の中に放任されて、のさばつていけないように、監視、指導していかねければならぬと考えております。

○小平芳平君 私が質問いたしますのは、時間も少ないので、簡単にお答え願いたいと思います。が、私ははたして公害が減ることが期待されるかどうかということについて、厚生大臣、総務長官にお尋ねをしたいのです。

厚生大臣は、従来の環境基準というものが、衆議院で御答弁なさっていらつしやる中で、従来の環境基準を設定するにあたって、

〔委員長退席、理事杉原一雄君着席〕

人の健康保護と生活環境保全という二本立てで策定をしてきた。健康保護は厳密に、生活環境のはうは経済・産業との調和をはかり、ややゆるくしてきた、このようにお答えになつておられますが、これは従来環境基準がこのようにきめられてきたということを厚生大臣が述べられていることとだと思ふんですが、このとおりでよろしいですか。

○國務大臣(内田常雄君) 私もそのことについては、いろいろの場合に発言をいたしました。私の了解する限りにおきましては、公害対策というもの、人の健康を保護する目的と、それから環境を保全する目的と両方を達成しなければならぬとい。しこうして生活環境保全の場合には、経済産業との健全なる調和をはかるべきだ、こういうこととでありますから、私の理解では、その限りにお

いては、生活環境の保全対策としてはそこにや
 り一つの制約がかかっておった。第九条の環境基
 準の条項の制定におきましても、同じように二つ
 にかけてありまして、でありますから、そこが問
 題になってきたわけでございますので、したがっ
 て、産業経済との健全なる調和の条項というもの
 を、今度のように、取ることいたしますと、何
 らの苦慮は要らない。ほんとうに人の健康、さ
 らの場合によりましては、生活環境を保全するほ
 うが環境基準をつくらなければならない場合もあ

ります。これは人間よりも動植物のほうが一そう有害物質に対しては弱いということもございまして、強くしなければならぬ場合もあるようでございしますが、いづれにいたしましても、人の健康と生活環境の両面を保全するために、われわれが妥当と考える環境基準を行政目標として設定してまいることになる、こういう私は考えでおります。

ときの原点に立ち返って削除論を主張しておった
 一人でございます。ところが、環境基準がいま設
 定されておりますのは、硫黄酸化物とか一酸化炭
 素、あるいはまた、水質保全なんかにつきまし
 て環境基準がつくられておりますが、現在まで
 現実につくられておりますのは、ほとんど全部が
 人の健康保全のためにつくられたものでございま
 す。硫黄酸化物の環境基準も○・○五というのが

○小平芳平君 厚生大臣の御答弁は、健康は厳密に、それから生活環境は産業経済との調和をはかりややゆるくした。そうして生活環境の保全を目的とする環境基準は、産業経済の健全な発展を害さないように、それとの調和のもとにややゆるくつくる場合もあり得る、また、むしろそうすべきであるというようなたてまえでありました、こう述べていらつしやるわけですが、これは逆であつて、生活環境を保全することによって人の健康も守られるのであつて、むしろ生活環境をはなはだしく破壊される結果、鳥も虫も魚も住めなくなつて、そうして木も草も枯れてしまふ、そういう環境からして人の健康が害され、そういうことが教多く各地に発生しているわけですね。それですからそれは逆だということをお認めになれば、その点はそれでよろしいのですが、さて経済との調和条項があるから、生活環境のほうはゆるくきめたというわけですから、経済との調和条項をいま削除しようという段階では、今度は新しい生活環境の基準を新しく設定し直すのが当然だ、こういう結論になりますね。

そうでございますし、一酸化炭素の環境基準もこれば都市などの交差点ばかりでなしに、都市等において一酸化炭素による人が極度の影響を受けることのない目標をつくっておりますので、したがつて、今度産業経済条項が削除されましても変える必要はないと思います。多少問題があるとすれば水なんですございますが、これは経済企画庁からお答えがあると思いますが、水は健康項目のほうでは八種類ぐらいの有害物質を掲げまして、たうえばシアンであるとか、鉛であるとか、クロムであるとかいうような硫黄、重金属を含む有害物質を並べて、あるものは全然検出せざるもの、あるものは〇・〇一未満であるというようなことをきめてございますが、もう一つのはうの環境基準と申しますか、数段階の当てはめ的な環境基準のきめ方もございます。しかし、それは現実には産業経済の発展を願願して低くきめられているかというのと、これはごく最近いろいろな利水目的、これは私どものほうが一番その関係がございまして、水道なんか引つぱってまいります際にやはりきれいな基準をつくっております。ただかないと、た

○國務大臣(内田常雄君) 現行公害対策基本法の第九條の第二項には、生活環境保全のための環境基準の設定はゆるくしろとは書いてありませんけれども、産業経済との健全な調和をはかることを願慮しなさいと書いてある意味は、平たく言えば環境基準だけ強くして、産業経済のほうがつりまわしてしまふことがあつてはならないと解してつくりました。でありますから、世論にこたえて私は早くから産業経済の条項というものは、やはり当初も、いまから三、四年前公害対策基本法の論ぜられた

いがないの川から水道水源を引つぱつてまいりま
すので、そういうような意味できつくこしらえて
あるはずでございしますが、現実の問題としてま
は、いまのところ私は手直しする分は、これは厚
生省だけの判断でございしますが、経済企画庁の考
えもあろうし、あるいは山中国務大臣にもお考
えがあるかもしれませんが、私はいまのところは手
直しする必要がある、しかし、九条あるいは一条
における経済条項の削除というのは、われわれが
公害対策に向かうべき心がまえ、姿勢というもの

を明確にしたと、こういうことであって、手直しの分は具体的にはいますぐにはないと私はこう考えます。

○小平芳平君 その辺を、したがって率直にお答え願えないことには、ただ勘だけでは困るわけです。手直しの分は現在としてはないものと考ええるという勘だけでなくて、といいますのは、国民にとつては、われわれにとつては健康項目は厳格にした、しかし、環境項目、生活環境は経済との調和を考えてゆるくした、こんなにはっきり厚生大臣が国会で表明をしている以上は、こんなにはっきり国会で表明をされている以上は、そうかと、そんなにいままでは生活環境というものはゆるくなっていたのかと、それなればこそ経済との調和が、それほど環境をきめる場合に作用があつて、それゆえにこそけさの朝日新聞に見られる川崎のような、そのほか各地の新しい公害病患者、そうした悲惨な病気の方々が生活の、あるいは健康のもう苦しみのだんばへ来ておるといふ、こういう現象がなぜ起きたかといふことは、経済との調和事項のために環境基準がゆるくされたがゆえにその結果そういう健康被害を生じたのだな、こう受け取ってしまうのです、単純に。ですから少なくとも経済との調和を考えてゆるくしたといふことを述べていらつしやる上において、は、当然再検討すると、これはいま重金屬の場合、それから一酸化炭素等の場合をあわせてお述べになりましたが、そう分けるまでもなく、経済との調和事項が削除された段階においては当然再検討し、環境保全に全力を尽くすといふことが当然じゃありませんか。きのうの参考人の御意見の中にも環境そのものを汚染から守る姿勢、これが一番政府にはいいということも各参考人の方が述べられておりましたが、この点いかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) これは先生たいへん失礼であります、ちよつと私が述べておりますところを多少からんでお尋ねになっておるようにも私には受け取れるのであります、環境基準にも人の健康を保全するための環境基準と、生活環境を保全するための環境基準と理論的にはあり得るわけでありまして。理論的にはあり得るが、現在、いま川崎のお話もございましたが、これは亜硫酸ガスがおもてでございます、窒素酸化物。これはたつた一本、人の健康といふことを目標にしてきめた環境基準があるだけでございまして、生活環境の保全のための環境基準というものはないわけでございます。それはもう少し突っ込んで言いますと、これは小平先生よく御承知のように、わが国の公害対策関係の法制が発生いたしましたから二、三年でございまして、その間水でも大気でも、水域指定主義、地域指定主義といふことだけで、よごれている水域だけを水域指定する、よごれている地域だけを地域指定する、よごれている地域だけを、水域だけを指定いたしました、それに対応する、私のことばでいうと、汚染局所対応主義がこれまでの公害対策であつたように考えます。きれいなところ、たとえば厚生省で国立公園などを所管いたしておりますが、そういうところをよごしてはならぬといふことを考えていなかつたような対策でございまして。また、私の郷里は山梨県でございまして、ここから従来指定水域にもなつていなければ、また指定地域にもなつておらぬものですから、川崎や四日市では困るが、あそこから逃げ出す企業は、山梨県へ行つてやる分には指定地域じゃないからかまいませんといつたような式の、そういう法制の仕組みであつたもので、それから、環境基準を一方においてつくります際には、そういう生活環境のことは顧慮しないで、よごれたところの人の健康のきれいなものを維持するためにはどれだけの空気のきれいなものでなければならぬかと、こういうことを目標につくつてございまして、第九条には先ほども触れますように、基本法の第九條には、生活環境の保全のための環境基準はいわばまあゆるくてもよろしいといふことが、産業経済との調和をはかりなさいといふことが書いてありますが、まだそこところまで環境基準の設定作業がいつていなかつたと私は考えております。ところで問題は、それよりも問題なのは、その環境基準を達成するための排出基準、許容基準といふものが問題でございまして、これは何段階かに、たとえば硫酸酸化物につきましては、よごれた地域に適用するもの、あんまりよごれていない地域に適用するもの、数段階に分けておりますけれども、それがはたしてそんな排出基準でいまの環境基準が達成できるかといふ問題は、別の見地から私はあると思つておるわけでありまして、これについては逐次強くするといふたてまでやつておりますし、また、ある新しい企業などをそういう地域につくります場合には特別排出基準というようなもの辛い排出規制もすると、こういうことになってますから、主たるこれからの問題は、環境基準のことが全然ないわけではございませんけれども、排出基準のほうの強化に私は問題があると思ひます。なお、ついでに申し上げておきますが、環境基準もこれ、絶対に動かさぬといふことではございせんので、現に九条にも規定がありまして、科学の進歩に応じて環境基準そのものも見直してそうしていきなさいといふ規定がございまして、経済との調和事項といふものとは関係なしに、私どもは人間が生活していくのにはほんとうの理想の大気のきれいさかげんといふものは○・〇五の硫酸酸化物でいいのか、あるいは一〇PPMの一酸化炭素でいいのかといふ問題は、一般論としてはあることを申し上げておきます。

○小平芳平君 私が問題にしているのは、いま環境基準を問題にしているのであつて、その次に排出基準をやるつもりでやつてゐるわけですね。そこで、この環境基準を要するに厚生大臣は変えることをも再検討もすべき点もあるという趣旨ですか、そこだけはつきりしてくださればいいんです。山中大臣はそれについてどうお考えか。

○国務大臣(内田常雄君) 第九條にこういうことが書いてございまして。第一項の環境基準については、「常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない」と、こういう規定がございまして、あとからお尋ねになられる

排出基準ばかりでなしに、環境基準そのものについて科学的検討、科学的判断といふものは出していくべきであるから、したがつて産業経済事項とは別に、私どもは科学的判断によつてさらにそれをきつたり、あるいはより合理的にするといふことは考えるべきであると私は思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 内田大臣の言われたことに尽きております。第九條の第三項、旧第三項で、「第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない」といふわけゆる改定をすることを前提として基本法が成り立っておりますから、現在の環境基準といふものを常に科学的な判断等を加えながら改定をしていく。そうして目標に到達する努力をするといふことに当然なると思ひます。さらに水に関する問題でことしの四月に閣議決定が実はございまして、その閣議決定は別途閣議により指定するといふ表現で、当てはめを国がやるように閣議決定しているわけですね。これは近く閣議決定をさらにこれを戻しまして、そうして当てはめは知事にしていただくことになるわけでございますから、これは閣議決定をひっくり返して——ひっくり返してというか、閣議決定がなかった形の、いわゆるそこは削除する閣議決定をもう一ぺん具体的にやらなくちゃならぬだろうと思つております。それで、閣議決定によつて、経企庁が主管でございまして、都道府県知事が当てはめを今回の法律によつて権限として持つということが明らかにされていくものと考えます。

○小平芳平君 両大臣の御答弁は、科学の進歩によつて、技術開発によつて改定があり得ると、それは当然です。しかし、私がいま問題にしていることは、経済との調和事項を削除したことによつて、この従来の生活環境あるいは健康、それが経済との調和事項削除によつて、政府はこういう姿勢で今後の排出規制にしても環境基準にしても臨むのだ。従来の姿勢は、衆議院の連合審査会での御答弁の姿勢がよくここに出ております、従来の姿勢が、環境基準、経済との調和によつてこ

れこれたと表明していらっしやる。ところが、今回のこの改正によって健康項目、この経済との調和削除によってこういう新しい姿勢で臨むのだ。従来の、かりにまあ環境基準が、こまではよろしいというようなつもりでよごされていたものを、今回はそうではないと、もっと自然のあるべき姿を取り戻していくのだという、そういう目標でいくのだとか、そういう積極的な姿勢があるか、ということを私は尋ねているのでありますし、また、それがないことには経済調和条項を削ったからといって何の役にも立たないわけですよ。ただこのところの法文を削ったからといって、公害が減らないことには何にもならないじゃありませんか。

○国務大臣(内田常雄君) 産業経済条項を削りましたのは、環境基準の設け方だけの問題ではございませんので、むしろ公害を排除するためには、まあことばが過ぎるかもしれませんが、企業につらく当たっても、それは人間の健康なりあるいは生活環境の適正を守るべきだと、こういう私は広い観点から私どもが行政姿勢を改める、そういうところに大きな効果があると思います。たびたびお尋ねの環境基準に関しては、環境基準ができましたのは、硫酸酸化物については昨年の春、それから一酸化炭素につきましてもことしの春でございまして、それはいずれも人の健康保全のための環境基準でございました。でありますから、産業経済の条項によって遠慮しなければならぬような、第九条によって産業経済の発展との調和を考えてつくらなければならないような生活環境に関する環境基準ではございませんので、現在のものは、科学の発達のものとは別といたしますと、たびたび申し上げますように、産業条項との関係においていま直ちに直す必要はないと現在のところは考えております。しかし、これも繰り返しますと、その他のいろいろな分野におきましてだいたい、今度の改正案でこの産業経済調和条項がなくならしたために、私どももずいぶんいろいろなきつい部面をつくったつもりでおります。

○小平平平君 どうもたいへん、そういう姿勢じゃ私は不満ですが、ちょっと観点を変えまして、この改正法案第九条の二項、「二以上の類型を設け」、「地域又は水域を指定」、それから「都道府県知事に委任」とあります。で、これは政府委員からでけっこうですが、どういうことを意味するか、簡単にお答え願いたい。

○政府委員(城戸謙次君) 九条の二項でござい
ますが、これはいまお話しございました水の環境基
準のうちの生活環境にかかるものがこれに当ては
まるわけでございまして、水域の利用目的に応じ
て幾つかの類型をきめておりまして、それを個々
の水域に当てはめていくということになっており
ます。この当てはめのための指定の仕事为国が全
体としてやっていくことは非常にたいへん
でございますので都道府県知事にその仕事を委任
すると、こういうことの規定でございます。

○小平芳平君　したがって、政府の考えている第九条の環境基準は、全く政府が独断的に統一に定めるものであって、地方によっての上乗せということとは考えられないのかどうか。それからいうま、二項は水質のランクに当てはめるのを都道府県知事に委任するというだけで、大気、騒音については、環境基準は地方において大気、騒音とも環境基準を上乗せすることができないという趣旨かどうか、その点はどうですか。

○政府委員(城戸謙次君) 環境基準につきましては、私ども考え方としましては、あくまでそのと
きに知り得ます、あるいは科学的データに基づき
まして十分検討いたした上で、科学的な裏づけを
もって設定してまいりたいということでございます
して、そういう意味で政府みずからきめるという
考え方でございます。ただ、そういう類型に分か
れました場合の具体的な指定の作業を都道府県知
事に委任しようと、こういう考え方でございます。
す。

それからいまお尋ねのほかのものでございます
が、大気につきましてはそのようなことはまだご
さいませんが、騒音については近く厚生省のほう

の生活環境審議会の答申も行なわれる予定でございますが、この場合にはやはり地域を類型に分けますので、その当てはめのための指定は都道府県知事に委任すると、かようにならうかと思うわけでございます。

○小平芳平君　政府が科学的基準に基づいて統一的にきめるのが環境基準だというのが、それでは長官にお尋ねしますが、東京都では東京都公害防止条例第二条では、知事の環境基準の設定の義務というものを定めております。この東京都の公害防止条例の知事の環境基準設定の義務の中には、いまあげたところの水質、大気、騒音ともにあげております。これに対して長官は、積極的にこうした東京都、つまり住民が一致して住民の願望を一つに集めてこの基準を設定し実現しようという動きに対して、長官はどういう姿勢をとられるかお尋ねしたい。

○國務大臣(山中貞則著) 原則的には条例というものは国の法律の範囲内において都道府県、地方自治体が定めることができるということに現行ではなつておるわけでありますから、しかし、いま言われた場合は政策目標としての数値であらうと、私拝察いたしましたわけでありますから、したがつて、それが国家権力と同じように権力を背景にし、強制するべきものではない、そういうつもりでおつくりになっているんならば、別段差つかへえまないのではないかというふうに考えます。

○小平芳平君　環境基準というものは、城戸さんのお話だと、科学的データを集めて政府が統一的にきめるんだと、こういうふうにおっしゃるのですが、そうじゃなくて、やはりいま山中担当大臣がお述べのように、そうしたものを、住民が一致して、知事も議会も一致してそしてある基準を定め、そのあるべき自然を取り戻そうというこの努力目標、これは当然公害担当大臣としての長官は、そういう住民の地方の行き方を支持される、こういうふうにとつてよろしいですか。

○国務大臣(山中貞則君)　これは自治体が地域住民の責任者としての立場において積極的にやられ

る姿勢については、私たちは歓迎するものです。しかしながら、やはり環境基準については全国の知事会議あたりの御意見等も、大体多数の意見としては、やはりこれはよるべき基準は国のほうで定めてくれ、しかし、その地域地域の実情というものとは十分その当てはめるときに、それに知事の意味というものが知事が自身できめられるような範疇のものとしてもraitai、こういうことに要約されておるようでございますので、別段それは国の行政を阻害する方向にいくものでありません。私として問題はないかと思ひます。

のほうですが、排出基準はこの国と地方と、たとえ一酸化炭素のような場合です、一酸化炭素のような場合は国と地方と違つて困るようなことがあつたのですが、これはどうですか。

（國務大臣（山中貞則著））これは全国一律のものであつて、たぶなおつちやつてゐるのは警視庁と東京都が検査をしたときに○・五と○・四ですか、私の記憶はそういう感じがしますが、何か、一違つてゐたように思ひます。これはやはり○・一が正しい悪いは別として、同じ場所で検査をするのならこれはやっぱ一緒に相談して合わしてもらわないといけない、どちらでもけっこうでございますが、やはり合意して、そして不特定多数の住民たる国民がそのために困難をするということではやはりいけないので、事前に十分の打ち合わせが必要であつたのではないか。その点は、どちら側がいい悪いは別として、遺憾なできごとであつたと私は見ておるわけであります。

○小平芳平君　それでは結局二問お尋ねして私
きょうは終わりますが、また——とても終わります
せんからあしたまた済みませんが続けてやらして
いただきますけれども、一つは、そういうこととも
あるので、環境基準も上乘せを可能とすべきだと
思うのです。環境基準は国が一本できめたからこ
れは科学的根拠に基づいた最もすぐれたものであ
つて、それは地方がとやかく言う筋合いはない
と、これで十分だという公害に取り組む姿勢はか

えって公害対策上マイナスになるのであって、排出基準が上乗せできると同じように環境基準もまた上乗せできるとすることにするのはいいと、このように思いますが、両大臣の御意見を承りたい。

それからもう一つは、これは厚生大臣と思いますが、大気汚染防止法第四條、ここで硫黄酸化物の排出規制は地方で上乗せできるかどうか、この点についても私は大臣の御答弁をことごとく読んでみましたが、非常にできそうな、だいたいできそうなニュアンスのところもあるしできないというところもあるのですが、その点二点お尋ねしたいのです。

○国務大臣(内田常雄君) これは私はこたわるわけではないですが、環境基準というものは、御存じのとおり、たとえば日本におきまして、それが東京であれ大阪であれあるいは京都であれ、人間がその生存していくのにどのくらいのその空気の清さ、その空気の中にまたまじっているところの硫黄酸化物——これは二酸化硫黄も三酸化硫黄も含めての話であります、そういう硫黄酸化物がどのくらいなら耐えられるかというふうな目標をつくりまして、したがって——私どもの郷里などではもちろんもうその目標よりよれていないから問題ないのでございますが、よれていないところはその目標を達成するために、しばしばしかられるのでありますが、そんなことではゆるふんだと言ってしまうのでありますし、うけれども、三年も四年も、七年からなければその目標に達し得ないようなよれたところもあるわけでありまして、したがって、その環境基準というものは、これは私は各都道府県の知事が上乗せをするとか自分の理想値というものをくるべきではないかと私は考えます。しかし、議論の余地が全然ないわけではないでしょう、科学的の判断の推移によって将来も検討すべきだと、こういう文句もありますから、その際には東京都知事が政府の環境基準よりもっとより高い理想的な環境基準であるべきであるという場合におきましては、どんな遠慮なく政府に意見を述べていただいて、そして日本人共通の私は環境基準をつくるののいとかように考えます。

それから第二点の硫黄酸化物の排出基準につきましては上乗せの問題でございますが、形式的には排出基準につきましては、いわゆるシビルミニマムといいますが、全国一律の一応排出基準をつくりまして、そうして各地域の自然的社会的条件によりまして、知事さんがその上乗せをこれは政府と連絡をしながら御通知をいただいたりしながら上乗せをするわけでございますが、硫黄酸化物につきましてはもう現在八類型がございまして、それを各地域の知事さんの御意見を聞きながら中央で各地域にはめていく。こういうやり方をいたしますので、事前に意見を聞いてはめますので、上乗せということとはございせん。がしかし、変更の要望が自分のところは八段階のうち第三段階の上乗せ、八段階の三段階目の排出基準の当てはめでいいと思つたけれども、これではとてもきれいにないし、また、企業の意識が向上してきただから、それよりもっと上のところにしたいたいのだから、こういうような御相談は私は可能でありますから、その部面においては動かし得るわけでありませうけれども、いわゆる自発的上乗せというものはないわけでありませう。これはいろいろ事情によりまして今日まで排出基準を一番古くからやってまいりましたのは、硫黄酸化物の排出基準でございます。現行の大気汚染防止法が制定されました、昭和三十三年のころのばい煙防止法時代から排出基準というものはいろいろつくりまして、そして地方の実情に應ずるようなものをつくつてきたこれまでの経験と、それからもう一つは、何といひましてもやはり低硫黄の燃料の確保ということがからんでくる問題でございますので、低硫黄燃料の取り扱いということになつてしまつたのでは、これは国全体としての地域の状況に應ずる排出の規制、環境基準への達成というものが全く乱れてしまふので、そういう見地からも上乗

せという制度を実はこれにはつけてございませう。ただもちろんさつきも触れましたような特別排出基準というものを新しくそこに割り込んでくる工場、事業場のばい煙発生装置につきましては、辛いものをつけるということではできるわけでございます。

○小平芳平君 どうも御趣旨が、私はいまだに環境基準をなぜ政府一本でしなればならぬのか。全く理由がわからないわけですが、そこで具体的に環境基準の問題と、

〔理事杉原一雄君退席、委員長着席〕

公害罪の問題を両方頭に置いてお聞き願いたいのですが、きのうの参考人の中で、WHOの健康に関する四つの項目をあげて述べられた参考人がおられました。第一は健康に何の影響もない状態、第二は人間の感覚に影響を与え、草木を損傷するという状態、第三は人間の生理機能に障害を与え、人によっては慢性疾患、気管支炎等を起こす状態、第四には急性疾患を起こしあるいは人により死亡するという状態、以上四つの中ではたしてきのうの参考人の方は少なくとも公害罪は第三の人間の生理機能障害、人により慢性疾患、気管支炎等を慢性的に起こすその状態において当然公害罪が発動されるべきだという意見を述べておられました。したがって、両大臣はどのようにお考えになるか。そしてまた、環境基準を維持するという意味では第二の人間の感覚に影響を与え、草木を損傷する、こういうことが起きないための環境基準である、こういふことが起きないか、御意見は。

○国務大臣(山中貞則君) 先ほど内田大臣の御答弁にさらに私のほうで申し上げますと、補足をいたしますと、内田大臣の御答弁のとおりでございますが、しかしながら、地域指定を廃止することによって設けられる環境基準というものは、いまの汚染状態ではけっこうなんだ、許容量なんだというところに排出基準は別といたしまして、なる地域が出てくる可能性があります。そういう場合においては、その地域に最もふさわしい環境基準というものをいわゆる地方の行政目標として、実

際に住民の幸福のために設定されるということにはあり得るわけでありませう、またそうなければならぬ、これは全国一律がこれでいいんだというので、野放しにされたことの免罪符になつてはならないというところは当然私たち念頭に置いていかなければならぬと思ひます。

あとの環境基準と公害罪の問題でございますが、これは専門家が御答へしたほうがいいと思ひますので、法務省来ておりませうですが、公害罪は環境基準ではなくて、排出基準をたしか問題にするのだと思ひますが、しかし、いづれにしても起こつた現象というものがつかまえていくというのがその出発点のようでございますので、そのWHOの四類型の第三の項目はこれは明らかに当てはまるだろうと私は思ひます。

第二の点については、非常に微妙な問題で、いわゆる正木君ですか、衆議院で論議されましたが、ブランクの段階か魚の段階か、その議論の——今度は陸上の議論だと思ひます。できれば専門家の御答弁に私は譲りたいと思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(内田常雄君) 私は公害罪としての摘発といひますか、その犯罪が成立する要件としての大気等の環境状況の原点、限界原点というもののについてはまだ私は判断いたしません。

○政府委員(城戸謙次君) ただいまの環境基準設定のレベルでございますが、これにつきまして、公害対策基本法を最初に提案いたしましたときから私どもとしましては、いまのWHOの四段階でまゐりますと、第一段階と第二段階の中間であるべきだ、少なくとも第三段階以下ということをは、いかなる状態であつてもならないということを目標に設定していくということと硫黄酸化物あるいは一酸化炭素の環境基準をこれまで設定してまいつたという次第でございます。

○田淵哲也君 最初に、公害病患者の救済と、公害防止計画の推進について質問したいと思ひます。

きのうのテレビ放送で富士市のぜんそくの問題

が取り上げられております。富士市の工場群から出る煙がスモッグを起こして、そして子供、赤ちゃんがぜんそくであえいでおる、こういう光景が写つておつたのでありますけれども、現在富士市周辺のぜんそくの患者は公害病には認定されていないわけですが、推定は千二百人くらいいるといわれております。しかもこの市内の病院には、ぜんそく患者を収容するに足る施設が乏しくて、二十数名分くらいしかないということも報ぜられております。それから公害病救済の対象にしたくても、自治体の財政的な問題でこれを決しておる面もあるのじゃないか。また、あそこは小規模工場が非常に多いわけですから、小規模工場のばい煙脱硫の装置をつけるという問題、非常にむずかしい問題でして、こういうところにはやはり低硫黄重油を重点供給するなどの方策をとる必要があるのではないかと、このような報道がされておつたわけですから、この問題に關連しまして、質問を二、三したいと思つてます。

まず第一点は、富士市の公害は、現在、田子の浦のヘドロの問題がクローズアップされておりますが、この重硫酸ガス、硫酸酸化物のこの汚染状況を見ましても、富士市の市内で七カ所の点で測定したデータがありますけれども、環境基準の年平均値〇・〇五PPM以下、これに該当していない、これをはみ出しておるところが七カ所の測定の中で五カ所もございます。それからまた、一日平均値が〇・〇五PPM以下の日数の割合が、環境基準では七〇％以上でなければならぬということがあるわけですから、この七〇％以上ないところ、はるかに少ない二〇％ないし三〇％というところがあるわけですね。この環境基準に適合していないところが七カ所のうち六カ所もあつて、しかも、緊急時の発生頻度の調べについて言いますと、日数においては三十七日、最高がこれは元吉原中学のところですから、三十七日、環境基準の三〇％以下に對して一七・八％、大幅にオーバーしております。しかも連続して三日以上続いた回数が、ほんとうは三日以上続いている

いけないわけですが、七回もある。このように非常にこの汚染状態が進んでおるわけでありまふ。この富士市の大気汚染の問題について、どのように認識しておられますか。これは厚生大臣と総務長官にお伺いしたいと思つてます。

○国務大臣(内田常雄君) 田淵さんがごらんになられましたテレビの状況を私も、たまたまけさでございましたが、昨日の朝でございましたか、見ました。しかも、この地域は、いま田淵さんが仰せられますように、この公害病による健康救済の指定地域となつておりません。

そこで、私は問題があり得ると思つてわけですが、先般の連合審査会の際にも、あるいは田淵委員からのお尋ねでございましたが、富士市を指定することについてはなお問題があるというようなお答えを実はいたしておきました。それは、いまの公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法というものの発動の要件がございまして、まず大気汚染なり水質汚濁の状態が相当範囲でなければならぬこと、それからまた、それを原因とすると考えられる健康被害者が多発しておること、こういう要件があるわけでございます。これまでも逐次それらの地域につきまして指定されました結果、先般も申し上げたと思つてますが、この十二月からは尼崎市の一部もこの地域に指定することになりましたので、これでおしまいだというものでは決してございせん。でありますから、富士市におけるいまの硫酸酸化物等による大気汚染の状況並びにその範囲またはそれに基づくと考えられるいま政令で指定されておりますものの範囲から申しますと、このぜんそくでありますとか、肺気腫でありますとか、気管支炎でありますとか、そういう罹病者がどの程度多発しているかというこの材料をそろへまして、その上、これもいま田淵さんからおことばにございしましたが、その地域の都道府県知事の負担も一部ございしますので、その意見をも交換をいたしました上で指定をすると、こういうことになって

おります。

で、これは、私は厚生大臣でありまして、あなたにも申し上げたと思つてますが、大蔵大臣ではありまふので、なるべくけちをしなないで、私は被災者の立場に立つた措置を、やはり法律は厳格であつても、すべきだという考え方で、そういう厚生大臣の立場からやりたいと私は考えておりますので、その状況をそろへました上で、できる限りの心配は——これは富士市に限らず、やれるものはやりたいと思つてます。

なお、この地域における認識につきまして政府委員がおりますので、補足させましょうか。

○政府委員(會根田都夫君) 富士市の汚染状況データは、ただいま先生のお述べになりましたとおりにも承知しておりますが、先ほど大臣から申し上げましたように、相当範囲にわたる汚染とこれによる疾病の多発という現行法のたてまえからいいますと、すでに指定になっております川崎等、あるいは最近指定をいたしました尼崎の一部地域と比べますと、やはりその間に差異が一応あるというふうに考えられますので、現在までのデータで、いま直ちに富士市を指定地域とするには多少の問題があるかというふうに考えております。

○国務大臣(山中貞則君) 厚生省の答弁の關係は私は触れませんが、公害防止計画というものについては、四十六年度予算要求の内容で八戸、君津、木更津、富士、大牟田、瀬戸内海沿岸等を予定いたしましたので、来年中には総理大臣の計画作成の指示というものが行なわれると考えております。

○田淵君也君 ただいま厚生省のほうから答弁がございました公害病指定地域の条件ですね。相当範囲とか多発とか、非常にばく然としたことばで、広さで定めるとか、人数で定めるとか、その辺の基準はどうなんですか。

○政府委員(會根田都夫君) これは正直に申し上げます、いわば内規的な具体的な基準は特にございませんで、大体いろいろデータ、大気汚染状況の調査、あるいは疫学的調査等のデータがそろつた

段階で、そのための専門の先生方に集まつていただいて、個別的に、従来の指定地域との比較においてどうであらうかと一々御相談願つておるのが實際でございますが、ただ具体的な基準は特にないとは申しまして、傾向としては過去指定になつたような地域の汚染度なりあるいは有症率がどうかというようなことについては、大体これは実績としてのデータがあるわけでございますけれども、過去のそういうものを見ますと、たとえば汚染度についていいますと、現在の環境基準の年間平均値である〇・〇五PPMの約倍程度、この前後、あるいは有症率で申し上げますと、現在の環境基準は〇・〇五PPMをこえる地域では慢性気管支炎の有症率が対象地域の約倍になる、五％前後になるといふことが一応の基礎になつておるわけでございますけれども、これもやはり倍程度というものが過去指定になつた地域のその時点での実績といふんです、数字になつております。

○田淵君也君 これは具体的に広さについて人数についてもそういう基準はない、ただ、いままでできたところと比べてたらその程度が小さいとか、少ないからやらないというところで、ちょっとこれは理由にはならないような気がするわけですね。それで富士市の場合も、現実の問題として硫酸酸化物による汚染がかなり進んでおりますし、また、ぜんそく患者も続発しておるわけですから、それがただ前のところと比べてたら規模が小さいから指定できないというだけではどうも納得できないように思つてますが、この点いかがなんでしょうか。

○国務大臣(内田常雄君) これは私が有権的に申し上げるわけではないんですが、私は富士市のようなどころにつきましては、こちらが受け身で知事から何とか言つてくるというのを待っているというところではなしに、また従来指定された地域との比較論ばかり言わないで、これはもう私はできるだけその地域の現状の状況や罹病者の状況に応じて心配すべきものだと思います。これはさすがに富士市を指定することではありませぬけれど

も、私はそういうふうに向きとどうか、この法律の恩典に浴する地域が合理的であるようにしてまいりたいと思っております。これは富士市に限らずもうしばらく——御趣旨はよくわかっております。よくわかっておりますので、まあ厚生大臣の人道主義的な考え方にしばらくお預けを願いたいと思っております。

○田淵哲也君 いままでこういう地域の指定というの、地域からの要請に基づいてやったのです。

○国務大臣(内田常雄君) これは、法律上は特にそういう手続は要しませんので、実際問題としてまあ要請とこちらの判断とが——大部分はもう汚染のひどいところは大体承知しておりますので、わかっておりますから、要請がなければいいというふうな性格のものではないと思っております。

○田淵哲也君 まあ現在公害病に指定されている地域が四カ所あるわけですが、これ以外に、まあ富士市以外に厚生省ではどういうところ汚染がひどいから、そういうことを検討しなければならぬ、その辺、そういうところあれば……

○国務大臣(内田常雄君) 私の耳に入っておりますところが二、三ありますが、その都市の名前は、いまことさらここでは申し上げませんが、一般論としていまして、いま指定にはなっておりませんけれども、私はやはり東京都とか横浜とかというふうな地域の一部には及ばなければならぬものだと考えます。しかし、それも私はここでデータをそろえているわけではございません。また、国会でも多少それらの都市の名前があげられたところもございしますが、それを申し上げるというよりも誤解もありますので申し上げませんが、富士市その他の汚染のひどい地域についていままでもより前向きで私は進みたい、こういうことだけをひとつ申し上げておきたいと思っております。

○田淵哲也君 まあいままでの御答弁を聞いております。やほり確かに地域からの要請に基づいて腰を上げるのじゃなしに、厚生省みずからこうい

う地域をあらかじめ調査して前向きに取り組んでいくということが必要だ。これはまあ大臣もそういうことをおっしゃいましたけれども、ただ現にこういう相当の被害が出ておるにわづらわらず、いまだにこれに対しての具体的な方針が出ていないというところは、やはりちょっとふに落ちかねると思っております。

○国務大臣(内田常雄君) これはぜひひとつ常時監視を——いままでは御承知のとおり、公害対策は地域指定主義でございしました。私はこんなところは当然いままの健康被害の地域指定ではなしに、公害対策として公害規制がかかること、あ

るいはまた大気については、これもやはり指定地域主義でございまして、よございとおると思われるところでも地域指定がなされておりましたところもありまして、常時監視がなされておりましたところもありまして、大体厚生省がサボっていらぬというわけではありませんが、常時監視施設がございまして、国は何百カ所かそういう監視測定装置につきましてもこれまで補助金を出して監視

しております結果も出ておりますので——ここにもあるわけですが、今度の問題になつております健康被害の救済指定地域としては、つまりいままでも尼崎を除いては新しく最近追加をしていないのであります。ここにあります地域の中から、前向きで検討してみようというのを私は言うつもりであります。これは全部やってもいいのですが、たいへんな銭がかかるものでござい

ますから、これは厚生省限りでやれない面もございします。合理的なものを合理的な説明をいたしまして、そしてその金をとりましてやっていく、こういうことになりまして、しかし、金よりも人の命が大切な面も多々あるわけでございますので、その辺の調整は、私は人間の命向きに、また苦しんでおる罹災者向きに考え処置をする、こういうこととございしますから、その辺で御理解をいただきたいと思っております。

○田淵哲也君 まあ厚生大臣の御答弁は、全部やつてもいいけれども、金がないからできないというふうな趣旨ですけれども、今度の公害国会でいろいろな法案が整備され、そういう被害者の救済についても前向きに取り組んでいくこと、こういう政府の姿勢があると思っております。そこへもつてきて金がないから金と相談の上で、その地域も全部指定をほんとうはしたいのだけれどもこれくらいでがまんしよう、その姿勢はちょっとちぐはぐじゃないかと思っております。やはり必要な予算要求はどんだんやっております、必要な救済はするというのが厚生大臣としての姿勢ではないかと思っております。

○国務大臣(内田常雄君) 私のことは少し勢いが過ぎたようでありまして、その辺、修正さしていただきますが、健康被害者の多発とかあるいは相当範囲にわたる大気汚染、あるいは水質の汚濁とかいうことの解釈と関連して私はもうでき

る限り人間の命向きにやっていくということ、少くともよございしているところを全部やるとい

うわけにはまいりませんが、合理的な説明がつくところは何も引込み思案じゃなくてひとつ前向きにやらせよう、また、それだけの説得力を持つて財政官庁にも当たつていこう、こういうつもりであることを申し上げておきます。

これはこの国会におきまして、御承知のとおり、法律だけ出せば済むということじゃございませんので、この被害者救済法は改正もありませんけれども、一連の精神からいうと運用でいける面があるわけではございますので、そういうつもりには私

はなつておりますことを重ねて申し上げておきます。

○田淵哲也君 この被害者の救済について、今回の国会での野党側としての不満は、無過失賠償責任とかあるいはこの被害者救済法の救済措置の内容の充実ということが見られなかったわけ、この点は残念に思っておりますけれども、せめていま厚生大臣が言われた運用の面で対象を広げるとか、あるいはもっと徹底的に措置を打つとか、こういうことはやはりやっていたらいいと思

のです。したがって、この富士市の場合も先ほど御答弁がありましたように、いままでのこの基準に当てはまらないとかあるいは予算の措置がいまのところ乏しいからそこで及ばないんだとか、そういう姿勢ではちょっと困ると思っております。やはりいままでの基準には当てはまらなくても、もう少しその基準の範囲を拡大するとか、あるいはもっと機械的に国から積極的にそういう手を打つとか、そういうことをぜひやっていたらいいということをお願いしたいと思います。

それからもう一つ、この自治体の負担という分があるわけですが、これがあるから自治体のほうではやりたくても二の足を踏むということもあるかもわかりません。

そこで要請したのでありますけれども、特に医療費の負担がいま半分が事業団の負担、あとの半分が国とか地方自治体の負担になっているわけですから、これをこの事業団の負担分をもつとふやすべきではないか。本来からいうならこれはもうまるまる事業団のほうで持つてもらうようにしたらどうかと思っておりますが、この点いかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) それも私はこの場で直ちにお答えできる問題ではありませんが、これら問題についても検討をすべき余地はないではないと思っております。

○田淵哲也君 もう一度確認したいと思っておりますが、この公害病の指定地域についての基準はもっと積極的に対象を拡大して考えていく方向なのか。それから医療費の負担についても事業団分の負担分をふやすように要請されるのか、この点はつきりした答弁をお願いしたいと思っております。

○国務大臣(内田常雄君) 前段については状況に応じて制限的ではなしに、より私は積極的に対象地域として指定する方向をとってまいりたいと思

います。

医療負担につきましては、事業団の負担を多くして地方の負担というのを、四分の一くらいのものだと思っておりますけれども、その辺のことについて

は、私単独でいまこではお答えできませんけれども、これも、いまのこれが最良の負担区分であるとも思いませんので、こういうことについてもさらに検討をさせていただきます。

○田淵哲也君 それからきのうの大喜多参考人の意見の中で、公害病に対する認定基準そのものもひとつ研究を要するのではないかと御意見があったわけですが、この点について医学的あるいは疫学的、化学的に認定の基準というものを国として確立すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○政府委員(曾根田都夫君) あるいは先生の御質問の趣旨を取り違えておるかも知れませんけれども、認定基準といふのは、政令で疾病等を指定するといふ疾病の種類が現在のようにならば、認定基準といふ言ひは、慢性気管支炎等ではないかと問題のほかに、具体的に個々の地方における審査委員会を通じての具体的な認定あるいは認定の基礎になっている大気等についての一定の居住要件、そういう要件も含めておることかどうか、多少私のほうの取り違えがあるとはいけませんので、全部についてお答えいたしますと、まず第一番目の疾病の問題につきましては、大気と水について、大気の場合、気管支炎以外に、たとえば一部でいわれております目に対するいろいろな障害が起きているというように、いろいろのご意見をいただいても、はたしてこれが直接に公害病の類型の中として取り入れられるかどうか、しかし、これはいづれにしても専門的、医学的問題でございますから今後検討の対象にはならうかと存じます。

それから個々の患者認定の問題は、すべて第一線における審査委員会にまかせてございしますので、これについて特に申し上げることもないと思ひますが、最後の居住要件等その他につきましては、やはり慢性気管支炎等の疾病の特殊性からいいますと、それが一般的な原因によるものか、当該地域の大気汚染によるものか判別するためにはどうしてもそういう形式的なある程度の要件は必要であり、また、現在の制度、現在の要件で妥当ではないかというふうに考えております。

○田淵哲也君 けさの朝日新聞にも出ておりましたけれども、公害病——同じような病状の人がばいいるけれども、そのうちで公害病に認定されていない人もかなり多いというようにも書いてありました。したがって、現在の基準で妥当かどうか、これは私は再検討を要するのではないかと存じます。やはり前向きに公害の被害者救済をするというなら、あまり厳選して、ほんとうは公害が影響して悪くなっている人もはずれている面もあるわけですが、その面はやはり再考を要すると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(曾根田都夫君) 公害病の地域指定、認定等の問題は、ただいま厚生大臣の前向きのお考えを私もここでどこかに伺ひましたので、今後すべてのいまのような問題も含めて事務局といったしましてはその方向に沿って検討したいというふうに考えております。

○田淵哲也君 それからやはりけさの朝日新聞の川崎の公害病患者の例の中で、公害病に認定されておる人の八〇%が生活難におちいついていいるということがありました。やはり公害病救済の場合に、現在のように医療だけに限定しておるといふのは、私は非常に不十分ではないかという気がするわけですが、この連合審査会でも大臣のほうから御答弁がありましたけれども、本来これは加害者である企業が負担するものであります。やはり生活費の保障をそういうものについては何らかの形でこれを救済してやらないと、非常に困つておるわけですが、被害者が非常に困つておるわけですから、この点は考えるべきじゃないかと思ひます。そこで、公害救済基金というふうなものをつくる必要があるのではないか。これは基金制度にして立てかえ払いにする、そして裁判で確定すれば企業からそれを取り戻す、こういう基金制度が考えられないものかどうか伺ひたいと思ひます。

要であり、また、現在の制度、現在の要件で妥当ではないかというふうに考えております。

○田淵哲也君 けさの朝日新聞にも出ておりましたけれども、公害病——同じような病状の人がばいいるけれども、そのうちで公害病に認定されていない人もかなり多いというようにも書いてありました。したがって、現在の基準で妥当かどうか、これは私は再検討を要するのではないかと存じます。やはり前向きに公害の被害者救済をするというなら、あまり厳選して、ほんとうは公害が影響して悪くなっている人もはずれている面もあるわけですが、その面はやはり再考を要すると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(曾根田都夫君) 公害病の地域指定、認定等の問題は、ただいま厚生大臣の前向きのお考えを私もここでどこかに伺ひましたので、今後すべてのいまのような問題も含めて事務局といったしましてはその方向に沿って検討したいというふうに考えております。

○田淵哲也君 それからやはりけさの朝日新聞の川崎の公害病患者の例の中で、公害病に認定されておる人の八〇%が生活難におちいついていいるということがありました。やはり公害病救済の場合に、現在のように医療だけに限定しておるといふのは、私は非常に不十分ではないかという気がするわけですが、この連合審査会でも大臣のほうから御答弁がありましたけれども、本来これは加害者である企業が負担するものであります。やはり生活費の保障をそういうものについては何らかの形でこれを救済してやらないと、非常に困つておるわけですが、被害者が非常に困つておるわけですから、この点は考えるべきじゃないかと思ひます。そこで、公害救済基金というふうなものをつくる必要があるのではないか。これは基金制度にして立てかえ払いにする、そして裁判で確定すれば企業からそれを取り戻す、こういう基金制度が考えられないものかどうか伺ひたいと思ひます。

○田淵哲也君 それからやはりけさの朝日新聞の川崎の公害病患者の例の中で、公害病に認定されておる人の八〇%が生活難におちいついていいるということがありました。やはり公害病救済の場合に、現在のように医療だけに限定しておるといふのは、私は非常に不十分ではないかという気がするわけですが、この連合審査会でも大臣のほうから御答弁がありましたけれども、本来これは加害者である企業が負担するものであります。やはり生活費の保障をそういうものについては何らかの形でこれを救済してやらないと、非常に困つておるわけですが、被害者が非常に困つておるわけですから、この点は考えるべきじゃないかと思ひます。そこで、公害救済基金というふうなものをつくる必要があるのではないか。これは基金制度にして立てかえ払いにする、そして裁判で確定すれば企業からそれを取り戻す、こういう基金制度が考えられないものかどうか伺ひたいと思ひます。

○田淵哲也君 それからやはりけさの朝日新聞の川崎の公害病患者の例の中で、公害病に認定されておる人の八〇%が生活難におちいついていいるということがありました。やはり公害病救済の場合に、現在のように医療だけに限定しておるといふのは、私は非常に不十分ではないかという気がするわけですが、この連合審査会でも大臣のほうから御答弁がありましたけれども、本来これは加害者である企業が負担するものであります。やはり生活費の保障をそういうものについては何らかの形でこれを救済してやらないと、非常に困つておるわけですが、被害者が非常に困つておるわけですから、この点は考えるべきじゃないかと思ひます。そこで、公害救済基金というふうなものをつくる必要があるのではないか。これは基金制度にして立てかえ払いにする、そして裁判で確定すれば企業からそれを取り戻す、こういう基金制度が考えられないものかどうか伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 公害による健康被害者の生活保障の問題につきましては、いまもお話がございましたように、連合審査会でも質疑応答が重ねられました。大体公害被害といふものは結局発生企業の責任である、その間の最小限緊急な食いつなぎをするという趣旨でこの法律が制定された、ことしの二月から施行された、こういうことでございます。生活保障の面では法律そのものはカバーしてない。これをそのまま含めて改正するかどうかということにつきましては、これは私は決してそれを否定——それらの方々の生活の困難を否定したり無視するものではありませんけれども、いまにわかに私がお答えすればそれで済むという仕組みのものでもございせんので、国会においてそういう御意見があり、また、報道機関でもそういう実情の報道がありますことを私は十分頭に刻み込んでおるものでございします。

公害基金というふうなもの、これはまた後段のお尋ねでございますが、これも一つの考え方であると思ひますので、これもひとつ脳裏に刻んでおきたいと思ひます。

○田淵哲也君 では次に、地方公共団体の公害行政体制の強化整備について伺ひたいと思ひます。すでに全国的に公害の発生が激化しておりますし、また、今回の法律案の作成あるいは改正によりまして地方の規制監視事務がやっばり増加すると思ひます。それからもう一つは、やはり国の権限委譲に伴う業務が増加する、こういう点でやはり地方の公害行政体制を強化しなければならぬ。さらに最近の公害の苦情の件数を見ましても年を追ってやっばりふえてきております。昭和四十一年度では二万五千二百二件であつたものが昭和四十二年度では二万七千五百八十八件、四十三年度では二万八千九百七十件、このようにふえてきておるわけですが、しかもこのふえてきておる苦情の中の受理件数に対する処理件数の割合が七四%にすぎない、残りの二六%が未処理となつて残つておる、こういう実態もあるわけですが、したがって、何としても地方の公害行政の体制を強化しなければ、法律は幾らつくつても実のならないものになるおそれがある。この点についてあと二、三質問をしたいと思ひますけれども、まず第一点として、今回の基本法あるいはその他の法律の制定によつて規制対象事業場がかなりふえると思ひます。これは規制物資の拡大とかあるいは廃棄物処理場の施設等ありまして当然ふえると思ひますけれども、この見通し、どれだけふえるかという見通しをお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) ただいま大蔵省に各省が要求いたしております公害関係予算は今国会において提出いたしました法律を前提としたしておりません。でありますから、田淵君の言われるように、これは今国会の法律が制定を見ましたならば、すでに私のところで作業を始めておりますけれども、各省がそれぞれ権限委譲に伴い、あるいはまた、新しい体制の出来あるいは公害監視官等がどういう形で置かれますか、こういうふうなもの等を考えながら、苦情処理等も地方公害審査委員会等は出発をいたしておりますけれども、これらの問題等について監視官等もまたそういう相談係みたいな、たとえば交通相談員みたいなものの権能もあわせ持つように考えるかどうか、そういうことも検討いたしております。でありますので、早急に、年内予算編成でもございしますから、これを取りまとめまして、本部のほうより各省予算の中で本国会で法律が制定されたことによる必要なる経費といふものを新規の要求として提出をして、地方公共団体に権限を委譲して、そうして財源を与えないで困らせるようなことのないようにいたしたいと考えて作業中でございます。でありますので、まだ金額を幾らというのを申し上げるところまでいっていないことを現時点では申し上げざるを得ないわけでございます。

○田淵哲也君 現在地方の公害関係の担当組織、公害担当組織の現況を見てみますと、公害担当の専門の課を持つものが昭和四十三年度で都道府県では二十八、それから市町村では五十五というふ

何としても地方の公害行政の体制を強化しなければ、法律は幾らつくつても実のならないものになるおそれがある。この点についてあと二、三質問をしたいと思ひますけれども、まず第一点として、今回の基本法あるいはその他の法律の制定によつて規制対象事業場がかなりふえると思ひます。これは規制物資の拡大とかあるいは廃棄物処理場の施設等ありまして当然ふえると思ひますけれども、この見通し、どれだけふえるかという見通しをお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) ただいま大蔵省に各省が要求いたしております公害関係予算は今国会において提出いたしました法律を前提としたしておりません。でありますから、田淵君の言われるように、これは今国会の法律が制定を見ましたならば、すでに私のところで作業を始めておりますけれども、各省がそれぞれ権限委譲に伴い、あるいはまた、新しい体制の出来あるいは公害監視官等がどういう形で置かれますか、こういうふうなもの等を考えながら、苦情処理等も地方公害審査委員会等は出発をいたしておりますけれども、これらの問題等について監視官等もまたそういう相談係みたいな、たとえば交通相談員みたいなものの権能もあわせ持つように考えるかどうか、そういうことも検討いたしております。でありますので、早急に、年内予算編成でもございしますから、これを取りまとめまして、本部のほうより各省予算の中で本国会で法律が制定されたことによる必要なる経費といふものを新規の要求として提出をして、地方公共団体に権限を委譲して、そうして財源を与えないで困らせるようなことのないようにいたしたいと考えて作業中でございます。でありますので、まだ金額を幾らというのを申し上げるところまでいっていないことを現時点では申し上げざるを得ないわけでございます。

○田淵哲也君 現在地方の公害関係の担当組織、公害担当組織の現況を見てみますと、公害担当の専門の課を持つものが昭和四十三年度で都道府県では二十八、それから市町村では五十五というふ

○田淵哲也君 現在地方の公害関係の担当組織、公害担当組織の現況を見てみますと、公害担当の専門の課を持つものが昭和四十三年度で都道府県では二十八、それから市町村では五十五というふ

○田淵哲也君 現在地方の公害関係の担当組織、公害担当組織の現況を見てみますと、公害担当の専門の課を持つものが昭和四十三年度で都道府県では二十八、それから市町村では五十五というふ

○田淵哲也君 現在地方の公害関係の担当組織、公害担当組織の現況を見てみますと、公害担当の専門の課を持つものが昭和四十三年度で都道府県では二十八、それから市町村では五十五というふ

○田淵哲也君 現在地方の公害関係の担当組織、公害担当組織の現況を見てみますと、公害担当の専門の課を持つものが昭和四十三年度で都道府県では二十八、それから市町村では五十五というふ

うになっております。それから専門の係を持つて
いるのが都道府県では十七、市町村では百五十
七、これは非常に少ないわけです。これは四十四
年になれば若干ふえておるのじゃないかと思いま
すが、そのデータわかりましたらお聞きしたいと
思います。

○説明員(立田清士君) 地方団体の公害の組織状
況でございますが、ただいまお話しのとおり、四
十三年度におきましては数字はたまたまお述べに
なつたわけでございますが、その後四十四年度に
かけまして急速に実は整備が進んできておりま
す。現在都道府県では、最近の調査時点では、三十
七が公害課あるいは公害室という専門の課
を持つております。先ほどお述べになりました市
町村の五十五というものが百二十五にふえており
ます。それから係のほうにつきましては、県のほう
はいまの係が課になっていくつておりますから、
逆に減つて九つ、市町村のほうにつきましては百
五十七であった係が二百七十の市町村で設けられ
たということでございます。なお、その後におい
てもなお増加をいたしているような状況に現在
なつてはいる。こういうことでございまして、現在
府県においてはさらにその後、課の新設が、きわめ
て最近の時点で数県において行なわれておる、こ
ういふ状況になつております。

○田淵哲也君 この市町村や府県に対する公害の
専門の課を置くとかそういう面について、国とし
て一つの指導方針を持つておられるかどうか。そ
れからこれについての財政援助というものはどう
なつておるのか。

○説明員(立田清士君) われわれのほうといたし
ましては、地方行政の中において公害対策といふ
ものは非常に重要だということでございまして、
実際に行政体制の整備全体につきましては、公害
に関連いたしましては整備していただくように地
方団体にいろいろ要請をいたしております。もち
ろん組織自体を地方団体でどうおつくりになるか
というの、申し上げるまでもなく、地方団体の御
判断でございすけれども、実際にはそれぞれの

地方団体においてその重要性を認識されまして、
逐次そういう整備が急速に現在のところ進んでお
ります。こういう状況でございます。すでに公害
に關しまして、課ばかりでなくて、局なりあるい
は部を設けられておる都道府県もあることは御承
知のとおりかと思ひます。なお、財政措置につ
きまして、もちろんいろいろな財政措置がござい
ますが、特にこの行政関係の経費につきまして地
方団体として負担すべき部分につきましての措置
につきましては、毎年度この充足をはかつておる
わけでございますが、現在においてもその実態に
即しながら、さらに今後そういう充実をはかつて
いくという考え方で考えておるわけでございます。

○田淵哲也君 それからやはり昨日の参考人の中
で、横浜の公害センターの所長の助川さんから、
公害の初動調査のために、やはり市長の立ち入り
検査の権限とかそういうものがどうしても必要だ
というふうなお話もあつたわけですが、少なく
なくとも政令市については市長への権限委譲とい
うことを考える必要があると思ひますけれども、
この点についてどう考えておられるか。

○国務大臣(山中貞則君) いわゆる地方自治法に
おける指定市というものは、もちろんこれは対象
にするつもりでありますし、さらに公害の態様は、
地域によつて地方自治法で考える指定市のラン
クと別な意味の重要な位置を占める市がございま
すので、それを念頭に置いて、なるべく公害の観点
から地方自治法の指定市にとらわれないで、それ
をこえて多くの市におろすように努力してまいり
たいと思ひます。

○田淵哲也君 あと時間がございませんで、一
点だけこの法案上の疑問の点をお伺いしたいと思
ひますが、大気汚染防止法の第四條の都道府県
の上乗せ条例というものがきめられたわけですが
れども、この中で政府はこの上限をきめないう
う統一見解を出しておられます。それに従つて、
「政令で定める基準に従い、」ということばが修正
されまして、「政令で定めるところにより、」と

なつたわけですね。ところが一方、水質汚濁防止法の
ほうではこの点が修正されておられません。水質汚
濁防止法の第三條の第三項ですね、ここには「政
令で定める基準に従い、」ということばが残つて
おるわけですが、これはどういふわけなんです
か。水質の場合もやはり上限は政府で定めないと
いうことなら、これはことばを合わせたほうがい
いのじゃないかと思ひますが……。

○国務大臣(山中貞則君) これは私も気がついて
おりませんでした。委員会が別な委員会に分かれ
て付託されたためにそういう手落ちが起つたの
だらうと思ひます。でありますから、上限を定め
ないとなれば、当然これも大気汚染防止法と同じ
ように、「政令で定めるところにより、」でけつこ
うであると思ひます。あとは議會のお扱いにおま
かせいたします。それでよろしうございませう
か。

○田淵哲也君 終わります。

○須藤五郎君 ちょっと、運輸大臣が五十五分ご
ろ見えるというのですが、まだ見えてないわけな
んです。それでちょっと速記をとめてください。
○委員長(占部秀男君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(占部秀男君) 速記を起こして。
○須藤五郎君 大気汚染の二大原因であるところ
の自動車の排気ガスについて排気ガス対策をつ
くつた運輸技術審議会自動車部会の委員中、自動
車エンジンの専門家はだれだかということによ
ります。

○政府委員(野村一彦君) 運輸技術審議会の委員
の中で、自動車の専門家は島秀雄さん、それから
警察科学研究所の大久保さん、日本自動車技術会
会長の斉藤さん、東大教授の平尾さん、それから
日野自動車の本家さん、この五人がおられます。
○須藤五郎君 それじゃ医学者は一体どれほどお
りますか。

○政府委員(野村一彦君) 国立公衆衛生院の労働
衛生部長の鈴木武夫先生が入つておられます。

○須藤五郎君 私がこんな質問をなぜするかと申
しますと、大気汚染の二大原因であるところの自
動車の排気ガスの低減目標をきめよう、こういう
大切な部会では、ただ一般的な形式が整えばいい
ということではなしに、自動車工学、内燃機関専
門家をもつと多く入れ、それからまた医学者につ
いても、自動車技術からと輕視せずにたくさん
入れた部会にして、総合的に科学的に、しかも公
害防止の立場を優先することを、私は組織的にも
保障する必要があるのではないかと、こういう
ふうに私は考えたものですからいまのような質問
をしたわけですが、トヨタ自動車副社長や日野自
動車の人が入つておられますが、なぜ学識経験者
をもつとたくさん参加させなかつたのか、こういう
ふうに私は思ふのです。というのは、今度の公害委
員会には公害企業の代表は入れないということ
になつております。ところが、その審議会にはや
りこつた公害を出すところの企業の代表が入つ
ていてということ、それは、そもそも私は間違ひの
ものではないかと思ふのです。大切な審議会、部会に
形式だけではなく、臨時に学識経験者を多くして
でも総合的、全般的な審議を尽くすべきで、その
点少し不十分であつたと思ふのですが、どうい
ふふうにお考えになりますか。これは大臣がいら
っしゃつたら私は大臣に伺いたい点ですが、総務長
官はこういう点についてどういふふうにお考えに
なりますか。

○政府委員(野村一彦君) 先ほど申し上げました
ように、運輸技術審議会の中に自動車部会をつ
くりました、そこでいま申し上げたような方が委員
になつておるわけでございますが、この代表の多
くはいま申し上げた方のかに、たとえば朝日新
聞の論説委員の岸田さんとか、それから阪神電
鉄の、これは企業の方ですが、野田社長、それか
ら国鉄の技師長の宮地さん、こういうふうな方々
がおられます、どちらかというところと直接自動車企
業等に関する方の方が多い方が多いと思ひますの
で、ただいま先生御心配のような企業の代表とい
う意味でなくて、むしろこういう方々も、家本さ

んにしろ、自動車工業会の専門家としてそちらの団体のほうに推薦されておられる方です。人数的にも第三者の代表の方が多うございまして、そういう意味でも私は公正な審議が行なわれておると思います。

○須藤五郎君 自動車の利益代表じゃないといつたて、やはりトヨタ自動車の副社長がおり、それから日野自動車の代表の方が入っておるといふことは、やはり企業代表だといわれてもやむを得ない点だと思ふのです。これは公害委員会の精神にも私は反するところの人選だと思ふので、こういうことではいかぬということを私は言っておるわけなんです。今後もしこういう方針でいくのですか、どうなんですか。

○国務大臣(橋本登美三郎君) 政府委員のほうからお答え申し上げたいと思いますが、現在やっております運輸技術審議会というのは、先ほど説明しましたように、中心は学識経験者等から成っております。利害関係の者を入れておきますのは、必ずしもこれによって意見が左右されるということではなくて、問題はやっぱり技術開発の面でありまして、これをやるには技術開発の面でありまして、意見をやっぱり聞いておく必要があるのみならず、政府としては今後ガス排出の規制については、もちろんこれは技術開発を無視して、かつてなことを言つてもしかたがありませんけれども、メーカーにとつては相当つらくとも、現在の公害問題から考へてかなりきびしい限度をもつていきたいと考へております。ことに、御承知のように、新車あるいは中古車につきましても、従来この規制を昨年審議会の答申を受けておりますけれども、技術開発は一日一刻を争うといひますか、ほとんど開発されていきますから、それに従つて近い将来、いまより以上の規制を考へていくということでも臨みたいと思つております。

○須藤五郎君 自動車排出ガス対策基本計画では、昭和四十八年の窒素酸化物 NO_x の目標が、アメリカより約五〇％高いのは一体なぜでございましょうか。

○政府委員(野村一彦君) いま須藤先生の御指摘の数字よくわかりませんが、私も現在正式に決定をしております規制計画を見ますと、窒素酸化物は昭和五十年一キロメートルあたり〇・六グラム、それから米国は同じく一キロメートルあたり〇・六グラムで同じ数字になっております。

○須藤五郎君 私は五十年のことを言つておるのではなくて、四十八年のことを言つておるんですよ。そんな先のことでなくて、すぐ目の前のことを言つておるんですよ。

○政府委員(野村一彦君) ただいまの私の答弁適切でございせんでしたが、こういうことでございします。五十年は重量規制をやります、先ほどの五カ年計画に基づきまして二段階に分かつて規制をする、その第一段階が四十八年でございします。つまり、七三年でございしますが、そのときには残念ながら日本の規制はそこまで及ばない。第二段の規制をいたしまして、昭和五十年になつて、先ほど私が申し上げました同じ数値になるといふことでございします。こういう五十年で同じ数値にまで到達しますために、エンジンの改良とかあるいは測定方法の開発とか、いろいろ技術的な開発を日本としてやらなければなりません点がございますので、先ほどの運技審の答申に基づきまして、二段階に分けて規制をするという方法をとつていくわけでございします。

○須藤五郎君 四十八年にアメリカより五〇％高いのはまだ技術的に低いからだ、そして五十年にはアメリカと同じようにする、そのために二段階に分けてとにかく努力する、こういうことですね。

○国土可住面積当たり自動車保有台数の比率は、日本はアメリカの何倍に当たりますか。

○政府委員(野村一彦君) ちょっとたゞいま手元に数字を持っておりませんので、取り調べましてお答えいたします。

○須藤五郎君 私の手元に資料がありますがね。日本は可住地一キロ平方メートル当たり百十八台、それからアメリカは一キロ平方メートル当たり二

十六台です。すなわち、日本は、可住地——国土可住面積から判断するならば、アメリカの四倍あるといふことになるわけなんです。それは一般的に言ひまして、日本のほうが、都市では、可住地におきましてはよれがアメリカよりも非常に大きい、こういうことが私は言えると思ふんですが、どういふふうにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(野村一彦君) 私、手元に数字を持たなかつたのですが、いまの先生の御指摘の台数から見れば、そういう先生のお説のようなことになると思ひますが、まあ、いろいろこれは台数だけでなくいろいろな環境にもよることと思ひますので、台数だけからは——台数だけが唯一の汚染の要素にはならないと思ひますので、そのほかの要素も考へてみないといけません。

○須藤五郎君 それは私は車の数だけで簡単に言わねえじゃないです。それは大きい車もあり、小さい車もありますから、それはアメリカのほうが概して車は大きいかわからぬ。だから台数は少なくても排出ガスは多いといふことも言えるかも知れません。しかし、可住面積と台数と比較した場合それはどういふことが言えるんです。アメリカよりも少ないといふことは、あなたたち、言い切れないと私は思ふ。アメリカよりひどいといふことはこれはもう常識的にすぐ判断のつく問題だ、こ

ういふふうにお考えです。だから、七月十一日の毎日新聞は、「無公害エンジン開発が急務」という題で解説していますが、「自動車の排気ガスによる公害が問題になっているだけに運輸技術審議会の自動車部会による長期的、包括的な排気ガスの自動車部会が一応ルールに乗つたことは評価されてよい。ただ、審議の途中、一部の学者委員から指摘があつたように、これで万事OKかといへば、いささか疑問といわねばなるまい。たとえば規制目標値のとり方だ。どれくらい量の量なら、人間の健康にとって有害かという科学的裏付けもなしに、ただ「米国のなみ」という観点から決定された。逆に「米国のなみ」という考え方ではいふなら、

それを押通せばよいものを、規制目標年度のとり方は、米国より二年遅れ(たとへば米国の一九七五年の規制目標値は、わが国の昭和五十二年のそれにほぼ等しい)というありさま。これでは、自動車メーカー側の委員の圧力で、二年遅れにされたといふふうにも弁解のしようがあるまい。」と、こ

ういふふうには毎日新聞は書いておるわけですね。こ

ういふふうには毎日新聞は書いておるわけですね。こ

ういふふうには毎日新聞は書いておるわけですね。こ

そこで聞きますが、運輸省は道路車両運送法の保安基準——省令ですね——で、昭和四十五年八月からの新車は、一酸化炭素(CO)アイドル濃度四・五％、中古車五・五％としておりますが、四十六年新車から幾らにしようかと考へてございしますか。

○政府委員(野村一彦君) 新車につきましては、一酸化炭素の規制は、四十四年九月に最高濃度二・五％、これは走行サイクルの規制でございしますが、二・五％に引き下げておりますが、これがずっと適用になるわけでございします。

○須藤五郎君 これは八月からの新車のアイドル濃度ですね、これは四・五％、中古車の五・五％は、もつときびしくすることができるとは思ひません。

○政府委員(野村一彦君) ただいまの御質問でございしますが、新車の検査にいわゆるフォアモードの規制と、アイドルの規制とございまして、アイドルの規制、つまりエンジンを動かして車が動かない状態ではかつたものが、いま先生御指摘の四・五％でございします。それからフォアモード規制、つまり自動車の動く状態を四つの形、エンジンを始動して、加速して、また減速するといふ、それを通じた平均と申しましようか、その規制値が二・五％、こういうことになつておりました、これが今後行なわれていく、こういうわけござ

いまして、

いまして、

いまして、

いまして、

います。

○須藤五郎君 トヨタのパブリカ二〇〇、カロ
ーラの一四〇〇、コ罗纳の一七〇〇の量産車検査
で、フォアモード値二%をこえているのは何%あ
りますか。

○政府委員(野村一彦君) 私どもの調べたところ
では、トヨタのパブリカは最大二・一七フォア
モード、コ罗纳が二・三四、カローラは一・七四
と、こういうことになっております。

○須藤五郎君 私が調べましたのはこういうふ
うになってるんです、パブリカで一三%、カ
ローラはゼロです。コ罗纳は七%なんです。こ
れを逆に言いますならば、パブリカでは八七%、
カローラは一〇〇%、コ罗纳は九三%が政府の基
準、フォアモード値二・五%より下の二%以下だ
と、こういうことが言えるわけです。二%以下で
量産して売られておるといことが、これではつ
きりして売られておるといことが、政府の
基準より業界のほうが先へ進んじやっているん
です。いいですか、これが問題なんです。現在
すでに二%以下が大抵だ。二%以上の車はわずか
なんです。多少技術的改修を加えれば、この二%
以上の分についても減らすことができるはずだと
思うんです。なぜ、ことし八月から二%の基準を
政府は実施をしないのか、事実こうなってるんだ
から。そこなんです問題。どうなんですか。

○政府委員(野村一彦君) ただいま先生の御指摘
のように、非常に生産技術の進んでいる工場等
におきましては、もちろん二・五%、中には二%以
下のものもあるというところは、御指摘のとおりで
ございます。しかし、数多くの自動車メーカーが
ありまして、その技術的な能力といえますが、レ
ベルというものは必ずしも同一じゃありません
で、いま先生の御指摘になりました例は、おそら
く技術的な水準としては非常に高い、日本では一
番高い水準を言われたものと思いますが、まだそ
れまでに至りません、技術水準がそれより劣る企
業もありますし、そういう点から考えまして、自
動車の運行も正常に行なわれる、また、それから

排出される排出ガスについても、それが人体に対
してさほどの影響がないというところで線を引き
ますと、二・五ということに、これは専門家の審
議を経てなっておりますので、ただいま先生の御
指摘の点は、これは最良の、一番レベルの高い企
業の例だと、私はかように考えております。

○須藤五郎君 こういうデータもあるんです、
運輸省自動車局の調べですが、いずれもフォア
モード値なんです。日産チェリーは一・三五%、
ローレル一八〇〇、一・六%、ブルーバード・ス
リース一・一六%、三菱ギャラン一・六一%、
ギャラン・ハードトップ一・三九%、パブリカが
一・三%、カローラが一・二%。コ罗纳が一・三
%、これは運輸省の新型審査測定値なんです。こ
ういうふうになると実際には運輸省の規定よりも
進んでるんです。それにもかかわらず何でうしろ
のほうにくっついてそういう基準をつくっていか
なければならぬかということなんです。もうほと
んどこういうふうになってるんです。あなたの
おっしゃるのとはこの車が存じませんが、こうい
うふうになってるんです。これでいきますと、お
もな新車はすでに二%以下が実行されておるとい
うことが言えるわけです。

また、こんな新聞記事もあります。もう一つ
新聞記事を読みますと、こういうふうになってお
るのです。これは十月三十日の日経でございます
が、『排気ガス防止のため米国向け輸出車に付け
ている排気ガス防止装置を国内販売車にも装備し
てはどうかとの声が高まっているが、日本自動車
工業会は二十九日の理事会で「輸出車用装置をそ
のまま国内向けに転用するのは適切でないが、排
気ガス排出量が実質的に米国並みになるよう業界
の自主的基準を設け、それに見合った装置を各社
とも四十七年四月から装備する」との方針を固め
た。』こういうふうになっておる。また、川又自工
会会長は、同じ日に、『内容的には政府の規制目
標として打ち出されている四十八年の排気ガス規
制を実質的に繰り上げる「中間措置」と受け取っ
てもらってもよい』と、こういうふうに川又さん

も言ってるわけです。こういうふうに業界が前に
進もう進もうとしておるときに、政府はそれの足
を引っばるように、それよりもずっと後退した基
準を出していくということはおかしいじゃないで
すか。もともと政府が引きずっていくような
姿勢をつくるべきで、業界のうしろからくっつい
ていく、業界の最もおくれたところを守るために
業界のうしろからくっついていくというのでは、
これは私は政府の取るべき態度ではないと思うの
です。もっと進んで業界を引っばっていくような
姿勢を固めるべきではないかと思うのです。それ
では最初に紹介しました毎日新聞の記事ではあり
ませんが、政府は業界のあとから最低の基準にば
かり合っていると、こういうふう言われても
私はしかたがないと思うのですが、どういふふう
にお考えになりますか。

○政府委員(野村一彦君) まず最初に、先生が
おっしゃいました幾つかの、日産、トヨタ、三菱等
の車のフォアモードの新型審査の数値でござい
ますが、これは先生がおっしゃったような数値が
出ていることは私も承知しております。しか
し、これは、言うなれば、日本のトップの、一番
技術水準の高い会社の一番いい車でございまし
て、いわばもう各社のベストの車を御指摘になっ
たもので、これが二・五よりも低いということ
は私どもとしてこれは十分あり得ることだし、ま
た、それはそれでけっこうなことだと思えます。
ただ二・五と申しますのは、先ほど申しましたよ
うな、これ以下でなければならぬということ
現在きめておるわけでございますが、私どもの長
期計画に基づく規制のプログラムにおきまして
も、来年度ではいまの二・五という最高値を、こ
れを平均濃度の規制に持っていくというつもり
で準備をしておりますので、この規制はさらに
もっと厳格にきびしくなるということは当然言え
ると思えます。

月の二十何日でございます。それ以後もつと答
申が進んだ方向でなされておりますので、それは
当時の記事よりは審議会の答申は前進をしておる
と思えます。

それから規制の数値について、業界の考えより
も運輸省のほうが甘いという御指摘でございます
が、これは私も、業界はいろいろ米国において
も規制を強化されておる、その速度も速められよ
うとしているというふうな情勢にかんがみて、日
本の業界としてこれにもつと対応すべく前向きに
検討する用意があるのだという趣旨の発言でござ
いまして、私どもももちろん一応の目標は長期計
画で立てておりますけれども、あそこ定められ
たエンジンの清浄装置の開発とか、あるいはエン
ジンの改良とか、そういうものが進んでくれば、こ
れは当然その事態に相応して規制を早めるという
ふうなことはこれは技術的に考えるべきことでご
ざいます。そういうふうに御承知いただきたいと
思います。

○須藤五郎君 まあいろいろ言われましたが、私
はやはり問題があるというふうに考えます。い
ろいろ努力されておるようには伺いますが、一番大
切な立場が抜けているように私は思うのです。そ
れでは来年から光化学スモッグがなくなるとは
きり言えますか。早く有効な対策を強めなければ
来年も光化学スモッグが発生するのではないか。
東京だけではなく、大阪もその危険が指摘されて
おるわけです。先日、厚生大臣も運輸大臣に対し
て二分の一から三分の一にすべきだと、こういうよ
うなことを言っているのじゃありませんか。どうい
うのです。それにはメーカーのあと押しのような姿勢で
なしに、今日の技術的な水準のぎりぎりの規制基準
をとる。ある場合には先回りした基準をきめて、そ
れにメーカーの技術水準を引き上げていくという
ことが、私は公害防止の立場からは必要ではなか
らうかというふうに考えます。先ほどあげました
データから言いますと、すでに今日二%の水
準があるので、来年度からの規制基準をこ
の立場で見直してみるつもりはないかどうか。国

民の立場から見れば当然に必要な措置だと思いますが、運輸大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(橋本登美三郎君) だんだんのお話でございまして、まあ運輸省当局が、あんまりいい親心でありませぬけれども一種の親心を持って、中小メーカのものも考えながら、以下でありますから、それがゼロになつても一になつてもいいわけですから、こういう点に置いたのだからと思ひますけれども、ただわれわれ政治家ばかりではなく、公僕と言われる役所の人たちも、公害に対する感覚をもつと強めなければならぬと思ひます。これはもうあえて日本だけでなく、これは世界的の問題でありますからして、したがって、メーカその他に対してきびしい条件を付してもこれは当然であると思ひますからして、したがって、せんだつて実は自動車局長に対して、従来審議会で定めました基準をなお検討の上、積極的な措置をとるようという指示を与えております。いずれなるべく早い機会に審議を開きまして、これらに対して諮問をしたいと思ひてゐる次第であります。

○須藤五郎君 排気ガス対策基本計画でも内燃機関の改良促進、自動車排気ガス清浄装置の開発、石油系燃料の改良など、総合的に取り組むのは昭和四十八年目標の達成後となつておるよう聞いております。エンジンの改良も必要でございまして、排気ガス清浄装置もかなり開発途上にあるというのを聞いておりますが、四十八年以後自動車に排気ガス清浄装置をつけさせる方針のようではあります。技術開発を早めるように努力をされるおつもりでございましょうか、簡単に回答ください。

○政府委員(野村一彦君) 排気ガスの清浄装置につきましては、確かにいろいろの研究施策、あるいは一部実用等が行なわれておりますが、まだその防除技術の開発という点からいいますと必ずしも十分ではありません。それから清浄の性能、それから耐久性等についてはなお改善の余地が

ございますので、今後さらに私どもとしては、交通安全公害研究所等において研究をするにとともに、四十七年を目途としてその実用化と申ししますか、こういうことが実現できるようにやつておるわけでございまして。

○須藤五郎君 性能のよい、実用性の強いものをつくることも私は可能だと思ひます。四十八年以後でなければ取りつけないと固定化してしまふんですか。その点を伺つておきたいのです。

○政府委員(野村一彦君) 四十七年を目途に工業化するということでございまして、これは目途でございまして。したがって、研究が促進されて自信のあるものが出来たら、これはその時期を早めるということも可能であるわけでありまして。

○須藤五郎君 私は以上の立場から、政府が業界を引き上げて、排気ガス規制基準を改定強化し、また、有効な清浄装置の開発、実行化のために、必要な場合は、業界の技術をも協力させて、一そ努力されるように私は希望したいと思ひます。その立場なくしては、大気汚染を防ぐ道はないと、こういうふうにお考えでございまして。今後排気ガス規制基準の強化のための決意と方針を、私は大臣から一応伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本登美三郎君) 原則的には、これは通産省の技術開発に待つわけでありまして、規制は運輸省がやっておりますので、通産省とも十分に打ち合わせをいたしまして、積極的に規制強化に進んでいきたい、かように考えて、同時にまた通産省のほうで国が十分助成を重ねつつ、いま言ったような機器の開発も進めてまいりたい、かように考えております。

○須藤五郎君 次に、公害防止事業費事業者負担法について少し質問をいたしたいと思ひますが、今度の公害対策基本法の第三条の「事業者の責務」の条項に「必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する」と、こうあります。しかし、これでは一般的な義務と責任を示し

ただけでありまして、企業者の責任をもつと明確にする立法が必要ではないかと思ひます。企業や公害源の責任がこれでは明確ではないと思ひますが、また、これを守らない場合の罰則がこれにはないと思ひます。これではたして目的を達することができかどうかですね。その点一

○国務大臣(山中貞則君) この三条を、「事業者の責務」を受けて、今回の公害防止事業費事業者負担法というものもそういう精神で前処理というものの義務づけをおるわけでありまして、これらのものに関連する公共事業を行ないます際は、単に責務ではなくて、それらに定められた負担金を納めなかつた場合は国税徴収法にのつとて、国税、地方税の次にその負担金を徴収する。しかも、それは延滞した場合においては延滞金から先にとつていくぞ、ということもございまして、罰金よりも、実際に国税徴収の権力を持つと同じ意味で徴収をしていきますから、それに伴つて差し押えとか、競売とか、そういうところまでいけるというふうには私は考えておりますので、このことの罰則よりも、負担金を強制的に取り立てていくのだという意味で、罰則以上の効果をあげていくというこのほうでいけるのではないかと

思つております。

○須藤五郎君 一々質問すると、少し時間がかかりますから、かためて質問してまいりたいと思ひますが、公害防止の事業費は、私は公害を起こした事業者が全額負担すべきものだ、というのが私たちの考えなんです。この法案は、国または地方公共団体の防止事業費の一部を、公害を起こした企業が負担する、こういうことになつておりました。これは私は不合理じゃないかと思ひます。朝からのお答えで、田子の浦のヘドロのような場合は十分の十、全額企業が負担するということがおつちやつています。しかし、私はあらゆる事業から起こった公害は、これは企業が全額負担していくべきだと思つておるのですが、たとえばこういう問題が起こったときはどうでしょうか。

地下水汲み上げによる地盤沈下が起つた場合、これは衆議院でのお答えによりますと、地下水はだれが汲んだかわからぬので、地盤沈下が起つたからといって負担をだれにかけていいかわからぬから、どうにもならぬという意味のお答えがあつたようでございまして、石炭採掘で地盤沈下した、そのときには、石炭会社が掘つた石炭一トンについて幾らというふうな、その地盤沈下公害が起つたときのために金を積み立てておるということも聞いておりますが、この地下水汲み上げによる地盤沈下のためにも、やはり石炭企業のやつておるような、一トンの水に対して幾らというふうな拠金といひますか、拠出をさせて、それを

ずつと積み立てていって、そうして地盤沈下が起つたときそれを使うというふうなことも私は考えられると思ひますが、そういうことは考えていらつしやらないのかどうか。この地下水の汲み上げによる地盤沈下に対する負担は、どういふうにやつていらつしやるつもりか。負担するところがないからといって、全額国庫が負担していくというふうなことは、これは私は私は不合理な気がいたします。その点お答えをいた

だきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) これは、企業が全額負担すべきことが原則でございまして。ただ、ここに事業費事業者負担法で定められておるそれぞれの事業の類型は、全額負担させるにはその事業の目的が、たとえばグリーンベルトみたいな、そういう別な性格のものである、あるいは公害の起る前に起らないようにする事業というふうなことから、比率が幾分低くなつたりいたしておる。これが、問題のいまの地下水汲み上げにしろ、これはたとえば天然ガスによる地下水の汲み上げといったようなものが、自動的にその周辺に地盤沈下をもたらした場合において防潮堤をつくらなければならぬというふうな場合には、その原因者たる企業者がはつきりいたしますので、そういうものの場合は、この公害防止事業費事業者負担法案においても、防潮堤等に対する応分の負担というも

のは考えておるわけでございます。しかしながら、水脈というものが非常に複雑広範な分布を示しておりますところから見て、あながちこれがビル用水だけでいっておるものなのか、あるいは工業用水だけでいっておるものなのか、またはどの企業だけなのか、あるいはこれが遠く上流の、一般の普通の家庭が汲み上げている地下水、井戸水でございますね、そういうもの等も原因があるやに、いまやいわれるときになってきている。そうした非常に総合的な原因というのになりますと、それらの問題についてのだれに一体負担させるか。負担はさせることはささよう。しかし、だれとだれにさせるかという問題がたいへんむずかしい問題であるかと、私はいまのところ考えておるわけでございまして、いまの御提案の、そのためにたとえば地下水を汲み上げてビル用水に使っておる、工業用水に地下水を汲み上げて使っておるというような企業等が、積み立て金等を、基金等をつくって、そうして必要な負担に應ずるということも、対象を特定できれば考えられないことではないと思ひますが、いまここでちょっと即答いたしかねる御構想なので、なお検討させていただきます。

○須藤五郎君 もう一つ。田子の浦のヘドロは十分の十企業が負担するということをあなたもおっしゃっていらつしやるが、田子の浦のヘドロはいま百万トンといわれていますね。百万トン片づけるのに、一日に何トン処理して、幾日間かかるかということができますね。その費用はどのくらい見積もることができるのか。また、それを片づけておる間も、今日なおヘドロは出ておるわけですね。聞くところによると、三千トンぐらゐ出ておるということをお聞きわけですが、そうすると、毎日三千トン片づけていって、まだ百万トンのヘドロはそのままというわけですね。ですから、百万トンをゼロにしていくなめには、毎日々とにかく相当のものを片づけていかないと、田子の浦のヘドロは解決しないことなんですね。そうすると相当年限もかかるだらうし、相当の金もこれには要する

ことと考えられるわけです。こういうことをちゃんと企業に、一〇〇％正確に企業に負担さしていくというこの方針には間違いがありませんね。どうですか。何年かかってもそれをなし遂げますか。

○国務大臣(山中貞則君) すでに堆積しておりますものの排除についてはそのとおりでございます。しかし、それが企業の防止施設も整い、そして、それから出る数量もわずかになってまいりまして、なおかつ、しかし堆積は行なわれているという場合等の恒久的な負担等については、富士の大沢くずれあたり等の、やはり土砂等の流入等もある程度まあいまのところ一〇％ぐらゐと推定いたしておりますが、そういうものも将来配慮しなければならぬ時期がくるんだということはお考へております。

○須藤五郎君 それじゃ、富士の田子の浦のヘドロを解決するのに、どのくらいの費用とどのくらいの年月を要するというふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(城戸謙次君) 田子の浦のヘドロの処理につきましては、当初の外洋投棄案から港内移動案、あるいは脱水機による案、さらにまた富士川の河川敷を利用する案と動いてまいりまして、現在は第二次的な公害を発生しないかどうかというような検討と相待ちまして、費用の面につきましても果ては検討いたしておる段階でございます。私ども最終的に幾ら要するかという数字は把握いたしておりません。

○委員長(占部秀男君) 本日の四案に対する質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会